

平成 27 年度
自 己 点 検 評 価 書

平成 27 (2015) 年 5 月
大阪経済法科大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1 使命・目的等	8
基準 2 学修と教授	14
基準 3 経営・管理と財務	66
基準 4 自己点検・評価	79
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A 国際交流事業と国際教育	82

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の理念・大学の基本理念

本学園の建学の理念は、創立者金澤尚淑博士の信念に基づくものである。

金澤博士は、経済学と法学の両方を学び、その後、実業界に身を投じ、経済と経営に通暁するにつれ、法律に対する精確な認識が不可欠であることをあらためて確信した。

金澤博士は、知識基盤社会の到来を予測して、学ぶ意欲を持ち、そのための努力を惜しまない者すべてに門戸が開かれた高等教育の実現に向けて尽力し、昭和 46 (1971) 年 1 月 27 日、学校法人大阪経済法律学園を設立し、同年 4 月、大阪府八尾市に経済学部と法学部の 2 学部からなる大阪経済法科大学を開設した。

本学園の建学の理念は、学校法人大阪経済法律学園寄附行為（以下、寄附行為という）前文において、次のとおり定められている。

「創立者金澤尚淑博士は、『経済と法律が社会の両輪であり、この二つの学問を修めることによって無類の人格を形成することができる。』との信念に従い、万人に開かれた高等教育の実現を目指し、幾多の苦難を乗り越えて、一九七一年（昭和四十六年）に学校法人大阪経済法律学園を設立した。本学園は、創立者の建学の理念に基づき、広く知識を教授し、実践の中から真理を探究する実学の精神を持った人材の育成を行うとともに、教育研究を通じて人権の伸長と国際平和に貢献することを使命とする。」

学園の建学の理念を受けて、本学は、「経済と法律、二つの学問の修得による人格の形成」「実践の中から真理を探究する実学の精神を持った人材の育成」「教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献」を建学の理念の 3 大要件として定め、その実現に努めている。

2. 使命・目的及び大学の個性・特色など

本学は、学則及び大学院学則において、大学及び大学院の使命・目的を、「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念に基づいて、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性と国際感覚にあふれた独創的で実践力に富む人材を育成し、もって社会の発展と平和に貢献することを使命とする。」（大阪経済法科大学学則第 1 条）、「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、知識基盤社会において高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことをもって、社会の発展に寄与することを目的とする。」（大阪経済法科大学大学院学則第 1 条）と定め、使命・目的を実現するための教育研究活動に邁進してきた。

また、「経済と法律が社会の両輪であり、この二つの学問を修めることによって無類の人格を形成することができる」という建学の理念に基づく教育実践を実現するために、経済学部及び法学部のカリキュラムポリシー（CP）において、以下のことを定めている。経済学部学生に対しては、学部専門科目に加えて、経済学及び経営学の関連分野として、基礎

法、公法、民事法、企業法、社会法、国際法、政治学等の法学分野からなる法学部設置の専門科目群から、上限単位数の範囲内で選択履修することを奨励している。また、法学部学生に対しては、学部専門科目に加えて、法学・政治学の関連分野として、経済理論、経済政策、経営理論、商学、会計学等の経済学部設置の専門科目群から、上限単位数の範囲内で選択履修することを奨励している。

このような CP に沿って、他学部で取得した専門科目の単位を、上限を定めて卒業要件単位として認める「経法相互乗り入れ」制度を設け、建学の理念に基づく教育実践として重視している。

本学は開学当初から、多様な学生を受け入れ、現代社会の諸課題に積極的に取り組み、それらに創造的に対応できる実践的能力を有する人材を育成し、一人ひとりの希望進路の実現に向けた、教育的付加価値の高い教育実践を展開してきた。具体的には、学生が主体的に行動する態度・志向性を身につけ、創造的な思考力と実践力を高めるために、教育課程において、演習を重視し、少人数教育やフィールドスタディ、アクティブラーニングの充実に努めている。

また、第 1 に、学生が将来の進路や職業を意識し、そのための知識と技能を修得することを目的として各学部においてコース制を採用している。第 2 に、これら専門教育科目と並行して多くの共通教育科目を開設し、それを実施する組織として教養部を設置している。第 3 に、正課授業とタイアップし、正課外において、高度専門職業人、公務員等の育成をめざす S コース（特修講座）や技能資格の取得を目的にした資格講座（基準項目 2-5 を参照）を積極的に開講している。第 4 に、正課内におけるキャリア形成の支援を目的とした科目（基準項目 2-5 を参照）を 1 年次から開講し、学生の就業力の育成に力を注いでいる。また、本学園の建学の理念に基づく実学教育を重視してきた。企業や中小企業家同友会、自治体と連携した体験型学修等を推進している。以上のように、本学は教育重視の大学として、学生の特性と発展段階に応じた教育を展開することで個性をのびし、付加価値の高い専門教育と教養教育を行っていると自負している。

これらの成果として、地元関西を中心に、産業界の第一線に立つビジネスパーソンを始め、地方自治体の首長、弁護士や公認会計士、税理士等の高度専門職業人、地方議会議員、公務員、教員等、社会の様々な分野で活躍する卒業生を輩出している。

さらに、本学は、昭和 46（1971）年の開学時から、「教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献」を建学の理念の要諦の一つに据え、国際交流・国際教育を中心とする教育研究活動を行ってきた。国際交流ネットワークを形成するため、昭和 54（1979）年のルーズベルト大学（アメリカ）を海外協定校とする協定締結に始まり、昭和 59（1984）年にニース大学（フランス）、昭和 61（1986）年に北京大学（中国）、昭和 62（1987）年にハワイ大学（アメリカ）と、着実に協定校を拡大し、学術交流及び留学生の派遣・受入等の学生交流を実施してきた。現在では、アジア、ヨーロッパ、北米、南米に及ぶ世界 21 か国地域、55 の大学・研究機関との間で学術交流協定を締結し、学生の相互派遣、国際共同研究、国際シンポジウムの共催等、活発な国際交流を展開している。

近年、海外協定校との間で、様々な留学や海外体験プログラム等の国際教育プログラムに力を入れており、平成 9（1997）年度から平成 26（2014）年度までの間に、計 1,200 人以上の本学学生が留学や海外体験に参加した。一方、グローバル人材育成のもう 1 つの

柱である外国人留学生の受入れと教育には、「留学生 10 万人計画」が発表された直後の昭和 60（1985）年から本格的に取り組み、これまでに世界 19 か国・地域から 1,600 人を超える留学生を受け入れてきた。さらに、平成 20（2008）年に政府が発表した「留学生 30 万人計画」を受けて、留学受入国の多様化を進めた結果、平成 26（2014）年 5 月 1 日現在、本学には、6 か国 346 人の私費留学生、6 か国・地域 16 人の交換留学生、合わせて 11 か国・地域 362 人の留学生が、本学で学んでいる。日本での研究のために滞在する交換留学生はもとより、留学生の存在は本学の学生に大きな刺激を与え、大学の活性化につながっている。

他方、平成 27（2015）年度に、大学院経済学研究科経済学専攻を設置し、経済学に関する高度の専門知識を備え、現代社会が直面する経済的諸問題に対して解決の方策を提案できる、高度の専門的職業人を養成することを目的としている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 46 (1971) 年	1 月 4 月	学校法人大阪経済法律学園設立 大阪経済法科大学開学 経済学部（入学定員 100 人）、法学部（入学定員 100 人）設置
昭和 47 (1972) 年	4 月	校友会（学生自治組織）発足
昭和 48 (1973) 年	4 月	教職課程開始
昭和 49 (1974) 年	4 月	入学定員増認可（経済学部 200 人、法学部 200 人）
昭和 52 (1977) 年	4 月	経済研究所及び法学研究所開設
昭和 54 (1979) 年	4 月	総合科学研究所開設
昭和 58 (1983) 年	7 月	父母会発足（平成 17（2005）年 4 月、教育後援会に名称変更）
昭和 62 (1987) 年	4 月 9 月 12 月	情報科学センター開設 出版部開設 アジア研究所開設
平成 3 (1991) 年	10 月	創立 20 周年記念式典開催
平成 8 (1996) 年	10 月	創立 25 周年記念式典開催 学習センター開設（平成 13（2001）年 4 月、エクステンションセンターに名称変更）
平成 9 (1997) 年	4 月 9 月	S コース（特修講座）創設 総合情報ネットワーク（NICE）システム開設
平成 11 (1999) 年	6 月	校友会（卒業生組織）結成
平成 13 (2001) 年	10 月	創立 30 周年記念式典開催
平成 15 (2003) 年	4 月	アジア太平洋研究センター（CAPP）開設（東京麻布台セミナーハウス内）
平成 17 (2005) 年	4 月 9 月 12 月	学習支援センター開設 八尾市立図書館と相互協力に関する基本協定締結 学校法人大阪経済法律学園寄附行為変更認可
平成 19 (2007) 年	4 月 11 月	大学教育開発支援センター開設 八尾市国際交流センターと相互協力に関する基本協定締結
平成 20 (2008) 年	2 月 4 月 12 月	八尾市教育委員会と連携協力に関する基本協定締結 21 世紀社会研究所（平成 27（2015）年 4 月、21 世紀社会総合研究センターに名称変更）・地域総合研究所開設 （経済研究所、法学研究所、総合科学研究所、科学技術研究所 の 4 研究所を再編統合） 東大阪市教育委員会と連携協力の実施に関する協定締結

大阪経済法科大学

平成 23 (2011) 年	4 月 12 月	キャリア支援部キャリア支援課開設 (学生就職指導部就職課 から名称変更) 創立 40 周年記念八尾駅前キャンパス (オーバル) 竣工式開催
平成 25 (2013) 年	2 月 4 月	「大阪経済法科大学と八尾市との包括連携に関する協定書」を締結 「大阪経済法科大学と八尾市議会との地域連携に関する覚書」を締結 収容定員増認可 (経済学部経済学科入学定員 320 人、法学部法律学科 260 人)
平成 26 (2014) 年	4 月 10 月	経済学部経営学科 (入学定員 160 人) 設置 経済学部経済学科定員変更 (入学定員 160 人) 「大阪経済法科大学と大阪府中小企業家同友会との包括連携に関する協定」を締結
平成 27 (2015) 年	4 月	大学院経済学研究科経済学専攻 (入学定員 20 人) 設置

2. 国際交流の沿革

昭和 54 (1979) 年	4 月	ルーズベルト大学 (アメリカ) と学術交流協定締結
昭和 59 (1984) 年	1 月	ニース大学 (フランス) と学生派遣プログラム協定締結
昭和 61 (1986) 年	4 月	北京大学 (中国) と学術交流協定締結
昭和 62 (1987) 年	4 月 9 月	延辺大学 (中国) と学術交流協定締結 ハワイ大学マノア校 (アメリカ) サマーセッションと協定締結
昭和 63 (1988) 年	9 月 7 月 11 月	台湾大学法学院 (台湾) と姉妹校協定締結 高麗大学校 (韓国) と学術及び教育協定締結 ハワイ大学 (アメリカ) ウィリアム S.リチャードソン法科大学院と学術交流協定締結
平成元 (1989) 年	11 月	第 1 回東アジアシンポジウム「東アジアの社会と経済」開催
平成 3 (1991) 年	11 月	第 2 回東アジアシンポジウム「東アジアの社会と経済」開催
平成 5 (1993) 年	6 月 9 月 11 月	国立フィリピン大学 (フィリピン) と学術協力協定締結 崇実大学校 (韓国) と学術及び教育協定締結 第 3 回東アジアシンポジウム「東アジアの社会と経済」開催
平成 6 (1994) 年	6 月	国際シンポジウム「コンピュータ時代の識字教育」開催 (ユネスコと共催)
平成 7 (1995) 年	4 月 8 月 10 月	トロント大学 (カナダ) 東洋学部と学術教育協定締結 第 4 回東アジアシンポジウム「東アジアの社会と経済」開催 (テーマごとに分け、計 3 回開催 8 月: 2 回、10 月: 1 回) 中国政法大学 (中国) と学術交流協定締結
平成 8 (1996) 年	4 月	ロシア極東国立総合大学 (ロシア) と国際学術プログラム協定締結
平成 9 (1997) 年	3 月 10 月	トリノー大学 (イタリア) と学術交流協定締結 復旦大学 (中国) と学術交流協定締結 中国文化大学 (台湾) と学術交流協定締結
平成 10 (1998) 年	5 月 8 月	モンゴル国立大学 (モンゴル) と国際交流プログラム協定締結 第 5 回東アジアシンポジウム「東アジアの社会と経済」開催 (テーマごとに分け、計 6 回開催 8 月: 2 回、9 月: 3 回、平成 11 (1999) 年 2 月: 1 回)
平成 11 (1999) 年	6 月 9 月 10 月 11 月	慶尚大学校 (韓国) と学術及び教育協定締結 梨花女子大学校 (韓国) と学術交流協定締結 グリフィス大学 (オーストラリア) と協定留学プログラム開始 ロンドン大学 (イギリス) 東洋アフリカ学学院と学術交流協定締結
平成 12 (2000) 年	8 月 9 月	イリノイ州立大学 (アメリカ) と協定留学プログラム開始 復旦大学 (中国) と協定留学プログラム開始 第 1 回東アジア学国際学術シンポジウム「東アジア学研究的現状と課題」開催 (北京大学と共催)
平成 13 (2001) 年	5 月 6 月 7 月	中央民族大学 (中国) と学術交流協定締結 チュラロンコン大学 (タイ) と協力及び交流のための協定締結 ベトナム国立大学 (ベトナム) ハノイ校人文社会科学大学と学術交流協定締結
平成 14 (2002) 年	1 月 8 月	韓国精神文化研究院 (韓国) と学術交流協定締結 第 2 回東アジア学国際学術シンポジウム「経済のグローバル化、地域化と東アジア」開催 (北京大学と共催)
平成 16 (2004) 年	12 月	第 3 回東アジア学国際学術シンポジウム

大阪経済法科大学

		「アジアにおけるエスニックグループ、その調和と軋轢」開催 (北京大学及びチュラロンコン大学と共催)
平成 18 (2006) 年	9 月	第 4 回東アジア学国際学術シンポジウム 「東アジア共同体に向けて－挑戦と展望－」開催 (北京大学及びベトナム社会科学院と共催)
平成 19 (2007) 年	10 月	デリー大学 (インド) セント・ステイーブンスカレッジと協力及び交流協定締結
平成 20 (2008) 年	4 月 9 月	カンザス州立エンポリア大学 (アメリカ) と学術交流協定締結 ハワイ大学マノア校 (アメリカ) と学術交流協定締結 第 5 回東アジア学国際学術シンポジウム 「21 世紀の東アジア – 平和・安定・共生 –」開催 (北京大学と共催)
平成 21 (2009) 年	7 月	本学法学部と中山大学 (中国) 法学部の国際交流協定締結
平成 22 (2010) 年	9 月 10 月	第 6 回東アジア学国際学術シンポジウム「多極化する世界の中の東アジア」開催 (北京大学、ロシア極東国立総合大学、ロシア科学アカデミーと共催) キエフ国立大学 (ウクライナ) と学術交流協定締結
平成 23 (2011) 年	2 月 8 月 9 月	共和国大学 (ウルグアイ) と学術交流協定締結 マセッドカレッジ (アメリカ) との国際教育プログラムに関する協定締結 日中哲学シンポジウム開催 (北京大学と共催)
平成 24 (2012) 年	9 月	第 7 回東アジア学国際学術シンポジウム 「新しい世界秩序と東アジア」開催 (北京大学、中山大学と共催)
平成 25 (2013) 年	8 月	第 5 回スラブ・ユーラシア研究東アジア大会開催
平成 26 (2014) 年	2 月 9 月	マレーシア国立大学 (マレーシア) との学術交流協定締結 国立経営大学 (カンボジア) との学術交流協定締結 第 8 回東アジア学国際学術シンポジウム 「再構築される東アジア」開催 (北京大学、遼寧大学と共催) NEAS-Net (北東アジア研究交流ネットワーク) 第 9 回フォーラム&シンポジウムの開催 (北東アジア研究交流ネットワークと共催)

3. 施設の沿革

昭和 48 (1973) 年	2 月 3 月	1 号館校舎増築竣工 附属図書館竣工
昭和 49 (1974) 年	3 月	2 号館 (現 C 号館) 校舎竣工
昭和 50 (1975) 年	3 月	3 号館 (現 B 号館) 校舎竣工
昭和 52 (1977) 年	8 月	5 号館 (現 A 号館) 校舎竣工
昭和 58 (1983) 年	10 月	ゼミナール専用学舎 (現 D 号館) 竣工、教員研究棟竣工
昭和 59 (1984) 年	4 月	第 2・第 3 グラウンド完成
昭和 63 (1988) 年	7 月	琵琶湖セミナーハウス竣工
平成元 (1989) 年	4 月	総合体育館「尚淑館」・クラブハウス竣工
平成 2 (1990) 年	3 月	富田林グラウンド開設
平成 4 (1992) 年	5 月	文化会館竣工
平成 5 (1993) 年	4 月	6 号館 (現 E 号館) 竣工
平成 7 (1995) 年	7 月	本部棟竣工
平成 9 (1997) 年	4 月	東京麻布台セミナーハウス開設
平成 12 (2000) 年	3 月	留学生宿舎 I.S.D. 花園開設
平成 13 (2001) 年	3 月	留学生宿舎 I.S.D. 布施開設
平成 20 (2008) 年	4 月	阪南キャンパス開設
平成 23 (2011) 年	2 月 12 月	学生ホール棟「クロノス」竣工 八尾駅前キャンパス (オーバル) 竣工
平成 24 (2012) 年	4 月	八尾駅前キャンパス (オーバル) 開校
平成 26 (2014) 年	10 月	花岡キャンパス「セントラルガーデン」完成

4. 本学の現況

・ 大学名

大阪経済法科大学

・ 所在地

花岡キャンパス 大阪府八尾市楽音寺 6 丁目 10 番地

八尾駅前キャンパス 大阪府八尾市北本町 2 丁目 10 番 45 号

・ 学部構成

大学院経済学研究科 経済学専攻（修士課程）

経済学部 経済学科 経営学科

法学部 法律学科

・ 学生数、教員数、職員数

〈学生数〉

平成 27 (2015) 年 5 月 1 日現在 (人)

	入学定員	収容定員	在籍者数	1年次	2年次	3年次	4年次	修士1年次	修士2年次
大学院 経済学研究科 経済学専攻	20	20	22 (12)	—	—	—	—	22 (12)	—
経済学部 経済学科	160	840	1,023 (230)	188 (30)	173 (34)	357 (88)	305 (78)	—	—
経済学部 経営学科	160	320	397 (126)	191 (60)	206 (66)	—	—	—	—
法学部 法律学科	260	980	1,052 (194)	297 (53)	259 (45)	238 (48)	258 (48)	—	—
計	600	2,160	2,494 (562)	676 (143)	638 (145)	595 (136)	563 (126)	22 (12)	—

注 1) () 内は女子内数

注 2) 経済学部経営学科は、平成 29 (2017) 年度に完成年度を迎えるため、平成 27 (2015) 年度時点の収容定員数である。

注 3) 経済学部経済学科は、平成 25 (2013) 年度の入学定員増 (320 名)、平成 26 (2014) 年度の入学定員変更 (160 名) を経た、平成 27 (2015) 年度時点の収容定員数である。

大阪経済法科大学

〈教員数〉

平成 27 (2015) 年 5 月 1 日現在 (人)

	大学院 経済学研究科	経済学部 経済学科	経済学部 経営学科	法学部 法律学科	教養部	アジア太平洋 研究センター	計
教授	1 [11] (0) [0]	9 (0)	9 (0)	11 (0)	14 (3)	1 (1)	45 (4)
准教授	0 [3] (0) [0]	3 (0)	5 (3)	6 (1)	12 (5)	—	26 (9)
講師	—	—	1 (0)	—	—	—	1 (0)
助教	—	2 (0)	2 (2)	—	5 (2)	—	9 (4)
専任合計	1 [14] (0) [0]	14 (0)	17 (5)	17 (1)	31 (10)	1 (1)	81 (17)
客員教授	—	1 (0)	—	7 (2)	9 (2)	—	17 (4)
客員准教授	—	0 (0)	—	1 (0)	0 (0)	—	1 (0)
非専任講師	—	26 (5)	—	26 (4)	51 (14)	—	103 (23)
非専任合計	—	27 (5)	—	34 (6)	60 (16)	—	121 (27)

注 1) () 内は女子内数

注 2) [] 内は学部との兼担教員数

注 3) 上表には、学長を含めていない。

〈職員数〉

平成 27 (2015) 年 5 月 1 日現在 (人)

	男	女	計
専任職員	22	6	28
嘱託職員	21	9	30
契約職員	10	11	21
パート職員	0	2	2
計	53	28	81

注 1) 上表には、法人本部職員を含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学園の建学の理念及び本学の使命・目的は、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」に記載したとおりである。

各学部・学科の教育目的は、学則第 2 条第 2 項に定めている。

経済学部経済学科の教育目的は、「経済学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用能力を有し、内外の社会的状況を考慮しつつ、市民生活や企業の直面する諸問題を理解し、倫理と公共性と責任感を持って、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。」と定めている。経済学部経営学科の教育目的は、「経営学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用能力を有し、社会や継続的事業体の内部において、顧客や同僚など他者の気持ちを推察しながら、的確な行動ができるとともに、グローバル化する現代ビジネスの諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。」と定めている。

法学部法律学科の教育目的は、「基礎的な法学教育を土台として、法と政治についての高度な専門知識を授け、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民の育成を目指して、教育研究を行う」と定めている。

各学部・学科のディプロマポリシー（DP）の実現を支える教養教育の充実に向けて、教養部を設置し、各学部・学科の共通教育科目等を一括して運営することを、学則第 2 条の 2 に定めている。

大学院は、「知識基盤社会において高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことをもって、社会の発展に寄与すること」を目的としている。大学院学則第 1 条は、この内容が、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念に基づくことを明確にしている。

大学院経済学研究科経済学専攻の教育目的は、大学院学則第 6 条に、「グローバル化・複雑化する経済現象の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し、経済学に関する高度の専門知識を備え、現代社会が直面する経済的諸問題に対して解決の方策を提案できる高度の専門的職業人を養成すること」と定めている。

このように、本学は建学の理念に基づき、使命・目的及び教育目的を、学則及び大学院学則において、具体的に明文化し、簡潔な文章で明確にしている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は、具体的かつ明確な意味・内容となっており、簡潔に文章化されているので今後も変わることなく堅持していく。一方で、社会情勢に対応し、高等教育機関に対する人材養成の要望に応えた教育を展開するために、適宜、本学の使命・目的及び教育目的の見直し等を進めていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

≪1-2 の視点≫

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、使命・目的及び教育目的に明示しており、その具体的な内容は「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」に記載したとおりである。

1-2-② 法令への適合

学校教育法第 83 条第 1 項は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」同第 2 項は、「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と定めている。また、学校教育法第 99 条第 1 項は、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められている。

本学は、使命・目的及び教育目的が教育基本法及び学校教育法に則っていることを、寄附行為、学則及び大学院学則に明記している。そして、上記に示した本学の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第 83 条に基づく適切な目的であり、法令に適合している。

1-2-③ 変化への対応

本学は、開学以来、経済学部経済学科及び法学部法律学科の 2 学部 2 学科体制の下、長年にわたり教育研究活動に取り組んできた。本学経済学部経済学科の教育研究目的は、「経済学及び経営学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用能力を授け、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。」と定めていた。

平成 26 (2014) 年に、グローバル化する現代ビジネスの諸課題に対応する人材を養成するため、経済学部経営学科を届出設置し、新設する経済学部経営学科の教育研究目的を定めた。これに伴い、経済学部経済学科の下で教育研究目的の見直しを進め現在の経済学部経済学科の教育研究目的を定めている。さらに、平成 27 (2015) 年の大学院の設置において、設置の趣旨及び必要性を検討する中で、今日の世界経済の変化、グローバル化の進行、産業の空洞化と雇用環境の変化等を踏まえ、新設する大学院の目的及び新設する経済学研究科経済学専攻の教育研究目的を定めた。

このように、本学は、変化に対応し、教育目的の表現の見直し及び制定を進めている。

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の使命・目的及び教育目的は、本学の教育研究活動の根幹をなすものであり、基本的な内容は、今後も変わることなく堅持していく。一方で、社会情勢に対応し、高等教育機関に対する人材養成の要望に応えた教育を展開するために、適宜、本学の使命・目的及び教育目的の見直し等を進めていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-③に記載のとおり、この間本学は、変化に対応して、教育研究目的を見直してきた。経営学科については、その原案は、理事会の下に設置され、経営学科に関わる教員が構成員となる特別委員会(新学科設置申請特別委員会)及び経済学部教授会において、教職員が参画する中で検討され、大学協議会(大学の運営に関する重要事項について審議するため、学則第 53 条に基づいて設置)において審議が行われた。その後、教育研究目的の改正案は、理事会において審議が行われ、承認可決されており、役員との理解と支持を得ている。そして、理事会の審議結果は、大学協議会、各教授会及び課長会議を通じて、教職員に報告されており、この過程を通じて、教職員の理解と支持を得ている。

大学院の教育研究目的の原案は、理事会の下に設置された大学院設置申請特別委員会において、教職員が参画する中で検討され、理事会において審議が行われ、承認可決さ

れている。理事会の審議結果は、大学協議会、各教授会及び課長会議を通じて、教職員に報告されており、教職員の理解と支持を得ている。

1-3-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、学則及び大学院学則に明記し、ホームページに掲載している。学長は、入学式・卒業式での式辞において、本学の使命・目的及び教育目的について言及しており、これらによって、広く学内外に周知している。

また、各学部、大学院経済学研究科の履修要項には、本学の使命・目的及び教育目的を掲載しており、これによって、学生及び教職員に本学の使命・目的及び教育目的について周知を徹底している。学生は、履修要項等を手引として、学修計画と履修計画を立て、また、学内の式典に参加することによって、その理解を深めている。教職員は、辞令交付式などにおける理事長挨拶、学長挨拶等を通じて、本学の使命・目的についての理解を共有している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学園では、毎年度10月の理事会において、次年度の「学校法人大阪経済法律学園事業計画策定及び予算編成について」を審議了承している。これは、本学園及び各予算単位である大学及び法人部の事業計画策定及び予算編成に向けた指針となっている。

「学校法人大阪経済法律学園事業計画策定及び予算編成について」は、当該年度単年度の事業計画策定に向けた認識と方向を示すとともに、建学の理念、使命・目的及び教育目的の具現化に向けた、本学の中長期的な発展方向についても言及されている。

各学部及び大学院経済学研究科では、DP、CP、アドミッションポリシー（AP）を定めている。各学部及び大学院経済学研究科のAPは、本学園の建学の理念に基づく、本学の使命・目的及び教育目的に沿って、入学者に求める能力、資質、意欲を分かりやすく明示するとともに、受験生の学修意欲を高めるために、高等学校等で学修すべき内容を示すものとして、学部別に明文化されている。そして、DPは、各学部学科の教育研究目的を前文に引用し、そのような人材を育成するために必要な能力を4項目に具体化したものである。また、CPは、DPの各項目に対応して、定められている。

このように、中長期的な計画及び3つの方針には、使命・目的及び教育目的が反映されている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学園の建学の理念は、「経済と法律、二つの学問の修得による人格形成」「実践の中から真理を探究する実学の精神を持った人材の育成」「教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献」を3大要件としている。

本学は、建学の理念に基づき、経済学部経済学科及び法学部法律学科の2学部同時開設により創立された。その後、創立以来経済学科1学科であった経済学部において、実学教育の一層の拡大を図り、経営学の専門知識と実践的応用能力を有する人材を養成するため、平成26（2014）年4月より経営学科を届出設置した。

さらに本学は、創立以来40年余にわたる学士課程教育の成果と実績を基に、高等教

育機関としての役割を一層果たすために、学術の理論及び応用を教授研究し、知識基盤社会において高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、社会の発展に寄与することを目的として大学院経済学研究科経済学専攻（修士課程）を設置した。

このように、本学が教育研究組織として、設置する経済学部経済学科、経済学部経営学科、法学部法律学科、大学院経済学研究科経済学専攻は、本学園の建学の理念、使命・目的及び教育目的を具現化するために設置されており、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成は、整合性が図られている。

本学には附属研究機関として、21世紀社会総合研究センター、地域総合研究所、アジア研究所を大阪府八尾市の花岡キャンパスに、アジア太平洋研究センターを東京都港区の東京麻布台セミナーハウスに設置している。

アジア研究所、アジア太平洋研究センターは、アジア、太平洋地域に関する学際的研究及び調査を行うことを目的とし、海外協定校との国際共同研究や国際シンポジウムを積極的に推進することで（詳細は、基準項目 A—2 を参照）、建学の理念の三大要件の一つである「人権の伸長と国際平和への貢献」を果たしてきた。また、21世紀社会総合研究センター及び地域総合研究所は、21世紀社会において提起される諸課題及び地域に関する総合的かつ学際的な共同研究調査を行うことを目的とし、学術文化及び人類の福祉への寄与並びに地域社会の発展に向け、研究活動を推進することで、建学の理念、大学の使命・目的に基づき、社会の発展に向けた活動を展開してきた。

以上のように、本学は、使命・目的及び教育目的の達成に向け、必要な教育研究組織を設置し、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性を図っている。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的に対して、学内外からの理解と支持をさらに広げることができるよう、周知徹底に努める。合わせて、本学の使命・目的及び教育研究目的の実現に向け、3つの方針に基づく入学者選抜の実施及び体系的で組織的な教育を実施するための見直しを進めていく。

[基準1の自己評価]

本学は、使命・目的及び教育目的を明確にしており、また、本学の個性・特色を明示している。合わせて、使命・目的及び教育目的については、法令に適合し、個性・特色が明示されており、変化に対応し、必要に応じて教育目的の表現の見直し及び制定を進めており、適切である。

本学の使命・目的及び教育目的は、その制定過程を通じて、役員、教職員からの理解と支持を得ており、ホームページなどによって、学内外に周知されている。中長期的な計画及び3つの方針等に使命・目的及び教育目的は反映されている。そして、経済学部経済学科・経営学科、法学部法律学科及び大学院経済学研究科経済学専攻並びに21世紀社会総合研究センター、地域総合研究所、アジア研究所及びアジア太平洋研究センターという教育研究組織は、本学園の建学の理念に基づく、本学の使命・目的及び教育目

的を具現化するため整合性をもって設置されている。
以上のことから、基準 1 を満たしている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

■ 学部

入学者受入れの方針（AP）は、以下の表 2-1-1 にあるとおり、本学園の建学の理念に基づく教育目的に沿って、学部別に明文化している。本学は、AP において、入学者に求める能力、資質、意欲を分かりやすく明示するとともに、高等学校等で学修すべき内容を示している。

AP は、本学ホームページ、入試ガイド、AO 入試ガイド・入学試験要項等に明記している。また、受験生、保護者、高等学校教員に理解してもらうために、オープンキャンパスや進学相談会、高等学校内説明会、高等学校教員対象入試説明会等で資料を配付し、説明を行っている。

表 2-1-1 各学部の AP

経済学部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校等で学習する国語、外国語、地理、歴史、公民、数学、理科などについて、高等学校卒業相当の知識を有している。 2. 高等学校等での学習・活動を通じて、外国語、商業・簿記、情報処理などの資格を取得した、又は様々なスポーツ・文化活動やボランティア活動に取り組んだ経験を有している。 3. 本学の建学の理念・使命および教育目的を理解し、以下のような目標・意欲を持っている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 経済学及び経営学に関する幅広い専門知識とその実践的応用能力を活用して、グローバル化する現代社会の諸問題を理解し、その課題を解明しようとする意欲を持っている。 ② 会計専門職（公認会計士・税理士）など高度専門職業人として活躍したい、又は創造的なビジネス実務家や起業家を目指したいという意欲を持っている。 ③ 国際化・情報化社会に主体的に対応し、関連する知識や技術を活用して、国際社会・地域社会のリーダーとして活躍しようとする意欲を持っている。 4. 社会的事象に対して知的関心と多面的な分析力を持ち、自身の考えをまとめることができ、その考えを様々な方法で表現することができる。
法学部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校等で学習する国語、外国語、地理、歴史、公民、数学、理科などについて、高等学校卒業相当の知識を有している。 2. 高等学校等での学習・活動を通じて、外国語、商業・簿記、情報処理などの資格を取得した、又は様々なスポーツ・文化活動やボランティア活動に取り組んだ経験を有している。 3. 本学の建学の理念・使命および教育目的を理解し、以下のような目標・意欲を持っている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 法学に関する専門知識を修得し、法曹（裁判官・検察官・弁護士）、準法曹（司法書士・行政書士）、司法職員（裁判所事務官・検察事務官）、公務員を目指す意欲を持っている。 ② 正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民・企業人として活躍すべく、法学を学ぼうとする意欲を持っている。 ③ 国際化・情報化社会に主体的に対応し、関連する知識や技術を活用して、国際社会・地域社会のリーダーとして活躍しようとする意欲を持っている。

	4. 社会的事象に対して知的関心と多面的な分析力を持ち、自身の考えをまとめることができ、その考えを様々な方法で表現することができる。
--	--

■ 研究科

大学院経済学研究科における AP は、以下の表 2-1-2 にあるとおり、本学園の建学の理念に基づく教育目的に沿って、明文化している。また、AP と合わせて、養成する人材像や想定される進路等についても明文化している。AP は本学ホームページ、大学院パンフレット、入学試験要項等に明記している。また、本学の在学学生を対象にした大学院入試説明会、学外でも大学院入学希望者対象の進学相談会等で説明を行っている。

表 2-1-2 大学院経済学研究科の AP

経済学研究科	<p>本研究科は、設置の趣旨等を達成するために必要な以下の資質を有する人物を受入れる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学院での学修及び研究に必要な基礎的専門知識と汎用的技能を有する。 2. 経済学に関する高度の専門知識と経済現象の分析方法を身につけようとする意欲を有する。 3. 現代社会が直面する経済的諸問題に対して解決の方策を提案し、経済社会の発展に寄与しようとする意欲を有する。
--------	---

以上のとおり、本学は AP を明確にしており、周知についても適切に行っている。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

■ 学部・学科

本学は、各学部の教育目的及び AP に基づき、大学入学者選抜実施要項を踏まえて、AO 入試、推薦試験、一般試験、センター試験利用入試、帰国生入試、社会人試験、留学生試験、編入学試験などの多種多様な入学試験を実施している。

AO 入試については、通常の AO 入試に加えて、教育特色と結びついた公務員 AO 入試、国際・留学型 AO 入試、金融キャリア AO 入試、会計キャリア AO 入試などの特色型 AO 入試を実施している。

指定校推薦試験では、高等学校における調査書、志望理由書を基に面接を実施する。評定平均値の基準を設けることで学力水準も考慮に入れながら、多面的・総合的に評価を行っている。

公募制推薦試験では、調査書で高等学校での学習成果や課外活動状況を踏まえながら、大学教育を受けるのに必要な学力の有無を評価するために基礎素養検査（国語総合・現代文 B 又は英語）を課し、入学者選抜を実施している。

一般試験では、5 教科 6 科目（国語総合・現代文 B、英語、日本史 B、世界史 B、政治・経済、数学 I・数学 A）から 2 教科 2 科目を課し、学力を評価している。センター試験利用入試では、個別試験は行わず、大学入試センター試験の出題科目から 2 科目又は 3 科目を課し、学力を評価する入学試験を実施している。

留学生試験では、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験の得点を用いて選考する「留学生試験」のほか、日本語学校等からの推薦に基づき面接で選考する「留学生推薦試験」、海外の提携教育機関からの推薦に基づき日本語の筆記試験と面接で

選考する「留学生海外現地募集」を実施している。

以上のように、多種多様な入学試験を行うことを通じて、AP に沿った様々な能力、資質、意欲を持った幅広い入学者を受け入れる工夫をしている。

入学試験の実施については、入学試験委員会の監理の下、入学試験問題の作成から当日の入学試験業務、試験答案の採点、合格発表等を適正に行っている。入学試験委員会は、学長が委員長となり、以下、副学長、学長補佐、各学部長及び教養部長、入試広報部長、教務部長、学生部長、各学部及び教養部より選出された専任教員各 2 人、法人本部長、事務局長、財務部長、入試課長、その他委員長の指名する者によって構成されている。また、試験当日は、学長の下、入学試験本部を設置し、すべての情報を一元的に管理し、厳正で適切な監理・運営を図るとともに、不測の事態にも対応できるような体制を取っている。

入学の判定については、学長が決定するに当たり、入学試験委員会において審議した上で、各学部、教養部の教授会が意見を述べている。

■ 研究科

大学院経済学研究科においては、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試を実施している。選考方法は、筆記試験、口頭試問、出願書類（研究計画書、成績証明書）により、AP に沿って、学生の資質を総合的に評価することとしている。筆記試験については専門科目（ミクロ経済学、マクロ経済学、経済史、社会経済学、統計学・計量経済学、財政・金融、経済政策）及び外国語（英語）の 8 科目から 2 科目を受験するようにしている。入学の判定については、学長が決定を行うに当たり、研究科委員会が意見を述べている。

以上のおり、AP に沿って、適切な体制の下、入学者選抜等を公正かつ妥当な方法によって実施するとともに、入学試験について様々な工夫を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

■ 学部・学科

過去 5 年間の各学部・学科における入学定員に対する学生受入れ数の推移は表 2-1-3 のとおりである。また、全体として過去 5 年間は 1.01～1.29 倍と入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

表 2-1-3 過去 5 年間の入学者数と定員充足率

学部学科	平成 23 (2011) 年度			平成 24 (2012) 年度			平成 25 (2013) 年度			平成 26 (2014) 年度			平成 27 (2015) 年度		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
経済学部	200	236	1.18	200	259	1.30	320	331	1.03	320	396	1.24	320	379	1.18
経済学科	200	236	1.18	200	259	1.30	320	331	1.03	160	181	1.13	160	188	1.18
経営学科										160	215	1.34	160	191	1.19
法学部	200	233	1.17	200	255	1.28	260	257	0.99	260	272	1.05	260	297	1.14
合計	400	469	1.17	400	514	1.29	580	588	1.01	580	668	1.15	580	676	1.17

■ 研究科

経済学研究科において、開設初年度である平成 27(2015)年度入試において入学定員(20人)に対する学生受入れ数は 22 人で定員充足率は 1.1 倍となり、入学定員を充足している。

以上のとおり、各学部・学科及び研究科すべてにおいて、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

平成 27(2015)年 1 月 16 日に公表された「高大接続改革実行プラン」で示された「大学入学者選抜実施要項」の見直しや AP の明確化に対応して、本学の AP の見直しや入試制度の改革について、検討を行う。

また、18 歳人口が再減少期に入る「2018 年問題」を見据えながら、安定して入学者を確保するために、本学各学部学科の教育目的や AP、教育特色に対する受験生の理解を広げ、深める広報を強化する。具体的には本学ホームページや大学案内、入試ガイド、入学試験要項等を通じて、広く受験生、保護者、高等学校教員に広報活動を行い、認知度の向上を図る。また、高等学校訪問や進学相談会、高等学校内説明会、オープンキャンパスなどの場でも広報していく。

大学院については、継続して適切な入学定員の管理に努め、学内における広報をはじめ、学外における大学院進学説明会などにも積極的に参加し、募集要項や本学ホームページなどを通じて、経済学研究科の教育特色及びアドミッションポリシーを広報する。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

■ 学部・学科

本学では、基準 1 に記載のとおり、本学大学学則第 1 条において大学の使命、同第 2 条において経済学部及び法学部の各学部・学科の教育目的を明記し、それを踏まえ、各学部・学科の DP 及び CP を明確に定めている。

1) 経済学部経済学科、経済学部経営学科

経済学部は、教育目的を踏まえながら、DP に基づき、CP を経済学科、経営学科の学科別に、定めている。

CP については、「コース制による体系的学修」、「幅広い知識を身につける教養学修」「基礎から応用へと順次性に基づき学修を進めていくことができる」カリキュラムの編成、「卒業要件と履修指定科目の設定」「学修指導とキャリア形成」「多様な学修空間の形成と成果の発表、蓄積」「カリキュラム体系」という項目で構成し、学士課程教育として総合的に方針を定めている。なお、多様な学修空間とは、学内に留まらず、学外の企業・自治体・団体等と連携し、体験型・実践型学修を行うことも含めた学修の場を指す。履修指定科目とは、指定された学年・学期で必ず履修しなければならない科目のことである。

CP は、経済学部の履修要項及びホームページに掲載し、明示している。また、在学生には学期ごとに実施する履修ガイダンスで周知している。

2) 法学部法律学科

法学部法律学科は、教育目的を踏まえながら、DP に基づき、CP を定めている。

CP については、「コース制による体系的学修」「幅広い知識を身につける教養学修」「基礎から応用へと順次性に基づき学修を進めていくことができる」カリキュラムの編成、「卒業要件と履修指定科目の設定」「学修指導とキャリア形成」「多様な学修空間の形成と成果の発表、蓄積」「カリキュラム体系」という項目で構成し、学士課程教育として総合的に方針を定めている。なお、多様な学修空間とは、学内に留まらず、学外の企業・自治体・団体等と連携し、体験型・実践型学修を行うことも含めた学修の場を指す。履修指定科目とは、指定された学年・学期で必ず履修しなければならない科目のことである。

CP は、法学部の履修要項及びホームページに掲載し、明示している。また、在学生には学期ごとに実施する履修ガイダンスで周知している。

■ 研究科

大学院経済学研究科経済学専攻は、平成 26（2014）年度に文部科学大臣から認可を受け、平成 27（2015）年 4 月に開設した。

大学院経済学研究科経済学専攻は、教育目的を踏まえながら、CP に基づき、DP を定めている。

CPについては、授業科目の区分と順次性に基づき、「研究基礎科目」「専門科目」「関連科目」「研究指導科目」を設置し、その目的と到達目標、修士論文作成に向けた教育を行うことなどについて具体的に定めている。

以上のとおり、各学部・学科、研究科ごとに、教育目的を踏まえ、DPに基づきCPを適切に定めている。また、これらは、各学部・学科並びに大学院の履修要項及びホームページに掲載しており、学期ごとに実施する履修ガイダンスで周知するなど、学内外に公開・明示している。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

■ 学部・学科

1) 経済学部経済学科、経済学部経営学科

経済学部経済学科及び経済学部経営学科は、DP及びCPに基づき、教育課程を体系的に編成している。また教育をより効果的に実施するため、教授方法の工夫・開発を行っている。

① 幅広い知識を身につける教養学修

CPに明示しているとおり、大学における専門学修の補完をはじめとし、自分の興味・関心、将来の進路志望に合わせて知識を広め、就業力と豊かな感性を身につけることができるように、幅広い分野、科目群からなる教養学修のカリキュラムを共通教育科目において編成している。

② 順次性に基づく専門学修

順次性に基づく専門学修について、CPには下記のとおり明示している。

- (1) 経済学、経営学、法学分野の科目のうち、経済学基礎、経営学基礎、法学基礎を学科基礎科目及び初年次教育のコア科目として位置づけ、これらの科目の履修を通して、大学での学修への適応と基盤形成に資するようにする。
- (2) 経済学、経営学分野の科目のうち、「ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ」「マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ」などの「経済学理論」「経営学総論Ⅰ・Ⅱ」などの経営学理論を学修する科目を学科共通科目として位置づけ、これらの科目の履修を通して、専門学修を進めていく上での基本的な知識や技能、思考法を身につけられるようにする。
- (3) 選択する各コースには、カリキュラムマップ（コアカリキュラム）を編成し、そのなかにコース基本科目及びコース関連科目群を設置し、体系的、順次性に基づき学修を進めることができるようにする。さらに、学修の高度化に対応する科目を配置する。
- (4) 選択する専門演習には、経済学を中心とする知識や技能、思考法等の基本的学修を積み重ねて発展させていく、体系的、順次性に基づくカリキュラムを用意する。

また、自分の興味・関心、将来の進路志望に合わせて専攻分野、テーマを設定し、研究活動を推進し、学士課程の集大成として卒業レポートや卒業論文にまとめることができるようにする。

上記の CP に基づき、教育課程は次のとおり順次的・体系的に編成している。

〈学科基礎科目〉

1 年次には、春学期に「経済学基礎」「経営学基礎」を必修かつクラス指定（学期および時間割上のコマ・担当教員を指定する）で配当している。これらの科目は経済学及び経営学の専門教育の入門にあたり、経済学及び経営学の基礎的な考え方や基礎知識を修得するための科目である。1 クラス 60 人程度の小規模クラス編成を行うとともに、グループワークなど双方向型教育を重視し、教育効果を高められるよう工夫している。

1 年次秋学期には、「法学基礎」を履修指定として配置している。「法学基礎」は建学の理念に基づく「経法相互乗り入れ制度」の実質化を図るために、1 年生が法学の基礎知識を身につけるための科目である。いずれも、大学での学修への適応と基盤形成を目的とした重要な科目となる。

〈学科共通科目〉

学科共通科目は、全ての経済学部学生に必要な基本的科目として、各学科で次のように選択必修要件を定めている。

《経済学科》

経済学科生に必要な基本的科目として、次の 18 科目を指定し、このうち 12 単位以上修得するよう選択必修要件を定めている。

ミクロ経済学Ⅰ	ミクロ経済学Ⅱ	マクロ経済学Ⅰ	マクロ経済学Ⅱ
社会経済学Ⅰ	社会経済学Ⅱ	経済史Ⅰ	経済史Ⅱ
日本経済論Ⅰ	日本経済論Ⅱ	経済統計学Ⅰ	経済統計学Ⅱ
経営学総論Ⅰ	経営学総論Ⅱ	ビジネス統計学Ⅰ	簿記論Ⅰ
簿記論Ⅱ	経済と民法		

※ 簿記論Ⅰ（2 単位）、簿記論Ⅱ（2 単位）の計 4 単位は、初級簿記（4 単位）の単位をもって代替することができる。

《経営学科》

経営学科生に必要な基本的科目として、次の 23 科目を指定し、このうち 20 単位以上修得するよう選択必修要件を定めている。

経営学総論Ⅰ	経営学総論Ⅱ	近代経営史	経営情報概論
経営管理論Ⅰ	経営管理論Ⅱ	経営組織	労務管理論Ⅰ
労務管理論Ⅱ	企業論Ⅰ	企業論Ⅱ	簿記論Ⅰ

簿記論Ⅱ	マーケティング概論	社会心理学	ビジネス統計学Ⅰ
ミクロ経済学Ⅰ	ミクロ経済学Ⅱ	マクロ経済学Ⅰ	マクロ経済学Ⅱ
社会経済学Ⅰ	社会経済学Ⅱ	経営と法	

※ 簿記論Ⅰ（2単位）、簿記論Ⅱ（2単位）の計4単位は、初級簿記（4単位）の単位をもって代替することができる。

③ コース制に基づく体系的・順次的学修

〈経済学科のコース制とコース基本科目〉

経済学部経済学科のコースは、グローバル経済コース、総合政策コース、金融経済コース、地域デザインコースの4コースである。各コースでは、コースの学修目標によりコース基本科目を定め、20単位以上を修得するように選択必修要件を定めている。各コースのコアカリキュラムでは、各年次の学修目標と関連づけて、各学年・学期で履修が推奨される科目を示している。

なお、平成24（2012）～平成25（2013）年度入学生は、経済学部経済学科の1学部1学科体制のもと、グローバル経済コース、総合政策コース、会計ファイナンスコース、ビジネスマネジメントコースの4コース制をとっている。

○ 経済学部経済学科コース概要

コース	概要	想定される進路
グローバル経済コース	経済学・経営学の基礎から体系的に国際経済・国際経営・貿易まで幅広い専門知識を学び、グローバル社会における企業活動の様々な課題に柔軟に対応できる能力を養う。さらに体験的な語学学修を通じて異文化に触れ、豊かな国際感覚を身につける。合わせて「GCP（Global Career Program）特別演習」を選択履修することによって、高度な英語運用能力を身につける。	商社、企業の海外部門、旅行会社、航空会社、国際的に活動するNGOやNPO、公務員など
総合政策コース	経済学の基礎的な知識や思考法を学修した上で、経済政策、社会政策といった各種政策の影響を学ぶとともに、経済学的な視点から現実の諸課題を分析し、解決に取り組むことができる能力を身につける。また、地域社会や実業界の人々と交流しながら問題を解決する体験型学修を通じて、実践的な課題解決力と行動力を養う。さらに、「経済学部公務員プログラム」を通じて、公務員行政職をめざす。	民間企業で企画、管理、営業などの仕事で活躍できる人材、公務員、中学又は高校の社会科教員など
金融経済コース	経済学の基礎的な知識や経済学的な思考を学修し、銀行等の金融機関で働く際に求められる経営学の知識、各種契約にかかる法学の知識を総合的に学修することで、ビジネスの現場で求められる実践的な知識を学ぶ。また、正課授業と課外講座を通じて、ファイナンシャル・プランニング技能検定試験や証券外務員資格試験等をめざす。「BLP（Business Leader Program）特別演習」などの授業を通じて金融業界に関する実践的学修を行う。	銀行や証券会社、保険会社等の金融機関で活躍できる人材、金融を中心とする広範囲な知識を活かした中学校又は高校の社会科教員など
地域デザインコース	社会経済の問題に地域という視点からアプローチし、そこで生じている状況・課題を的確に捉え、それらの解決に向けて必要な政策・方法を計画・実践していくことができる能力を身につける。そのため、地域社会をフィールドとした産官学が連携した体験型学修に取り組む。さらに、「経済学部公務員プログラム」を通じて、公務員行政職をめざす。	地域金融機関、コンサルタント、中学・高校社会科教員、公共・民間団体職員、観光関係、福祉関係、NPO・ボランティア団体職員、事業承継者・起業家など

〈経営学科のコース制とコース基本科目〉

経済学部経営学科のコースは、グローバルビジネスコース、ビジネスマネジメントコース、マーケティングコース、会計ファイナンスコースの4コースである。各コースでは、コースの学修目標によりコース基本科目を定め、16単位以上を修得するように選択必修要件を定めている。各コースのコアカリキュラムでは、各年次の学修目標と関連づけて、各学年・学期で履修を推奨する科目を示している。

○ 経済学部経営学科コース概要

コース	概要	想定される進路
グローバル ビジネス コース	経営学や現代ビジネスに関する専門知識と、国際的なコミュニケーションに不可欠な英語運用能力を身につける。そのため、国際ビジネスに関連する講義科目や英語による専門科目を履修するとともに、海外協定校への留学や「海外フィールドスタディ」への参加、「GCP 特別演習」などを履修する。	商社、企業の海外部門、観光業、ホテルなどのサービス業、外資系企業、国際機関、国際的に活動する NGO や NPO など
ビジネス マネジメント コース	経営学を中心に専門知識を学びながら、体験型学修を通して理解を深めることにより、企業、経営、組織、市場などの動向を分析し、戦略や政策を提案できる能力を身につける。またビジネスを企画立案し、実践する能力を養成するため、「経営実践」や「BLP 特別演習」などの授業を通じてビジネス実践を経験する。	企業の企画・営業部門、経営コンサルティング業、人材関連のサービス業、起業家・経営者など
マーケティング コース	商品を販売するための仕組み（商品企画・開発、プロモーション、販売ルート、消費者行動、広告など）を理解し実践するための能力を身につける。そのため、マーケティング関連科目を中心に履修するとともに、「経営実践」や「BLP 特別演習」などの授業を通じてビジネス実践を経験する。	企業のマーケティング・企画、営業・販売、広告・宣伝などの部門、コンサルタント、広告代理店など
会計ファイナンス コース	経営学・商学を軸に企業の経営活動の理解を深めるとともに、特に企業における資金活動（会計報告、資金調達、資金運用など）について会計とファイナンスの観点から学修し、企業活動を読み解く能力や経理・財務・税務の実務能力を身につける。「会計専門職プログラム」を通じて、公認会計士・税理士をめざす。	企業の経理・財務部門、経営管理部門、銀行・証券・保険等の金融機関、公認会計士・税理士などの会計専門職

④ 演習の重視と卒業論文制度

経済学部では演習教育を教学の重要な柱として位置づけている。経済学部における演習は2年次以降に専門演習である「演習ⅠA」「演習ⅠB」「演習ⅡA」「演習ⅡB」「演習ⅢA」「演習ⅢB」を配置している。「演習ⅠA」「演習ⅠB」「演習ⅡA」「演習ⅡB」は、全学部生が履修する「履修指定」科目であり、「演習ⅢA」「演習ⅢB」は平成26(2014)年度入学生からは必修科目である。「演習ⅢA」「演習ⅢB」は「卒業レポート」又は「卒業論文」の作成・提出が必須となっている。なお「演習ⅠA」「演習ⅠB」の1年間、「演習ⅡA」「演習ⅡB」「演習ⅢA」「演習ⅢB」の2年間同一の指導教員のもと履修している。

経済学部の卒業論文制度は、専攻テーマに関する専門知識に加え、情報収集力、文献理解力、論理的文章力など学生が持つ力すべてを使って完成させる、まさに4年間の学士課程教育の集大成と位置付けている。卒業論文制度は、平成21(2009)年度から4単位の単位認定を行い、提出された卒業論文を図書館に保存することとした。卒業論文は12,000字以上の論文を提出し指導教員による審査を経て単位認定する。

○ 演習の体系

演習ⅠA・B	2年	履修指定
演習ⅡA・B	3年	履修指定（演習Ⅱ・Ⅲは同一教員の演習を履修）
演習ⅢA・B	4年	必修（卒業レポート又は卒業論文の提出必須）

また、これら専門演習のほか、アドバンスト演習やキャリア系演習として多様な演習を開講している。

アドバンスト演習は下記のアドバンストプログラムの中核科目として位置付けるものであり、関連する講義科目とともに履修することを推奨している。アドバンストプログラムは、公認会計士・税理士などの高難易度の資格・試験や公務員採用試験を目指す学生、通常の授業ではカバーできない高度で発展的な内容を学修したい積極的な学生のための特別プログラムである。

これらのアドバンスト演習は、専門演習とともに、将来の志望進路に応じて選択履修することを推奨している。

○ アドバンスト演習

アドバンストプログラム	特別演習	配当年次
会計専門職プログラム	会計学特別演習ⅠA・B	2・3・4年次
	会計学特別演習ⅡA・B	3・4年次
ICTアドバンストプログラム	ICT特別演習ⅠA・B	2・3・4年次
	ICT特別演習ⅡA・B	2・3・4年次
	ICT特別演習ⅢA・B	3・4年次
	ICT特別演習ⅣA・B	3・4年次
アドバンスト・エコノミクス・プログラム	ミクロ経済学演習A・B	2・3・4年次
	マクロ経済学演習A・B	2・3・4年次
	応用ミクロ経済学演習A・B	2・3・4年次
	経済史演習A・B	2・3・4年次
	経営学特別演習Ⅰ・Ⅱ	3・4年次
ビジネスリーダープログラム	BLP特別演習ⅠA・B	2・3・4年次
	BLP特別演習ⅡA・B	2・3・4年次
	BLP特別演習ⅢA・B	2・3・4年次
	BLP特別演習ⅣA・B	2・3・4年次
グローバルキャリアプログラム	GCP特別演習ⅠA・B（経）	2・3年次
	GCP特別演習ⅡA・B（経）	3・4年次

⑤ 教授方法の工夫・開発

経済学部では、学生が主体的な学修を進めていくことができるように、能動的学修、双方向型教育、実践型・体験型教育等を積極的に取り入れており、そのために少人数教育、

ICT等の教育支援ツールを使用した学修空間を形成している。

講義科目では、コメントシートを用いた学生の学習進捗度の確認とフィードバックや、クリッカーを用いて授業の双方向性を高めている。

また、体験型・実践型教育科目として、「地域フィールドスタディ」「海外フィールドスタディ」「経営実践Ⅰ」「経営実践Ⅱ」を開設し、地元の八尾市をはじめ大阪府下の企業・団体・自治体等と連携した授業を行っている。

専門演習においても、学外でのフィールドワークのほか、地元の八尾市をはじめ大阪府下の企業・自治体・団体等と連携した課題解決型学修に積極的に取り組むクラスもあるなど、特に能動的学修への取組みに力を入れてきた。例えば、大阪府八尾市及び地域商店街と連携して商店街の魅力を紹介するタウン誌「やおセレクション」の刊行、大阪府大阪市天王寺区との連携による真田幸村博の企画・運営への参加等である。「BLP 特別演習」では、NPO 河内木綿藍染保存会との連携による「河内木綿プロジェクト」や大阪府中小企業家同友会八尾支部との連携によるものづくり部会の運営に取り組んできた。

⑥ 学修成果の発表と蓄積

経済学部では、日頃の学修の成果を発表する機会として、学生研究発表大会を実施している。八尾市と連携した取組みやビジネスリーダープログラムにおける取組みの報告も含め、多様なテーマと視点による学生の研究成果の発表と意見交換・交流活動を通じて、相互に刺激を受け、自身とさらなる学修意欲を引き出し、新たな目標を見いだしつつ、自己表現することの大切さを学んでいる。

また、多様な学修活動に関する成果（発表資料やレポートなど）を、キャリアポートフォリオに蓄積し、自己の学修活動の振り返りや評価に活かすとともに、教員による学修指導にも活用している。

2) 法学部法律学科

法学部法律学科は、DP 及び CP に基づき、教育課程を体系的に編成している。また教育をより効果的に実施するため、教授方法の工夫・開発を行っている。

① コース制による体系的学修

CP に明示しているとおり、学生各自の興味・関心、将来の進路志望に合わせ 4 コース 16 モデルを設定し、主体的に体系的学修を行えるよう、授業科目を編成している。

○ 法学部法律学科コース概要

コース	概要	想定される進路
法律専門職コース	① 法科大学院・司法試験モデル ② 準法曹（専門資格）モデル ③ 専門職公務員モデル ④ 法学研究職モデル 法曹（弁護士、裁判官、検察官）となるため法科大学院への進学・司法試験合格をめざし、又はさらに司法書士などの準法曹資格を取得することを目的としている。	法曹（弁護士、裁判官、検察官）、司法書士、行政書士、裁判所事務官、検察事務官、国税専門官、労働基準監督官、大学院進学など

	<p>そのため、憲法・民法・刑法などの学修を深めるとともに、商法・訴訟法など司法試験科目や司法書士試験科目を学修し、かつそこで得た知識の定着を図るため「法曹特別演習」を設置している。</p>	
公務員コース	<p>① 一般行政職モデル ② 警察官モデル ③ 消防官モデル ④ 教職モデル</p> <p>行政職及び警察・消防や教職を目指し公務員採用試験に合格することを目的としている。広く公務員としての基礎的知識の修得を可能とするとともに、行政職モデルでは、行政法、行政学を中心とした専門教育科目を設置し、警察官モデル・消防官モデルでは、公務員のための憲法、公務員のための行政法、公務員のための刑事法を設置するとともに共通教育科目で柔剣道・体力づくりを目的としたクラスを設けている。また、このコースでは、「公務員特別演習」を設置し、めざす自治体及びその組織の研究、面接対策などを行っている。</p>	<p>国家公務員、地方公務員（一般行政職、警察官、消防官、中学・高校社会科教員など）</p>
現代社会キャリアコース	<p>① 金融人材モデル ② 企業管理運営モデル ③ 人材マネジメントモデル ④ IT・知的財産モデル ⑤ スポーツ・ビジネスモデル ⑥ 環境・防災モデル</p> <p>民間企業を中心に幅広い分野で活躍できる能力を、それぞれの志望に従って獲得することを目的としている。各モデルでは、法学部の専門科目のうちから基本的な科目の修得と合わせて、他学科の専門科目群から、関連する科目を、上限単位数の範囲内で選択履修する。「キャリアデザイン演習」「キャリア演習」を通じて、社会人として必要な知識、態度を涵養する。また、発展的な学修として「BLP 特別演習」「ICT 特別演習」の履修を推奨する。</p>	<p>銀行・証券・保険などの金融機関、企業の管理部門・人事部門・情報部門、環境・防災関連企業、スポーツ関連企業など</p>
国際関係コース	<p>① 国際公共モデル ② 国際ビジネスモデル</p> <p>国際機関、外国企業、海外展開する日本企業などへの就職に必要な能力を獲得することを目的とする。そのため、外国語力はもとより、国際社会で通用する法・政治の知識、さらには経済学関連の科目を上限の範囲内で選択履修する。また、発展的な学修として「GCP 特別演習」の履修を推奨する。</p>	<p>企業の海外関連業務、NGO・NPO、大学院進学など</p>

② 幅広い知識を身につける教養学修

CPに明示しているとおり、大学における専門学修の補完をはじめとし、自分の興味・関心、将来の進路志望に合わせて視野を広げ、豊かな感性・実践感覚を身につけることができるように、幅広い分野、科目群からなる教養学修のカリキュラムを共通教育科目において編成している。

③ 順次性に基づく専門学修

順次性に基づく専門学修について、CPには下記のとおり明示している。

- (1) 入門科目…法学、政治学、経済学（経営学）分野の科目のうち、財産法入門をはじめ、法学の基礎、政治学入門（日本の政治、世界の政治）、戦後法制史、経営学（経済学）入門を初年次教育のコア科目として配置する。なお、財産法入門は学士（法学）課程教育の基礎と位置付け、少人数のクラス単位で、日常の生活や企業活動にあたり必要な基本的な取引の知識や技能及びその思考法の基礎を身につけることを目的とする。
- (2) 学部基本科目…実定法を中心をなす憲法・民法・刑法を概観する科目を配置し、これらの科目の履修を通して、専門学修を進めていく上での基本的な知識や技能、論理的思考方法を身につけられるようにする。
- (3) コース・モデル選択科目…法または政治に関する高度な知識を学修するため、学生個々の興味や将来の進路に鑑みて、選択する各コースのカリキュラムマップ（コアカリキュラム）の編成に従ったコース基本科目及びコース関連科目群から、各モデルに従って、体系的かつ順次性のある学修を進める。
- (4) 専門演習…専門演習では、法学と政治学を中心とする知識や技能、論理的思考方法等の基本的学修を積み重ねて発展させていく、体系性、順次性に基づくカリキュラムを用意する。また、自分の興味・関心、将来の進路志望に合わせて専攻分野、テーマを設定し、研究活動を推進し、その成果を学生研究発表大会や顕彰論文、卒業論文として発表できるようにする。更に、専門演習の学修を通じて、組織マネジメントに必要な調整能力や弁論能力などのジェネリックスキルを養う。
- (5) 特別演習…法曹特別演習・公務員特別演習などで、弁護士に必要な論理的展開力、行政職公務員・警察官・消防官などに必要な危機管理能力など、目標とする職業に必要な基礎的知識と能力を養うようにする。

上記の「カリキュラムポリシー」に基づき、教育課程は次のとおり順次的・体系的に編成している。

〈入門科目〉

1年次春学期には、必修科目として「財産法入門」を、履修指定科目として「法学の基礎」をクラス指定で配当している。これらの科目は法学の専門教育の入門にあたり、法学の基礎的な考え方や基礎知識を修得するための科目である。これらは1クラス50人程度の小規模クラス編成を行い、専門知識の着実な定着を図っている。このほか、「戦後法制史」「日本の政治」を入門科目として配置し、履修を推奨している。

1年次秋学期には、「世界の政治」「経済学入門」を履修指定として配置している。「経済学入門」は建学の理念に基づく「経法相互乗り入れ制度」の実質化を図るために、1年生が経済学の基礎知識を身につけるための科目である。いずれも2年次以降の学修やコース選択にとって重要な科目となる。

〈学部基本科目〉

学部基本科目は、全ての法学部学生に必要な基本的科目として、実定法を中心をなす憲法・民法・刑法及び政治学のそれぞれを概観する科目として、次の7科目を指定し、

このうち6単位以上修得するよう選択必修要件を定めている。これらの科目の履修を通じて、専門学修を進めていく上での基本的な知識を身につけられるようにしている。

戦後法制史	憲法概論	憲法学 I	民法総則概論
政治過程論 I	国際政治学 I	刑法総論 (概論)	

〈コース制とコース基本科目〉

法学部法律学科のコースは、平成 26(2014)年度入学生まで、法曹コース、公務員コース、ビジネスローコース、国際関係コースの 4 コースであったが、平成 27(2015)年度入学生から、法律専門職コース、公務員コース、現代社会キャリアコース、国際関係コースの 4 コースへと変更した。

このコース制改正は、法学部に求められる社会的な人材育成への要請などを踏まえ、コース及び履修モデルをより多様に展開し、法学部卒業生が進む幅広い進路に対応させた履修のナビゲーションを充実させることを目的としたものである。

各コースでは、コースの学修目標に基づき、コース基本科目を定め、16 単位以上を修得するよう選択必修要件を定めている。各コースのカリキュラムマップ (コアカリキュラム) では、各年次の学修目標と関連づけて、各学年・学期で履修を推奨する科目を示している。

④ 演習の重視

法学部では演習教育を教学の重要な柱として位置づけている。法学部における演習は 2 年次以降に専門演習である「演習 I A」「演習 I B」「演習 II A」「演習 II B」「演習 III A」「演習 III B」を配置しており、いずれも全学部生が履修する「履修指定」科目となっている。なお「演習 I A」「演習 I B」については 1 年間、「演習 II A」「演習 II B」「演習 III A」「演習 III B」については 2 年間同一の指導教員の下に履修している。

○ 演習の体系

演習 I A・B	2 年	履修指定
演習 II A・B	3 年	履修指定 (演習 II・IIIは同一教員の演習を履修)
演習 III A・B	4 年	履修指定

また、これら専門演習のほか、コースごとに特別演習やキャリア系演習など多様な演習を開講している。

特別演習は、各コースと関連づける形で設定している。法律専門職コースに対応して、「法曹特別演習 A」「法曹特別演習 B」「法曹特別演習 C」「法曹特別演習 D」を開設している。公務員コースに対応して、「公務員特別演習 I A」「公務員特別演習 I B」「公務員特別演習 (行政職の経済学) A」「公務員特別演習 (行政職の経済学) B」「公務員特別演習 II A」「公務員特別演習 II B」「公務員特別演習 III A」を開設しており、行政職クラスと警察官・消防官クラスに分けて運営している。現代社会キャリアコースに対応して、経済学部専門科目の「BLP 特別演習 I A」「BLP 特別演習 I B」「BLP 特別演習 II A」「BLP

特別演習ⅡB」「BLP 特別演習ⅢA」「BLP 特別演習ⅢB」「BLP 特別演習ⅣA」「BLP 特別演習ⅣB」を履修するよう推奨している。国際関係コースに対応して、「GCP 特別演習ⅠA」「GCP 特別演習ⅠB」「GCP 特別演習ⅡA」「GCP 特別演習ⅡB」を開設している。

特別演習は各コースのアドバンスト演習として位置付けており、関連する講義科目とともに履修することを推奨している。

またキャリア系演習は、共通教育科目に位置付けており、キャリア形成科目の中の演習である。2年次に履修する「キャリアデザイン演習A」「キャリアデザイン演習B」は、社会人基礎力の3要素となる「考える力」「行動する力」「チームで働く力」を培い、自己理解と職業理解を深めることを目的としている。また3年次に履修する「キャリア演習A」「キャリア演習B」は、卒業後の進路を主体的かつ能動的に決定するために必要な就業力の向上を目指し、業界研究や企業研究を行っている。更にエントリーシートや履歴書など選考書類の作成、ビジネスマナーなどの実践、グループディスカッションやグループ面接のロールプレイなど就職活動を見据えた実践的な取り組みを行っている。

これらの特別演習やキャリア系演習は、専門演習とともに、将来の志望進路に応じて選択履修することを推奨している。

⑤ 教授方法の工夫・開発

法学部では、学生が主体的な学修を進めていくことができるように、双方向型授業、模擬裁判などの実践型授業、体験授業等のアクティブラーニングを積極的に取り入れており、そのために少人数教育、ICT等の教育支援ツールを使用した教育をしている。また、八尾市と連携した市民法律相談の取組を毎年度実施している。

講義科目では、コメントシートを用いた学生の学習進捗度を確認し、適宜フィードバックを行うことで授業の双方向性を高めている。また、体験型・実践型教育科目として「海外フィールドスタディ」を開設している。

演習においても、学生の希望進路や学修テーマに応じて、裁判所や地方自治体、警察署・警察学校、消防学校等へのフィールドワークを実施している。

⑥ 学修成果の発表と蓄積

法学部では、日頃の学修の成果を発表する機会として、全学部をあげて学生研究発表大会を実施している。法学・政治学に関する多様なテーマによる学生の研究成果の発表と意見交換・交流活動を通じて、相互に刺激を受け、自身とさらなる学修意欲を引き出し、新たな目標を見いだしつつ、自己表現することの大切さを学んでいる。

また、多様な学修活動に関する成果（発表資料やレポートなど）を、キャリアポートフォリオに蓄積し、自己の学修活動の振り返りや評価に活かすとともに、教員による学修指導にも活用している。

3) 教育内容等の工夫、特色

本学では、全学的な組織として大学教育開発支援センターを設置し、各学部・教養部と連携して教育内容等の工夫・開発に取り組んでいる。各学部・教養部には、カリキュラ

ムやFDに関する検討委員会が設置され、各学部・教養部独自の教育内容等の工夫・開発に取り組んでいる。

① 経法スタンダード

本学では、「経法スタンダード」という全学共通の教育プログラムを開講している。「経法スタンダード」は、① 大学生活への適応を助け、学びの基礎力を育む「初年次教育」、② 卒業後の社会的・職業的自立のための多様な「キャリア教育」、③ 幅広い教養を身につけ、豊かな人間性と国際感覚を育む「教養教育」の3つのプログラムで構成している。

基礎科目は、大学での学修を進めるために1年次に修得しておくべき知識や技能等を提供する科目である。一般教養科目は、基本的な教養知識を幅広く養うための概論的な科目である。総合科目は、教養をより深めるためのテーマ性を重視した科目である。

② 初年次教育

初年次教育は、学生の本学への適応と定着を促し、大学で必要な学修技法を教え、専門教育への円滑な移行を図るための最初の学士課程教育である。本学では、初年次教育を体系的・組織的に運営するため、「初年次教育プログラムの運営ガイドライン」を策定し、共通の到達目標やガイドラインに基づき教育課程を編成・実施している。また、入学直後に実施するプレイスメントテストの結果を、英語科目や数的処理科目及び文章表現科目等の習熟度別クラス編成に活用している。

初年次教育では、「大学演習 A」「大学演習 B」「文章表現入門」「情報リテラシーA」「情報リテラシーB」「キャリア開発 A」「キャリア開発 B」「基礎体育 A」「基礎体育 B」「数的処理 I A」「数的処理 I B」、外国語科目（英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語、ロシア語から選択）、及び学部入門科目を「初年次教育プログラム科目群」と定め、うち共通教育では「大学演習 A」「大学演習 B」「情報リテラシーA」「情報リテラシーB」「キャリア開発 A」「キャリア開発 B」を1年生履修指定科目とし、外国語科目を必修科目としている。

これらの初年次コア科目については、共通のガイドラインのもと、到達目標の適正化、出席指導の強化、到達度評価の実施、能動型・双方向型授業の拡充、学修支援の充実等により、教育の質保証に取り組んでいる。

特に「大学演習 A」「大学演習 B」は、初年次教育の中心的役割を担う科目と位置付け、チューター（教員）、サブチューター（職員）、メンター（上級生）の3者を配置するとともに、1クラス平均約20人の少人数編成とし、学生一人ひとりへのきめ細かい対応を行っている。

大学演習では、大学における基礎的な学修技法の修得とともに、公務員や会計、法曹、留学等の進路志望に応じたクラス編成などを通じた専門教育への動機付け、友人や教職員との関係構築やコミュニケーション能力の育成、キャリア意識の涵養等を行っている。

また、税理士や公務員、警察官を招いた講演会を実施したり、大阪市内でフィールドワークを行うなど、体験型学修の取組を行っている。

③ 経法相互乗り入れ制度

本学では、経済と法律、二つの学問の修得による人格の形成という建学の理念に基づき、「経法相互乗り入れ制度」を実施している。

各学部学科のコースカリキュラムにおいても、コース基本科目や関連科目に他学部開講科目を一部取入れるなど、各学部学科の教育目標に沿って他学部開講科目を履修するよう指導している。

④ 国際教育

本学における国際教育の特色は、学生が共通教育科目で修得する外国語・異文化理解を多彩な海外協定大学・研究機関との提携に基づく海外派遣プログラムと連動させ、共通教育科目と海外派遣プログラムとの相乗効果により、国際性の涵養を図っていることにある。それは、新入生に対する国際的視野と国際教養の有用性を明示し、国際社会と異文化理解に対する関心と学習意欲を喚起することから始まる。外国語教育をはじめとする共通教育科目で培われた意欲とコミュニケーションスキルは、2年次以降の海外留学と専門教育を通じて強化・育成し、国際性と専門性を具備した人材育成へとつなげていくことを目指している。（詳細は基準項目 A-3 を参照）

⑤ 公務員としての素養を身につけるための科目

公務員を目指す学生が公務員としての素養を身につけられるよう、以下のような科目を設置している。

共通教育科目において、公務員試験における一般知能分野や SPI などと問われる数的処理能力を高めるため、基礎科目として「数的処理ⅠA」「数的処理ⅠB」を、一般教養科目として「数的処理ⅡA」「数的処理ⅡB」「数的推理（数の性質）」「数的推理（確率と図形）」「判断推理（論理）」「判断推理（図形）」「文章理解Ⅰ」「文章理解Ⅱ」「資料解釈」を開講し、同分野に関する学修を行っている。また、健康分野科目として「フィットネス実習 A」「フィットネス実習 B」「トレーニング演習 A」「トレーニング演習 B」を開講し、警察官・消防官を目指す学生の体力強化や柔道・剣道の段位取得を目標に指導を行っている。

法学部においては、「公務員特別演習ⅠA・B」「公務員特別演習（行政職の経済学）A・B」「公務員特別演習ⅡA・B」「公務員特別演習ⅢA」を開講しており、行政職クラスと警察官・消防官クラスに分けて運営している。

⑥ 特修講座（Sコース）と資格講座

本学では、難関国家資格や公務員採用試験の合格を支援するため、本学独自の課外講座として特修講座（Sコース）を開講している。特修講座は、国家公務員や地方公務員、警察官、消防官をめざす「公務員講座」、公認会計士や税理士をめざす「会計職講座」、法科大学院進学や法律専門職をめざす「法職講座」、大学院進学をめざす「大学院進学講座」の4講座を開講している。（詳細は基準項目 2-5 に記載）

これら特修講座は、正課授業とも緊密に連携して実施している。経済学部においては、アドバンスプログラム「会計専門職プログラム」と特修講座「会計職講座」、公務員プ

プログラムと特修講座「公務員講座」は、正課授業と特修講座での学修が相乗効果を発揮するよう設計している。経済学部推奨資格として、リテールマーケティング（販売士）検定、秘書技能検定、ビジネス会計検定、日商簿記検定、ファイナンシャル・プランニング技能検定、証券外務員 2 種を設定しており、それぞれに対応する特修講座・資格講座を開設している。また、経済学部コース別のコアカリキュラムにおいて、取得が推奨される資格を例示している。

法学部においては、コース別のコアカリキュラムにおいて推奨される特修講座として明示している。法律専門職コースと「法職講座」、公務員コースと「公務員講座」は、正課授業と特修講座での学修が相乗効果を発揮するよう設計している。法学部推奨資格として、宅地建物取引士、行政書士、社会保険労務士、自治体法務検定、ビジネス実務法務検定、ファイナンシャル・プランニング技能検定、証券外務員 2 種を設定しており、それぞれに対応する特修講座・資格講座を開設している（ただし自治体法務検定除く）。また、法学部のコース別のコアカリキュラムにおいても、これら推奨資格を例示している。

このほか、共通教育科目と関連づけて、IT パスポートをはじめとする情報系資格、TOEIC をはじめとする語学系資格、スポーツリーダー、ビオトープ管理士、自然再生士などの資格取得をめざすことが可能である。

4) 単位制度の実質化における工夫

■ 学部・学科

単位制度の考え方と根拠、単位の認定、学期・学年ごとの履修制限単位については、履修要項に明記している。

本学は、大学設置基準第 22 条、第 23 条に基づき、学年、学期、休業日を「学則」第 17 条～19 条に定め、「履修要項」に明示している。また、学年暦についても「履修要項」に明記しており、定期試験期間を除き、各学期 15 週の授業時間を確保している。

本学において履修制限単位を、平成 21（2009）年度入学生以降、学期制限単位 26 単位、年間制限単位 48 単位と定めている。

以上のとおり、各学部学科では CP に基づいて、基本的な知識を身につけ、幅広い関心を育む教養学修、基礎から応用へと順次性に基づき学修を進めていくことができる専門教育、将来の志望進路に対応したコース制カリキュラム、能動的学修、双方向型教育、実践型・体験型学修等を積極的に取入れた多様な学修空間の形成など、教育課程は順次性・体系性をもって包括的に編成・実施していると判断している。また単位制度の実質化のため、単位制度の趣旨について学生に周知を図り、シラバスで「授業外の学修」について指示するなどの取組みを行っている。

■ 研究科

大学院経済学研究科経済学専攻（修士課程）は、「ディプロマポリシー」及び「カリキュラムポリシー」に基づき、教育課程を体系的に編成している。また教育をより効果

的に実施するため、教授方法の工夫・開発を行っている。

① 授業科目区分に基づく順次性ある学修

授業科目を講義科目の研究基礎科目、専門科目、関連科目、演習科目の研究指導科目の4区分に分け、順次性を持って学修を進めることができるようにしている。

〈研究基礎科目〉

「経済学研究の理論と方法」は、本研究科が取り組む経済学の基礎理論及び研究方法を修得させるための科目であり、この科目の学修を通じて、本研究科においてどのような研究を行う場合であっても必要となる基礎的な素養を修得させることを意図している。なお、研究基礎科目は、他分野出身の学生や社会人学生に対する導入科目的な役割も合わせ持っている。

〈専門科目〉

専門科目は、大きく「経済理論科目群」と「応用経済学科目群」とに区分され、段階を踏んで応用発展する形の体系となっている。「経済理論科目群」には、9科目を配置し、また必修要件を設けるなど、広く経済現象を分析するための修士課程レベルの分析方法を確実に修得させる。

以上のような分析方法の学修を前提とし、主に2年次から、経済的諸問題を分析し、解決方策（戦略や政策）の提案を行えるようにするために必要な、国際経済や地域経済の現状に関する学識を修得させる。このために、「応用経済学科目群」には「国際経済関連領域科目群」と「地域経済関連領域科目群」を配置している。

〈関連科目〉

関連科目については、経済学の研究において関連が深い法学と政治学の科目を配置し、研究テーマに応じて学修させることにしている。

〈研究指導科目〉

研究指導科目は必修とし、演習方式の教育を実施する。研究指導科目においては、修士論文作成に必要な資料収集の方法や論文作成の技法なども含めた総合的な研究指導を行い、修士論文を作成させ、原則として2年間を通じた指導を受けさせることとしている。

〈履修モデル〉

本研究科の養成する人材像、修了後の進路に対応した学修・研究を進めていくにあたって参考となるよう、3つの履修モデルを作成し、体系的履修を促している。

② 教授方法の工夫・開発

本研究科においては、学生一人ひとりの志望や関心に応じたきめ細かな教育方法を採用している。

研究基礎科目、専門科目及び関連科目においては、教員による講義を中心としつつも、

学生同士のディスカッション等による能動的な学修形式を取入れている。また現代の社会経済情勢の具体的な動向を踏まえ、地域社会に蓄積されている実践的な知識や資源等を活用しながら、問題解決の方策を提案できる能力を育成できる教育方法も採用している。その一環として、授業時間などに企業経営者、NPO 法人・地域行政機関職員などの実務家を招聘した講演の実施、現代社会が直面する経済的諸問題に直接触れるフィールドワークなど体験型学修を採用している。これらは「地域経済特論」「地域産業特論」「中小企業特論」「地方財政特論」及び一部の「研究指導Ⅰ」「研究指導Ⅱ」において設定している。

以上のとおり、大学院経済学研究科経済学専攻は、設置認可申請書に基づき、授業科目を開講し、カリキュラムポリシーに基づいて教育研究活動を実施している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

■ 学部・学科

本学の各学部・学科の教育目的、DP 及び CP を学内外に広報し、理解と周知に努める。コース及び履修モデルと合わせて、学生が目的意識を明確にしながらか4年間の学士課程教育を体系的・順次的に学修できるよう、履修ガイダンスや修学指導をより充実させる。

専門教育においては、経済学部は平成 26（2014）年度入学生から、法学部は平成 27（2015）年度入学生から CP 及びコース制を改正したところであり、それらに沿ってより効果的な教育を実施する。

また、教育課程の中にキャリア教育を適切に位置付け、学部特性を踏まえた就業力育成を支援できるようにする。

共通教育科目では、各学部・学科の DP 及び CP を踏まえ、「経法スタンダード」を基に、初年次教育、英語教育、情報教育、キャリア教育、留学生に対する日本語教育など、共通教育の一層の充実を図る。

さらに、単位制度の実質化に向けて、予習・復習といった授業外の学修の内容をシラバスにおいて具体的に明示し、授業外の学修を効果的に組込んだ授業運営・教授法の改善に取り組む。

■ 研究科

大学院経済学研究科経済学専攻の教育目的、「ディプロマポリシー」及び「カリキュラムポリシー」を学内外に広報し、理解と周知に努める。次年度に完成年度を迎えること、また経済学研究科経営学専攻の開設を構想していることから、経済学研究科経済学専攻の2年間の教育実践の評価を踏まえ、カリキュラムの改善・充実を図る。

大学院経済学研究科経済学専攻は開設初年度であり、設置認可申請書に記載した教育目的、教育課程、教育方法を着実に実施することが重要な課題である。その実践の中から改善すべき点、発展させるべき点を見出し、改善・改革に継続して取り組んでいく。特に次年度の修士論文の作成・提出に向け、修士論文テーマ及び具体的な研究計画の作成、

中間発表会など、研究指導スケジュールに基づき、確実に取組んでいかなければならない。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■ 学部・学科

1) 授業支援の充実

教員と職員の協働では、各学部に通ずる教務課題を審議するための「教務委員会」において、教育課程、授業時間割、学年暦等の審議を行っている。また、国際教育・留学や留学生支援等に関しては国際交流委員会において、情報教育に関しては情報化委員会において、資格講座に関しては特修講座運営委員会において審議するなど、本学では、全学的な教職員協働により、学修及び授業支援を展開している。

チューター会議（公務員志望、会計職志望、留学希望などクラスの属性別に行われ、授業計画の進捗状況や合同授業の運営などに関して議論するチューターの会議）、サブチューター会議（多欠席・低単位の学生に関する情報の共有や学生への連絡事項の確認などを行うサブチューターの会議）を定期的で開催し、1年次の授業支援に関してクラスを越えて情報を共有し、教職協働を図っている。

サブチューターとしての職員の役割は、教員とともに授業に参加し、1年生の学修のサポートを行うことである。また、授業を欠席がちとなった学生に対する連絡や相談を受け持つこともある。学修のみならず、奨学金の案内やキャンパスルールの徹底など学生生活全般についての周知や支援を行うことも担当している。「大学演習」の教職員協働のため、大学演習担当者会議を開催し、学期ごとの振り返りや次学期の活動方針等を共有する場を設けている。チューター会議（クラスの属性（公務員志望、会計職志望、留学希望など）別に行われ、授業計画の進捗状況や合同授業の運営などに関して議論するチューターの会議）やサブチューター会議（多欠席・低単位の学生に関する情報の共有や学生への連絡事項の確認などを行うサブチューターの会議）を定期的で開催し、1年生の授業支援に関してクラスを越えて情報を共有し、教職員協働を図っている。

授業の運営補助にあたる学生スタッフでは、上級生を SA (Student Assistant) として採用している。初年次演習の「大学演習」では、教職員とともに、上級生の SA を「メンター」と称して各クラスに配置し、1年生のサポートを行っている。大学演習メンター学生は、図書館 2 階の「HANAOKA Commons」を利用して「メンターアワー（メンターによる学習支援の時間）」を実施し、自習支援やレポート作成支援等のサポートを

行っている。

また、情報科学センターが授業の Web テストの作成・運用やクリッカー、スマホを用いた REAS（リアルタイム評価支援システム）の活用など、ICT を活用した授業の支援を行っている。八尾駅前キャンパスにおいては全演習室に電子黒板機能のついたホワイトボードが配置され、この機能の活用に関しても情報科学センターが支援を行っている。学生の体験型学修の活動や国際教育プログラムに関するホームページや Facebook の作成・運用など、学生の活動に関する支援も行っている。

「情報リテラシー」など ICT 関連の授業では、「ヘルプデスク（ICT 利活用の支援を担当する SA）」と称し、上級生が授業の運営補助にあたっている。

授業における学生の意見等を汲上げる仕組みとしては、授業運営の改善を目的とした「授業評価アンケート」を各学期末に実施し、設問項目の最後に要望等について自由記述できる項目を設けている（活用方法の詳細については、基準項目 2-6 参照）。また、平成 25（2013）年度秋学期から、授業を受講している学生の授業満足度の向上のため、講義科目において、授業評価アンケートに先行し、各学期の中間時期に行う「授業改善中間フィードバック」を開始した。これは、コメントシート等を活用して、学生に授業の進捗の適切性や理解度等を確認する制度である。

また、「学生生活実態・満足度調査」を毎年実施し、その項目に授業に関する内容を含めているほか、学生が意見や要望を投函できる「意見箱」を設け、授業に関する学生の意見を汲上げるように努めている。

2) 学修支援の充実

教員によるオフィスアワーについては、平成 27（2015）年度春学期は全教員が、授業の質問対応をはじめとして、文章表現能力、数的処理能力等の基礎学力向上や、大学院進学指導等のテーマを明示した上で、実施している。オフィスアワーの場所は、花岡キャンパス本部棟の教員研究室又は八尾駅前キャンパスの 4 階ラウンジが多いが、平成 26（2014）年度に開設した花岡キャンパス図書館 2 階の「HANAOKA Commons」や E 号館 1 階国際部での実施も増加しつつあり、学生が相談しやすい時間及び空間を提供している。

学修支援を担当する部署としては、学習支援センターを設置し、花岡キャンパス図書館 2 階の「HANAOKA Commons」において学修支援を実施している。学習支援センターは、2 年次以降の専門演習担当教員からの相談や要請等に基づき、演習の欠席が目立つ学生への連絡、外国語科目担当の非専任教員からの要請に基づき、個別学生への出席指導、多欠席学生に対する日常的な登学指導等を通じた継続的な学生相談と支援などを実施している。

演習では、学修ポートフォリオである「キャリアポートフォリオ（学修・就職支援・学生生活等の個人情報・履歴を集約した学内 LAN 上のデータベース）」の「マイノート」において、授業を通じて作成したレジメや報告、発表等の学修成果物を蓄積させるようにしており、これらの学修成果物等を利用して、学生個々人の毎学期の振り返り（演習担当教員との個人面談等）を促進するようにしている。

① 学業継続指導の展開

学業継続指導を目的として、1年生では「大学演習」の担当教職員が中心となり、初年次教育運営会議を開催し、初年次教育科目の授業運営状況、出席状況、単位取得状況及び合格率等の情報を共有するとともに、必要な支援等について審議している。また、初年次教育運営会議の下で、学習支援センター長を中心とする学業継続支援チームを編成し、低単位・多欠席の学生に対する日常的な支援や相談の体制をとっている。2年次以降は、経済学部教授会、法学部教授会に設けられている演習担当者会議で学生の状況や指導方針について審議した上で、各年次の専門演習（2年次「演習ⅠA・B」、3年次「演習ⅡA・B」、4年次「演習ⅢA・B」）の担当教職員が個別の相談や支援を担当している。なお、経済学部及び法学部の「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」では、八尾駅前キャンパスを中心として、学修進捗の思わしくない学生に対して手厚い履修指導や学修支援を行っている。

また、毎年度各学期終了時に保護者との懇談会を実施して、保護者との連携を図るよう努めている。

② 発達障がい等を抱える学生への学習支援

バリアフリー委員会で、特に支援を要する学生について、情報を共有し、支援の方針等について審議した上で、学生部、学生相談室や教務部等の関係する部署が連携して学生の支援を行っている。

メンタル面での課題を抱える学生や発達障がいの学生の相談部署として「学生相談室」があり、臨床心理士3人が日常的な相談体制をとり、学修・授業支援を行っている。また、全教職員に対して特に支援を要する学生について、授業や期末試験等での支援及び配慮を要請している。

③ 学生研究発表大会

本学では、経済学部・法学部による「学生研究発表大会」を毎年12月に開催し、その運営を教職員協働で行っている。学生が日頃の研究成果を公開の席で発表することで、学生の学修のモチベーションを向上させる効果を持っている。

経済学部では、「学生研究発表大会」を毎年12月に開催し、教職員協働により、運営を行っている。学生が日頃の研究成果を発表し、学修のモチベーションを向上させる効果を持っている。平成26（2014）年度は、「経済学部学生研究発表大会」「外国語スピーチコンテスト」を開催した。78チームがエントリーし、観衆となる学生たちも年々増加しており、約950人が参加した。

法学部においては、法科大学院の設置と裁判員制度の導入に対応し、これからの法学部教育のあるべき形について様々な議論を行い、その中から、法的思考のできる積極的な市民の育成が重要であることを確認し、このような教育目的に沿った学生の主体的な学びの場として、平成12（2000）年度から学生研究発表大会を開催してきた。平成26（2014）年度は、12月に第15回法学部学生研究発表大会を開催し、32チームが発表を行った。

また、経済学部において卒業論文制度を設け、4年間の学修の集大成として提出させ

ているほか、教務課がゼミ論文集の製本を支援している。

④ 教職課程履修学生への支援

教職課程を履修している学生のために、花岡キャンパスに「教職課程学習室」を設け、教職関連の図書・雑誌を配架し、自習スペースとして活用できるようにしている。また、八尾駅前キャンパスに「教職演習室」を設け、教職科目の授業や教育実習の指導を行うとともに、教職関連の雑誌を配架し、自習スペースとしても活用できるよう整備している。

⑤ エクステンションセンターにおける資格取得支援

志望に即した発展的学習を支援するエクステンションセンターは、会計職講座、法職講座、公務員講座及び大学院進学講座の4種類の講座からなる「特修講座」と「資格講座」を設置・運営している（詳細は基準項目2-5を参照）。

⑥ 国際部における支援

国際部は、建学の理念である「人権の伸長と国際平和への貢献」を承けて、所属する学部を越えて国際的問題への関心と国際的視野の修得を促す。海外留学を希望する学生及び異文化に関心のある学生に対して、外国語修得及び異文化理解を深める多様な学修内容を提供している。また、経済学部及び法学部において開講される「海外フィールドスタディ」の授業運営の支援を行っている。海外協定校からの交換留学生及び私費留学生に対して、日本語教育を含む学修支援ならびに全般的な生活支援を日常的に行っている。多くの留学生が国際部を訪れ、異文化交流行事や語学ボランティア講座など、日本人学生との文化・言語についての相互教授や交流を行っている。

⑦ 入学前教育

平成27（2015）年度入学生を対象とした入学前教育は、12月及び2月のスクーリング（「経法プレセミナー」）とeラーニングを実施した。eラーニング課題は、基礎力の維持向上を主眼として実施し、スクーリングで問題の解説や解答の説明を行うなど、スクーリングとeラーニングを連動させる形式をとった。

平成27（2015）年度は、入学直後に、新入生全員を対象とした1泊2日の「新入生キャンプ」を、学部学科別に実施した。教職員や上級生との交流を通じて良好な人間関係を構築し、新入生の大学への早期の適応を図るとともに、大学での学修システムへの理解促進等を目的としたものである。

■ 研究科

教員と職員の協働では、研究科委員会及び研究科FD委員会に教務課長及び担当教務課員が参画しており、教育課程の実践的な運営・実施、授業時間割の編成などの審議に加わっている。また学期初めの履修ガイダンスに、研究科教員に加えて担当教務課員が参加し、授業科目の履修登録の指導などを行っている。

大学院開設1年目であることから、TAは配置していないが、必修である「ミクロ経

「経済学特論Ⅰ」「ミクロ経済学特論Ⅱ」「マクロ経済学特論Ⅰ」「マクロ経済学特論Ⅱ」「計量経済学特論Ⅰ」「計量経済学特論Ⅱ」の理解を深めるための課外学習を毎週水曜日に実施した。このほか、専門科目の理解を助けるために、経済学部外国語講読及び経済統計学の受講を推奨した。これらの科目の学修については、大学院の修了要件には含めないこととしている。

オフィスアワーについては、全教員が担当時間を定め、時間割形式で分かりやすく提示するなど、実質的な活動を行っている。また研究指導教員が院生の履修科目を確認した後、履修登録を行うようにして、指導を徹底している。

授業における学生の意見等を汲上げる仕組みとしては、授業運営の改善を目的とした「学生による授業評価アンケート」を各学期末に実施し、設問項目の最後に要望等について自由記述できる項目を設けている。また、「学生生活実態・満足度調査」を実施し、その項目に授業に関する内容を含めているほか、「意見箱」を設け、授業に関する学生の意見を汲上げるように努めている。

以上のように、学部については、授業運営体制、学修及び授業支援の体制を適切に運営している。また、大学院についても、授業運営体制、研究指導教員による研究指導、研究環境や設備面の支援体制を適切に運営している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

■ 学部・学科

学生への学修及び授業支援体制について、教務部、学習支援センター、情報科学センター、エクステンションセンターにおいて教育改革、学生のスタディスキルの向上等の学修支援、資格取得の支援等に関して教職員協働によって継続して取り組んでいく。また、経済学部は教育の質保証のため、平成26(2014)年度入学生より、「演習ⅢA」「演習ⅢB」を必修とし、卒業レポートまたは卒業論文の提出を必須とするため、それらの指導を強化する。

オフィスアワーは、学生への周知をより効果的に行い、実施場所を花岡キャンパスにおいては図書館2階「HANAOKA Commons」又はE号館1階国際部に、八尾駅前キャンパスにおいては4階相談ラウンジに集約するなど、学生が利用しやすい環境を整備する。

大学演習におけるメンターの活用やメンターアワーの実施、主要科目や実習系授業へのシニアメンターの配置の充実などに継続して取り組んでいく。

除籍退学率の目標を定め、各学部・教養部と教務部をはじめ各部門が連携をとって、学業継続指導を強化しているが、より組織的な取り組みが必要である。また、除籍退学状況についてより詳細に分析し、対象者を明確に絞り込み、効果的な対応策を立案・実施することが必要である。そのため、教務部が中心となって、出席状況の日常的把握に基づく修学支援、学生の個々の状況に合わせた学修支援、父母・保護者との連携を有機的に関連づけた取り組みを強化する。

また、全学的に成績上位学生についても情報を共有し、アドバンスプログラム等を

通じた資格取得等に向けた学修支援に活用する。

「学生による授業評価アンケート」「授業中間フィードバック」「学生生活実態・満足度調査」等、学生の意見などを汲上げる仕組みについて、さらなる調査項目の検討、見直しと、調査結果の評価、検証及び活用のあり方について継続的に検討する。

■ 研究科

大学院における必修科目である「マイクロ経済学特論Ⅰ」「マイクロ経済学特論Ⅱ」「マクロ経済学特論Ⅰ」「マクロ経済学特論Ⅱ」「計量経済学特論Ⅰ」「計量経済学特論Ⅱ」の課外学修を引続き実施し、その専門知識・能力の着実な定着を図る。研究指導教員による学期ごとの定期的な面談と履修指導、オフィスアワーなどの取組みを引続き実施する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■ 学部・学科

単位認定、卒業要件等は学則及び各学部履修規程に定め、厳正に適用している。各学部・学科の DP を履修要項に掲載するとともに、大学ホームページに掲載している。

1) 単位認定

各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算している。

- ① 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位
- ② 外国語は、30 時間の授業をもって 1 単位
- ③ 実験、実習及び体育の実技は、30 時間の授業をもって 1 単位

2) 進級要件

本学では、各年次に進級する際の進級要件を定めていない。

3) 卒業要件

4 年以上在学して、所定の授業科目につき定められた単位を修得した者には、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

卒業に必要な単位数は、共通教育科目 40 単位、専門教育科目 70 単位、その他共通教

育科目又は専門教育科目 14 単位の合計 124 単位である。共通教育科目のうち外国語科目 4 単位は必修とし、経済学部経済学科、同経営学科、法学部法律学科の専門教育科目において、それぞれ選択必修要件を定めている。卒業判定にあたっては、教務委員会において卒業判定案を提案し、各教授会の審議を経て、学長が卒業を認定している。

4) 成績評価基準等

成績の評価は、授業科目修了の認定は、秀・優・良・可・不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格としている。そして、100～90 点を秀 (S)、89～80 点を優 (A)、79～70 点を良 (B)、69～60 点を可 (C) として合格、59 点以下が不合格 (D) と定めている。

また、GPA 制度を導入しており、学期ごとに GPA ポイントを学生に周知するとともに、修学指導や奨学金、留学等の選考に利用している。なお、3 年次編入学生の既修得単位の一括認定（編入学前の学修に対して 60 単位を上限とする認定）や、インターシップ、大学コンソーシアム大阪の単位互換制度など他大学における学修等の単位認定では、成績評価は行わず、成績表等には「認可」と表示している。

履修上限単位数は、1 単位当たりに必要な学修時間（45 時間）を確保することで単位の実質化を図るとともに、各年次にわたって適切に履修することで学修の質を向上させることを目的に、各学期 26 単位、年間 48 単位としている。

各授業のシラバスは、15 回又は 30 回の授業計画と合わせて、成績評価の基準・方法を明示して公表しており、筆記試験、レポート、報告・発表、コメントシートの提出等を多元的に評価することに努めている。

病気その他やむを得ない事情により定期試験等を受験できなかった学生に対しては、追試験を実施している（春学期 8 月中旬、秋学期 2 月中旬）。追試験は、受験できなかった理由を証明する書類（病気の場合は診断書、就職試験の場合は企業の証明書等）を添付して申請することになっており、申請に対して教務部長が審査の上許可をしている。

■ 研究科

単位認定、修了要件等は大学院学則及び履修規程に定め、厳正に適用している。DP は履修要項に掲載するとともに、大学ホームページに掲載している。

1) 単位認定

各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算している。

- ① 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位
- ② 実習は、30 時間の授業をもって 1 単位

2) 進級要件

本学では、各年次に進級する際の進級要件を定めていない。

3) 修了要件

修士課程の修了の要件は、2年以上在学し、所定の授業科目について、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

修了に必要な単位数は、「ミクロ経済学特論Ⅰ」「ミクロ経済学特論Ⅱ」「マクロ経済学特論Ⅰ」「マクロ経済学特論Ⅱ」「計量経済学特論Ⅰ」「計量経済学特論Ⅱ」「研究指導Ⅰ」「研究指導Ⅱ」の8科目20単位を含む30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することと定めている。修了判定にあたっては、研究科委員会の審議を経て、学長が修了を認定する。

4) 成績評価基準等

成績の評価は、学部と同様に定めている。各授業のシラバスは、15回又は30回の授業計画と合わせて、成績評価の基準・方法を明示して公表しており、筆記試験、レポート、報告・発表等を多角的に評価することに努めている。

修士論文の審査及び最終試験は、大阪経済法科大学大学院学位規程に基づいて3人の審査委員により行う。審査委員は、主指導教員に研究科委員会が選定する2人を加えるものとする。なお、研究科委員会が、学位審査のために必要と認めたときは、他大学の大学院等の教員等の協力を得ることができる。主査は、学位審査の公平性と中立性を確保するため、主指導教員以外の委員が担当する。最終試験は、修士論文を中心として、これに関連のある分野について、口述又は筆記により行う。

病気その他やむを得ない事情により定期試験等を受験できなかった学生に対しては、追試験を実施している（春学期8月中旬、秋学期2月中旬）。また必修科目については、定期試験において合格水準に達しなかった場合には臨時試験を実施し、学生が学期ごとに着実に専門科目を修得できるようにしている。

学部及び研究科ともに、授業時間は90分とし、1学期15週の授業回数を確保し、学期末試験期間を1週間定めている。本学では原則として授業を休講しないことになっている。しかし病気等の理由によりやむを得ず休講した場合には、補講を実施している。補講日は原則として毎月第3土曜日である。

以上のとおり、学部及び研究科ともに、単位認定、卒業要件、修了要件等は学則、各学部履修規程、大学院学則、大学院学位規程及び大学院履修規程に基づき、厳正に適用している。公開しているシラバスについては、成績評価基準等を含め詳細にわたり記述している。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

■ 学部・学科

各授業における多角的な成績評価を推進しているが、一部に学期末の筆記試験のみでの評価を行う授業がある。平成28（2016）年度に向けて、それらの授業の成績評価基準を改め、多角的評価を徹底する。

■ 研究科

大学院設置初年度においては、必修の専門科目 6 科目を確実に履修させ、修士課程レベルの内容で単位修得をさせること、そして研究指導 I を通じて計画的に資料収集やフィールドワーク調査などを行わせることが課題である。次年度の新入生の受入にあっても、履修モデルを参考として計画的に履修させる。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学生が将来の目標に合わせて選択した各学部・学科に設けられたコースに沿った各科目の履修と資格講座や各種キャリア支援行事を組合わせた「総合キャリア支援プログラム」を策定している。これを軸に、学生一人ひとりが希望の進路を実現し、将来、社会的・職業的に自立していけるよう教職員協働で指導している。

キャリア支援部は、キャリア支援委員会での協議により、各学部、教養部、そして教務部と密接な連携をとりながら、教育課程内外においてキャリアガイダンスを実施している。

このプログラムの実施により、平成 21（2008）年度にはリーマンショックの影響で就職率が急落したものの、翌年の平成 22（2009）年度以降は、5 年連続で就職率が改善しており、平成 26(2014)年度卒業生の就職率（希望者分母）は、全国平均(96.7%)を 0.8 ポイント上回る 97.5%に達した。

表 2-5-1 就職率推移：平成 21（2009）年度～平成 26（2014）年度

学 部	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度
経済学部	84.3%	93.3%	92.9%	96.5%	97.4%	97.3%
法学部	88.5%	90.9%	94.8%	93.7%	96.2%	97.8%
全 体	86.2%	92.2%	93.7%	95.2%	96.9%	97.5%

1) 教育課程内の取組み

① 1 年次キャリア教育

1 年生には、高等学校から大学への学修スタイルのスムーズな移行を図るための「初年次教育プログラム」を用意し、その中に、卒業後のキャリアデザインを考えるためのキャリア形成科目「キャリア開発 A」「キャリア開発 B」を配置している。

これらの科目の学修目標は、キャリア形成の意義を理解することであり、学生が社会や企業から求められる人材像や必要とされる能力を認識するとともに、コミュニケーション能力をはじめとする汎用的基礎力を育成できるようにしている。更に、社会理解と

職業理解を深めるために、実社会の仕事に関するケーススタディや、様々な分野で活躍する実務家（企業・地方自治体）を招いた講演などを適宜盛り込み、早期からキャリアデザインを意識させている。なお、これらの科目は、初年次から将来のキャリアデザインを意識することの重要性を鑑み、平成 25（2013）年度より、1 年生全員に履修させている。

② 2 年次キャリア教育

2 年生には、各自が将来の希望進路を踏まえて各学部各学科それぞれ設けられた 4 つのコースから、学期初めに、1 つを選択する。各コースの履修モデルに沿った専門科目、専門演習の学修を通して、将来の希望進路で必要とされる基礎的知識及び能力を身につける。

また、キャリア形成科目として、「キャリアデザイン演習 A」「キャリアデザイン演習 B」を配置している。これらは演習形式の科目で、学生が自己理解・社会理解・職業理解を進め、将来のキャリアデザインのイメージを深めることで、その実現に必要な汎用的基礎力を培えるよう指導している。

③ 3 年次キャリア教育

3 年生は、2 年生に引続き各コースの履修モデルに沿って、専門科目、専門演習を学修し、希望進路の実現に必要な専門的知識及び能力を身につけさせる。また、キャリア形成科目として、「キャリア演習 A」「キャリア演習 B」を配置している。これらは「キャリア支援ガイダンス」（2）教育課程外の取組みを参照）で学修した内容について、演習形式で定着を図る科目である。2 年次までに培ってきた汎用的基礎力と自己理解・社会理解・職業理解を土台に、自己分析及び業界・業種・企業研究を深めるとともに、就職活動を計画的かつ円滑に遂行できる能力を培えるよう指導している。

④ アドバンスプログラム

本学では、社会で活躍できるコンピテンシー（行動特性）を備えた人材を育成するため、アドバンスプログラムとして、「BLP（Business Leader Program）」及び「GCP（Global Career Program）」を開設している。BLP では、業界におけるリーディングカンパニーへの就職や、起業に挑戦するなど、リーダーシップを発揮することができるようになるための実践的スキルと知識を培っている。GCP では、国際的視野を持ってグローバルに活躍することができるようになるための高度な専門知識と高い語学力を培っている。

1 年次には課外講座として BLP・GCP プレ講座を、2 年次からは BLP と GCP のための特別演習（BLP 特別演習、GCP 特別演習）を開講している。BLP 特別演習は経済学部専門教育科目、GCP 特別演習は経済学部と法学部の専門教育科目として開講している。各特別演習は、経済学部生、法学部生ともに受講できる。

また、本学は、警察官・消防官を志望する学生を対象に、2 年次に「公務員特別演習 I A」「公務員特別演習 I B」（警察消防クラス）、3 年次に「公務員特別演習 II A」「公務員特別演習 II B」（警察消防クラス）、4 年次に「公務員特別演習 III A」を開講している。

行政職公務員を志望する学生を対象に、2年次に「公務員特別演習ⅠA」「公務員特別演習ⅠB」（行政クラス）、3年次に「公務員特別演習ⅡA」「公務員特別演習ⅡB」（行政クラス）を開講している。

さらに、法科大学院進学希望者を対象に、日本国憲法の原理を身につけるための「法曹特別演習A」、民法（民法総則・物権）の総合力を養うための「法曹特別演習B」、民法（債権総論・債権各論）の総合力を養うための「法曹特別演習C」、刑法の基本原則を理解することを目的とした「法曹特別演習D」を開講している。

⑤ インターンシップ

本学では、学生の社会的自立と職業的自立を図るキャリア教育の一環として、平成13（2001）年度より企業等での就業体験を行うインターンシッププログラムを積極的に展開してきた。このインターンシップは、企業や地方公共団体等での2週間にわたる実習を通して、職業観の形成と就業力の育成を目的としており、派遣前のガイダンスとビジネスマナー講座の受講、派遣後の報告書作成と報告会での発表を義務付け、平成15（2003）年度より学部専門科目として単位認定を行っている。

インターンシップ参加者は、平成24（2012）年度に161人、平成25（2013）年度に134人、平成26（2014）年度に133人と推移し、企業をはじめ地方公共団体や非営利法人、法律事務所、会計事務所、議員事務所等、多岐にわたる事業所へ派遣している。この結果、朝日新聞出版「大学ランキング2015年版」では、インターンシップへの参加率の高い大学として、大阪府内の大学で第3位に入るなど、高い実績を上げている。

なお、本学学生を派遣しているインターンシップには、本学主催のものとして外部団体が主催するものの2つのプログラムがある。本学主催のインターンシップは、包括連携協定を交わした八尾市及び八尾市議会や、覚書を交わした民間企業等の事業所に学生を派遣しており、平成27（2015）年3月時点で本学主催のインターンシップ受入事業所は、98事業所にのぼる。さらに、外部団体が主催するインターンシップでは、大学コンソーシアム大阪などの団体の企画に賛同した企業や地方公共団体へ学生を派遣している。

また、上記に加えて、海外における就業体験を目的とする海外インターンシップを実施している。平成24（2012）年度には輸入事業を手掛ける企業のイタリア・フランスでの事業へ、平成25（2013）年度にはベトナムに進出した日系企業へ学生を派遣するなど、拡充に努めている。

以上のように、本学では、インターンシップ及び海外インターンシップを積極的に展開しており、多数の学生の参加を実現している。本学のインターンシップは様々な事業所での就業体験を通じて、学生の職業観の涵養と就業力育成に大きな教育効果をもたらしている。

2) 教育課程外の実践

① キャリア支援ガイダンス

3年生を主な対象とする「キャリア支援ガイダンス」は、春学期に就職情報ナビサイトの利用方法をはじめ、「自己分析から己を知る」「自己PRの作成と履歴書について知る」等の内容について、延べ14回のガイダンスを実施している。

さらに、秋学期は10月から3月初旬まで、就職活動の直前期として、確実に希望進路を実現できるようにするために、「自己PR文章の作成」「業界・職種・企業研究」「グループディスカッション対策」「集団面接対策」「個人面接対策」等の実践的な内容について、延べ24回のガイダンスを実施している。

平成26(2014)年度春学期のキャリア支援ガイダンスの参加者は延べ516人、秋学期は延べ580人となっており、キャリア支援ガイダンスは学生の希望進路の実現に向けた就業力育成に有効な役割を果たしている。

② 「キャリアポートフォリオ」を活用した個別支援

「キャリアポートフォリオ」には、初年次より学生の学修・資格取得・課外活動の履歴をはじめ、履修及び出席の状況、希望進路など学生生活に関する様々な情報を蓄積している。そして3年次の秋学期以降においては、就職活動の状況に関する情報を蓄積させることによって、活動状況に応じた適切な支援・指導を行っている。

また、キャリア支援部職員は、担当の演習クラスを決めた上で、担当教員と連携を図りながら、日常的に学生の進路相談に対応するなど、適切に指導・支援を行っている。

③ 就職活動における筆記試験（Webテスト）対策講座

経済学部及び法学部で開講されている「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」の担当教員の協力を得て、2・3年生全員を対象に「SPI3模擬試験」を実施しており、就職活動における筆記試験の課題の発見と対策に取り組んでいる。

さらに、3年生を主な対象として、SPI試験を想定した「基礎力養成講座」と「SPI試験対策基礎講座」を延べ12コマにわたって実施し、就職活動における筆記試験の課題克服に向けた取組を実施している。

平成26(2014)年度では、対策講座に延べ350人が参加しており、同講座が基礎力の向上に効果的な役割を果たしている。

④ 就勝実践キャンプ

本学では、平成23(2011)年度より3年生を対象に2泊3日の就職活動対策の合宿研修として「就勝実践キャンプ」を実施している。この合宿研修は、就職活動の開始直前期に設定し、学外の宿泊研修施設を利用して、グループワーク、模擬面接などの実践的な研修プログラムを実施している。

参加者数は、平成23(2011)年度の第1回以降、毎年増加しており、参加者の大半が就職活動へのモチベーションを高めることにより、就職率が向上している。

⑤ 業界研究セミナー

本学では、企業の経営者や第一線で業務にあたる実務家を招いて、業界研究セミナーを実施している。これらのセミナーを通して、学生の業界研究への取組みをより向上させている。

平成26(2014)年には、10月からマスコミ業界、銀行業界、証券業界、IT業界、旅行業界の実務家による業界研究セミナーを実施し、延べ173人の学生が参加した。

⑥ 学内合同セミナー及び学内個別企業説明会

本学では、3年生を対象として、12月から学生の採用実績の高い企業、学生に人気のある業界・企業を集めて学内合同業界セミナーを開催している。また、就職活動の解禁に合わせ、学内個別企業説明会を実施して、採用選考会も同時実施するなど、学生の進路実現に向けた機会を多面的に提供している。

平成26(2014)年度では、延べ367の企業及び機関を学内合同業界セミナー及び学内個別企業説明会に招き、延べ813人の学生が参加した。

⑦ 保護者ガイダンス

保護者に対して、学生を取巻く雇用環境と就職活動の実態を理解してもらうとともに、学生の就職活動支援における連携を強化することを目的に、保護者ガイダンスを年2回実施している。

平成26(2014)年度は、7月の教育後援会総会、9月の父母懇談会において、保護者対象のキャリアガイダンス及び講演会を開催しており、保護者が学生の就職活動への理解を深める機会となった。

また、キャリア支援部では、毎年、進路就職に関する情報発信を目的として、保護者向けのパンフレットを制作・配布しており、保護者における就職活動への理解促進と関心の向上に取り組んでいる。

⑧ 個別キャリア相談

キャリア支援部では、エントリーシート・履歴書の作成をはじめ、自己分析、面接対策など、就職活動における様々な課題について、キャリアコンサルタントや企業の採用担当者に相談できる、個別キャリア相談を毎日(授業期間中)実施している。

平成26(2014)年度には、延べ344人の学生が個別キャリア相談を利用しており、学生一人ひとりの就職活動における多様な悩みや相談に適切に対応する中、学生の希望進路の実現に向けた個別支援を着実に実施している。

また、4年生を対象に10月から3月にかけて、新卒応援ハローワークによる学内出張相談・企業紹介を実施しており、未内定者への個別支援を展開している。平成26(2014)年度は、実施日数23日に90人の学生が相談に訪れており、24人の学生が当該の企業紹介で内定を獲得している。

⑨ 就職活動生への経済的支援

本学では、学生の就職活動に関する負担軽減を図るため、就職活動に伴う各種証明書類(卒業見込証明書、成績証明書、健康診断証明書)について、無料で交付している。さらに、首都圏で就職活動を行っている学生に対して、東京麻布台セミナーハウスの宿泊施設を無料で提供している。

⑩ 女子学生へのキャリア支援

女性特有のライフイベント及び女性のキャリアを取巻く環境に関する適切な知識を修得させ、将来にわたるキャリア形成に対する意欲と態度を培うことを目的として女性向

けのキャリアプログラムを展開している。

正課科目において、第一線で活躍する女性実務家を招いて女性キャリアセミナーを実施するとともに、正課外では、メイクアップ講座など、多彩な女子学生への支援プログラムを展開している。

⑪ 留学生へのキャリア支援

本学の留学生支援として、正課科目では留学生対象の「キャリア演習 A」「キャリア演習 B」のクラス（3・4年生担当）を開講している。

正課外では、大阪外国人雇用サービスセンターとの連携による留学生ガイダンスを実施するとともに、大阪労働協会との連携による留学生対象の学内合同会社説明会を開催している。

さらに、キャリア支援課に留学生支援の担当者を配置し、求人紹介や個別相談を実施するなど、留学生の希望進路に基づき、きめ細かな支援を展開している。

⑫ 大学院生へのキャリア支援

経済学研究科では、経済学に関する深い学識、高度な分析方法を身につけ、民間企業や公共機関等において、戦略的業務を担える高度の専門的職業人の養成を目指しており、大学院生の希望進路の実現に向けたキャリア支援行事を適宜実施している。具体的には、キャリア支援ガイダンスをはじめ、業界研究セミナーや学内合同業界セミナー、個別キャリア相談を実施している。

⑬ 正課カリキュラムと連携した資格講座

本学エクステンションセンターは、平成7（1995）年より課外学修として正課カリキュラムと連携した本学独自の多彩なエクステンション講座を開発し、学生の将来の進路や職業選択に配慮しながら、多様な学修のニーズに対応している。これらの講座は、高度な専門職をめざす「特修講座（公務員講座、会計職講座、法職講座、大学院進学講座）」と、多種・多様な「資格講座（法律系資格、会計系資格、語学系資格など）」からなり、「正課の学びを資格に生かし、資格の学びを正課に生かす」教育の実現に大きな力を発揮している。

エクステンション講座には、毎年学生の約3割が参加し、各種資格・検定試験の合格者数も平成23（2011）年度859人、平成25（2012）年度1,097人、平成26（2014）年度1,145人と毎年増加し続け、国家公務員採用一般職試験、国立大学大学院入学試験、公認会計士試験、税理士試験、司法書士試験の合格者が輩出している。

i. 特修講座（Sコース）

「公務員講座」では、1年次の基礎講座から4年次の直前対策講座まで、体系的なカリキュラムに基づいて、公務員採用試験の合格に向けた指導を行っている。

平成23（2011）年から平成26（2014）年の公務員採用試験では、国家公務員一般職をはじめ、大阪府職員、警視庁警察官、東京消防庁消防官、大阪府警察本部警察官など、100人の合格実績をあげている。

「会計職講座」では、1年次に「会計職基礎講座」を開講し、日商簿記検定試験3級・2級の合格を目標に指導を行っており、2年次以降、目標とする資格別に「公認会計士講座」と「税理士講座」を開講している。

平成23（2011）年から平成26（2014）年にかけて、日商簿記検定試験1級・2級・3級の合格実績は、延べ184人に達しており、税理士試験の科目合格者数は11人となっている。

平成26（2014）年には公認会計士試験で2人の最終合格者が輩出している。

「法職講座」では、1年次に「法職基礎講座」を開講し、2年次以降、法曹三者をめざす学生には、「司法試験予備試験対策・法科大学院入試対策講座」を開講するとともに、また、司法書士を目指す学生には、「司法書士講座」を開講している。

また、行政書士を目指す学生には、1年次より「行政書士講座」を開講している。

ii. 資格講座

エクステンションセンターでは、卒業後の進路を見据え、希望進路に応じたスキルの獲得を支援するため、4分野17講座の資格講座を開講している。

経済会計系分野では、経済学部推奨資格である「リテールマーケティング（販売士）3級講座」「リテールマーケティング（販売士）2級講座」をはじめ7講座を開講しており、法律系分野では、法学部推奨資格である「宅地建物取引士講座」をはじめ4講座を開講している。

さらに、語学系・スキルアップ分野では、「TOEIC 講座」「国内旅行業務取扱管理者講座」をはじめ5講座、情報系分野として、「IT パスポート講座」を開講している。

平成26（2014）年度の各種検定試験合格者は、延べ1,145人に上っている。

3) キャリア支援の体制

① キャリア支援委員会

学部教員とキャリア支援部が連携して学生の指導・支援を行うため、経済学部、法学部、教養部、キャリア支援部、学生部よりキャリア支援委員を選出し、キャリア支援部長を委員長とするキャリア支援委員会を設置し、定期的に会合を開催している。

このキャリア支援委員会は、キャリア支援における諸課題を全学で共有するとともに、キャリア支援行事を企画・実施するなど、教職員協働でキャリア支援にあたる体制を整えている。

② キャリア支援部

教育課程内外での社会的・職業的自立に関する指導の充実を図るため、キャリア支援部を設置している。キャリア支援部には職員8人を配置し、そのうちの3人の職員は、厚生労働省認定のキャリアコンサルタント資格を有しており、キャリア支援の専門的見地から学生への支援を効果的に実施している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

1年次の「キャリア開発A」「キャリア開発B」は、平成25（2012）年度より1年生

全員の履修が実現した。今後は 2・3 年次の科目について、履修率をさらに上昇させることが課題となっている。そのため、2・3 年次の科目については、履修者増加に向けた履修指導をより強化し、履修を誘引するために効果的な制度設計を引続き検討する。

また、本学では社会的要請であるグローバル人材の養成を目標として、東南アジア諸国をはじめとする新興国への派遣プログラムを更に拡充する計画を立てている。

更に、平成 27 (2015) 年度より企業の採用選考日程が大幅に変更されたことを踏まえ、各支援プログラムの実施日程や内容の最適化と、各プログラムへの参加者増加が課題となっている。

こうした課題の解決について、キャリア支援委員会で審議し、全学的な教職員協働のキャリア支援体制の下、各支援プログラムの改善に継続的に取り組む。

よりきめ細かなキャリア支援を実現するために、キャリア支援部の指導体制の更なる強化が課題となっており、キャリアカウンセリング技能をはじめとしたキャリア支援スキルの向上に向けて、キャリア支援部の SD を強力に推進する。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

■ 学部・学科

1 年生に対しては、入学直後の各学生の能力を把握し、その後の学生の成長（教育目的の達成状況）を確認する上での基準とするために、平成 26 (2014) 年度から入学直後に日本語運用能力、数的処理能力、英語運用能力についてのプレイスメントテストを実施している（平成 25 (2012) 年度以前は日本語運用能力と英語運用能力を実施）。テスト結果は、入学後の習熟度別クラス編成等において利用している。2 年次以降は、SPI 模擬試験を全学生を対象に実施している。また、「学生による授業評価アンケート」（詳細は基準項目 2-6-③を参照）を通じて、各授業科目における学生の理解度・満足度や、授業外学修時間等の調査を実施し、集計結果及びそれに基づく分析結果を総括し、冊子にまとめている。

さらに、学修ポートフォリオである「キャリアポートフォリオ」において、学生の各学期における成績を記録するとともに、学修成果物等を蓄積できる「マイノート」機能を活用し、授業を通じて作成したレジュメや報告、発表等の学修成果物を蓄積するようにしており、これらの学修成果物等によって、教育目的の達成状況の評価を行っている。

■ 研究科

研究科委員会で、すべての大学院生について、学部時代の成績、入試成績、入学直後に実施する英語プレテストの成績等とともに、大学院における科目の履修状況及び単位取得・成績状況を確認し、学生の学修・研究の進捗状況について把握し、指導に活用している。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

■ 学部・学科

教育目的の達成状況を点検・評価するために、毎学期「学生による授業評価アンケート」を実施している。対象とする授業は、講義科目、外国語科目、ICT関連科目等であり、履修学生が10人以下の科目及びオムニバス科目・体育実技・演習科目を除く全科目で実施している。なお、大学演習については知識や能力の修得やクラスの満足度などに関する学生アンケートを別途、実施している。

平成26(2014)年度は「学生による授業評価アンケート」を春学期338科目、秋学期325科目で実施し、実施率は100%であった。平成27(2015)年度は春学期357科目で実施し、同じく実施率は100%である。アンケート結果は、個々の授業ごとにデータ化し、担当教員にフィードバックするとともに、学内専用ホームページに公表している。また担当教員はアンケート結果を受けて「授業改善報告書」を作成・提出し、そのコメントを学内専用ホームページに公表している。

更に、各学期の中間時期に実施する「授業改善中間フィードバック」を平成25(2012)年度秋学期から開始した(詳細は基準項目2-3参照)。

1年次の「大学演習」においては、この演習報告書の結果とともに、学期ごとに学生アンケートを実施しており、クラス学生の学修満足度、身についた力、教職員や上級生との交流面などの評価を集約し、担当教職員にフィードバックしている。

1年生のプレイスメントテスト結果は、「大学演習」担当教職員に報告し、学生の単位取得状況と照らし合わせた上で、教育目的の達成状況の把握に活用している。

■ 研究科

「学生による授業評価アンケート」結果を受けて、担当教員は「授業改善報告書」を毎学期に作成・提出することとしている。また研究指導科目については、「授業運営報告」及び「研究指導I報告書」を作成し、研究科委員会において報告・論議する中で、大学院生の修学状況を全体で把握し、学修指導の改善に活用している。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

■ 学部・学科

授業評価アンケートと授業改善報告書、授業改善中間フィードバックなど、これまで行ってきた取組みを今後も継続して実施し、その実施を徹底する。今後は、これらの取組みの活用に重点を置いて検討を進める。

具体的には、プレイスメントテストやSPI模試などを通じた汎用的能力の把握、各学部の専門科目の単位取得状況などを総合的に把握し、学部の教育目標に照らして、学生の到達度をより具体的に把握できるようにする。

また授業評価アンケートを通じて把握している各授業科目における学生の授業外学修時間の調査によると、授業外学修時間が少ないという課題がある。今後は、学生の授業外学修時間と単位取得・成績状況の相関を分析し、その結果を学生の授業外学修を促進するような学修指導に活用するなど、学生の授業外学修時間の増加に向けて取り組みを行う。

■ 研究科

研究科委員会において、開設初年度の取組みを継続して実施するとともに、必修科目の学修到達状況と研究計画の進捗状況を日常的に把握し、すべての院生が修士論文をはじめ修了要件を確実に満たせるよう取り組んでいく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定のための支援体制として、学生生活委員会及び学生部を設置している。

学生生活委員会は、学生部長を委員長とし、各学部長及び教養部長、各学部及び教養部から選出された委員（各 2 人）、事務局長、学生相談室長代理、学生課長代理で構成しており、厚生補導、課外活動、保健衛生、個人相談、賞罰、学長から諮問される事項について審議を行っている。同委員会での審議結果については、学内各機関に報告を行っている。

学生部は、学生課、医務室及び学生相談室で構成しており、関連部署との連携を図りながら、学生生活の安定のために必要な支援に取り組んでいる。

1) 経済的支援による学生サービス

学外機関（独立行政法人日本学生支援機構、民間育英団体、地方公共団体等）による奨学金制度の案内、本学独自の奨学金制度の運営により、経済的支援に取り組んでいる。

平成 26（2014）年度は、日本学生支援機構奨学金をはじめ、合計 8 種類（給付型 3 種類、貸与型 5 種類）の学外機関（独立行政法人日本学生支援機構、民間育英団体、地方公共団体等）による奨学金制度を延べ 1,214 人が利用している。

本学独自の奨学金制度としては、学生の学業奨励を目的として、学業成績優秀者、留

学プログラム参加者、資格試験合格者を対象とした学業奨励奨学金（経済学部奨学金（15人）・法学部奨学金（10人）・資格取得奨学金（11人）・特定留学奨学金（13人））、入学試験における成績優秀者を対象とした経済学部特別奨学生制度（11人）、法学部特別奨学生制度（9人）、法科大学院への進学を目指す学生を支援する法科大学院進学奨励奨学金（9人）、課外活動における成績優秀者を対象とした課外活動奨励奨学金（11人）、スカウト制度（7人）、私費外国人留学生を対象とした私費外国人留学生奨学金（343人）、優秀な資質を有しながらも、経済的理由により学資の支弁に支障のある学生を対象とした教育後援会奨学金（30人）等、学生のニーズに合わせて合計 16 種類（給付型 8 種類、学費減免型 8 種類）の奨学金制度が運営され、延べ 468 人が利用している。

また、経済的事由により、指定期日までに授業料等学納金の納付が困難な学生に対しては、納付期限を延長できる学費延納制度を設けて、学生の修学機会の確保に努めている。

2) 福利厚生、留学生支援による学生サービス

花岡キャンパスに食堂、学生ラウンジ、コンビニ、書店を、八尾駅前キャンパスに、食堂、学生ラウンジを、学外に留学生寮及び宿泊施設を設置し、福利厚生の充実に取り組んでいる。

両キャンパスの食堂施設では、ヘルシーメニューの提供や学生証に内蔵された電子マネー機能での支払時に金額が割引される「Edy 割引キャンペーン」を行っている。平成 26（2014）年度からは、学生の生活リズムの改善と食生活の充実を目的として、100 円朝食を実施している。

食堂施設以外にも、花岡キャンパスには、学生ホール棟（通称：「クロノス」）2 階にカフェラウンジ、ルーズベルト大学記念館にコンビニと書店、八尾駅前キャンパスには、2 階に「学生プラザ」と 7 階に「ラウンジ」を設置し、学生が授業の合間などに寛ぎ憩うことができるスペースを提供している。

留学生専用の宿舎として「I.S.D.布施（定員 47 人・女子専用）」「I.S.D.花園（定員 88 人・男子専用）」を、自転車通学が可能なキャンパス周辺地域に設置しており、国際部が管理・運営を行っている。留学生寮には寮監が住込みで勤務しており、施設設備の管理及び学生の生活相談に対応している。平成 27(2015)年 5 月 1 日現在、「I.S.D.布施」に 33 人、「I.S.D.花園」に 59 人が留学生寮に入居している。

留学生への支援については、新入留学生生活応援キャンプや社会見学、スポーツ交流、旅行、新年会、卒業祝賀会等の異文化交流行事、留学生寮における避難訓練の実施をはじめ、学費・奨学金、入国管理局への在留資格更新申請等、生活上の悩みや不安に関する個別面談を実施し、留学生の学生生活支援の充実に努めている。

また、留学生と留学・国際交流に関心のある学生のための交流・学修スペース「Global Square (G.S.)」と女子学生専用交流スペース「Global Girls (G.G.)」を花岡キャンパスの E 号館に設けて、学生間の日常的な多文化・異文化交流を支援している。

また、学生の就職活動やクラブ・サークル活動の支援のために、東京麻布台セミナーハウスを宿泊施設として提供している（東京麻布台セミナーハウスの詳細は基準項目 2—9 を参照）。

3) 学生相談室・医務室による心身の健康管理

学生相談室にカウンセラー 3 人（専任 1 人、非専任 2 人）とインターカー（事務職員）1 人を配置し、2 キャンパスで学生生活上の悩みや不安に対して、カウンセリング、電話相談、電子メールによる相談を個別に行い、学生の心理社会的回復、成長と発達を支援している。

発達障がいをはじめとする配慮を要する学生への支援については、教職員間での情報共有に努めるとともに、保護者や学内外の支援機関、医療機関と連携を図りながら、教職員を対象とした学内での研修会を開催するなど、全学的に取り組んでいる。

毎年新学期には、新入生を対象として、演習担当教職員と連携して、UPI テストを実施し、心身の健康に不安や悩みを抱えている学生の早期発見に努めている。

また、学年や学部を越えた学生間での交流を目的として、女子ワークショップ・交流会と「FPP (Friendly Peer Party)」を実施している。FPP は学生同士の交流の促進や少人数でリラックスできる場所を提供することを目的とした活動である。また、ピア・サポート活動としても実施しており、日本ピア・サポート学会で活動状況についての発表も行っている。

本学では、「セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定し、啓発活動に取り組んでいる。学生相談室では、セクシュアル・ハラスメントに関する相談を担当し、毎年新学期には、「セクシュアル・ハラスメント防止のための相談ガイド」を作成・配布し、防止に努めている。学生の健康管理については、学校保健安全法第 7 条に基づき、2 キャンパスに医務室を設け、校医（産業医）の下で学生の健康管理を行っている。医務室には、医師 2 人と保健師 1 人が配置され、感染症予防への啓発活動、突発的な疾病傷病に対する応急処置や保健指導・健康相談を実施している。また、保健所及び食堂業者との連携による学生食堂を通じた食育活動、熱中症対策講習会を開催し、学生の健康管理に努めている。

新入生に対しては、入学前から健康上の問題（身体の障がい等）の把握に努め、保護者や学生との面談により、学生一人ひとりの状況に応じた支援を行っている。学部生・大学院生を対象として実施している定期健康診断の平成 27 (2015) 年度の受診状況は、1,958 人（受診率 78.5%）である。

4) 課外活動支援

本学では、課外活動を人格形成と人間的成長を促す場として位置づけ、学生のクラブ・サークルへの所属を奨励している。また、学生生活委員会の下、課外活動活性化小委員会を設置し、本学における課外活動の活性化に関する論議・検討を行っている。

入学前から新学期にかけてのクラブ・サークルへの加入促進とスポーツ・文化活動の推進を目的として、クラブ・サークル活動に関心のある入学手続者を対象として、「KEIHO クラブセミナー」を開催し（延べ 148 人が参加）、クラブ・サークルの紹介と交流会を実施した。また、課外活動紹介パンフレットを作成し、学生団体、クラブ・サークル等と連携して、学生生活オリエンテーションや新入生歓迎祭でクラブ・サークル活動紹介を行った。

平成 27 (2015) 年 5 月 1 日現在、本学が公認する課外活動団体数は 69 団体、各団体

に所属する学生数は延べ 980 人で、延べ数に基づく所属率は 39.6%である（団体別の内訳については、下表 2-7-1 参照）。また、クラブ・サークルには、本学の教職員が顧問・副顧問に就き、競技指導だけでなく、組織運営上の指導・支援も行っている。その他、体育会クラブ 7 団体 8 人、文化会クラブ 2 団体 2 人を有給の学外指導者として招聘し、各団体の競技力及び組織力の強化を図っている。

表 2-7-1 課外活動団体数及び加入者数

団体数			合計	団体別加入者数（加入率）			合計
体育会	文化会	友好会		体育会	文化会	友好会	
22	15	32	69	347 人 (14.0%)	154 人 (6.2%)	479 人 (19.4%)	980 人 (39.6%)

クラブ・サークルへの活動支援として、学友会執行委員会、体育会本部、文化会本部、各クラブ・サークルの役員を対象とした「リーダーズキャンプ」、課外活動で優秀な成績・成果を収めた学生を表彰する「課外活動表彰式」、硬式野球部等の公式戦の応援を目的とした「体育会クラブ公式戦応援ツアー」、課外活動報告会等、各種行事の開催支援を行っている。また、団体助成金制度を設け、各団体の活動に必要な経費等に対する財政支援を通じて、対象団体の競技成績の維持・向上と部員の獲得を通じた組織力の強化を図っている。平成 26（2014）年度は、体育会クラブ 8 団体、文化会クラブ 2 団体に対し、団体助成金の配分を行った。

学生が参加する各種ボランティア活動への支援として、八尾市主催行事である「河内音頭まつり」の運営補助、八尾市役所地域安全課との連携による地域防犯活動（サークルによる青色防犯パトロールカーでの八尾市内巡回、ひたたくり防止カバー配布・取付キャンペーン等）への支援、八尾市所在の社会福祉法人の商品販売支援活動を行っている。

以上の支援に加えて、学友会活動の一環として、警察や保健所等をはじめとする学外機関と連携して、交通安全、防犯、キャンパスマナー等に関する各種啓発活動を適宜実施している。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

全学生を対象とした「学生生活実態・満足度調査」の実施と「意見箱」の設置、「学生部・学生 3 団体との定例協議」の開催を通じて、学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握とその分析・検討結果の活用に取り組んでいる。

1) 学生生活実態・満足度調査

「学生生活実態・満足度調査」は、6 分野（基本事項、生活状況、心身の健康、修学と進路、キャンパスライフ、大学生活全般）について、学生生活の実態や満足度を調査するものである。平成 26（2014）年度には、51 の設問を設けて実施し、817 人（回答率 37%）から回答を得た。調査結果は、学生生活委員会で報告を行い、大学への要望事項については、スクールバスダイヤの見直し、食堂、コンビニでの販売品目の改善等を実施し、学生・教職員に対し、ポータルサイト（「Nice Portal」）を通じて公表してい

る。

2) 意見箱の設置と学生団体との協議

花岡キャンパス「クロノス」カフェラウンジと八尾駅前キャンパスの食堂施設に、「意見箱」を設置し、学生からの意見や要望の把握に努めている。

平成 26 (2014) 年度は、21 件の意見が投函され、その主な内容は食堂、施設関連のものである。学生から寄せられた意見は、学生部及び関連部署が連携して対応し、記人の意見については、学生部が個別に対応を行っている。

また、平成 26 (2014) 年度は、「学生部・学生 3 団体との定例協議」の中で、学友会活動に関する意見交換、情報収集を行い、学園祭のプログラム、スクールバスに関すること等については、関連部署と協議の上、必要な対応を行い、学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用に努めている。

(3) 2-7 の改善・向上方策 (将来計画)

奨学金・学費延納制度による経済的支援の内容については、大学ホームページ、学内掲示板、「Nice Portal」による迅速な情報提供に努める。

経済的事由により学業の継続が困難な状況にある学生が増加しているという現状の課題に対しては、相談・支援体制の一層の充実と教育後援会奨学金の周知の拡大及び効果的な活用により、当該学生の修学機会の一層の確保に努める。

「学生生活・実態満足度調査」については、回答率が低いため、回答率の向上及びその分析結果の活用が課題である。この課題に対し、各演習クラスにおける当該調査の回答数を増加させ、また、その分析結果を実際の学生支援に活用する方策について、検討する必要がある。

学生相談室によるメンタル面での健康管理については、悩みや不安のある学生、発達障がい学生に対するカウンセリングを通じた個別対応を強化する。また、教職員間での連携強化を図り、新たな支援体制の整備・充実に取り組む。

身体面での健康管理については、定期健康診断の受診率が低いため、4 月だけでなく、5 月にも実施し、受診率の向上に努める。

課外活動支援については、入学前教育、新入生歓迎行事、学生生活オリエンテーションに加えて、新たに新入生キャンプでのクラブ・サークル紹介を実施し、学生団体、クラブ・サークルへの加入を促進させ、課外活動の活性化を図る。

体育会・文化会クラブ、サークル活動の現状に応じた支援として、強化クラブに指定した対象団体について、団体助成金の配分と競技成績の変化を検証し、その検証結果に基づいて配分方法を見直すことにより、競技力の向上を図る。また、各種研修を開催し、クラブ指導者による指導力の向上及び能力開発等を通じて、指導体制と活動環境の整備・充実に努める。

学生団体との協議、意見箱の投函内容、各種アンケート調査等、学生からの意見・要望を汲上げる仕組みを通じて、学生生活全般についてのよりの確な満足度の調査とその分析結果の活用に努め、学生の視点・立場に立って、学生生活の安定のための支援に取り組む。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

■ 学部・学科

本学は、大学設置基準に定める必要教員数を上回る専任教員を満たしており、専任教員のうち半数以上は教授である。各学部学科の教育研究上の目的を達成するため、教育課程に即して各専門分野に教員を配置している。教員一人あたり学生数は 31.3 人となっており、少人数教育を実施する体制を整えている。

また、各学科の基本となる主要授業科目については、専任教員が担当している。学部所属専任教員 79 人に対して非常勤教員は 122 人となっている。

専任教員の年齢構成については、概ねバランスはとれていると判断している。この間、継続して若手教員を積極的に採用すると同時に、教育研究における実績を重視して国立大学を定年退職した教員の採用も並行して実施しており、全体として年齢構成のバランスがとれた教員陣容を確保している。

専任教員の担当コマ数は、比較的高齢の教員を除くと、概ね平準化している。

■ 研究科

大学院経済学研究科経済学専攻（修士課程）は、専任教員 14 人（うち研究指導教員 12 人及び研究指導補助教員 1 人）と、大学院設置基準に定める必要教員数を上回る教員数を確保している。教育研究上の目的を達成するため、教育課程に即して各専門分野に教員を配置しており、入学定員 20 人に対して十分な研究指導体制を整えている。

専任教員 14 人はほぼ経済学部ないし法学部の専任教員を兼担しており、教員組織上も経済学部における学士課程教育と大学院修士課程教育を一貫性をもって行うような体制となっている。

大学院の教員数は、大学院設置基準に定める必要教員数を上回っており、教育課程に即して適切に配置している。教員は各専門分野に適切に配置しており、研究指導体制も整えている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用・昇任については、本学の使命、各学部学科の教育目的に寄与しうる教員

を任用することが教員人事の基本方針である。教員の採用及び昇任は、「大学職制及び人事規則」に則って行っており、その基準は「教員選考基準規程」に定めている。採用及び昇任については、採用前年度の4月までに、理事長と学長が協議し、理事長が決定している。

教員の採用は、大学 Web サイト及び「JREC-IN」(研究者人材データベース)を用いて情報を公開し、原則として公募により行っている。

教員の採用の人事手続は、「経済学部専任教員資格審査手続規程」「法学部専任教員資格審査手続規程」「教養部専任教員資格審査手続規程」に基づいて、各学部及び教養部の教授会で資格審査を行い、各学部長・教養部長が面接選考候補者を推薦する上申を行う。その後、理事長及び学長、常務理事、副学長、学長補佐、各学部長又は教養部長が、面接を行う。学長は、面接結果を踏まえ、意見を付して理事長に上申し、理事長が選考する。

教員の昇任の人事手続は、上記資格審査手続規程に基づいて、各学部及び教養部の教授会で資格審査を行い、各学部長・教養部長が面接選考候補者を推薦する上申を行う。その後、学長が意見を付して理事長に上申し、理事長が選考する。

授業改善のためのFD活動を推進する組織として、大学教育開発支援センターを設置し、大学院及び各学部、教養部と連携して、教育の質的向上、教育活動の支援、広報活動を展開している。また、大学院研究科委員会、各教授会の下には、FD活動を推進する組織としてFD・カリキュラムに関連する委員会を設置しており、授業改善や演習改革などのFD活動を展開している。

教員の資質・能力向上のための取組みの一環として、原則として各教員に対して年1回以上、授業参観に参加するように求めている。平成26(2014)年度の場合、専任教員79人中60人が参加し参加率は75%であった。授業参観は、参観を希望する授業を申し出て、担当教員が参観に応じる。その後、参観した教員が所感を述べ、それに対して担当教員がコメントを述べるという形で実施している。それ以外にも、新任教員の授業への参観(ピアレビュー参観)やアクティブラーニングを積極的に導入している授業への参観(ピックアップ参観)を実施している。

授業改善を目的とした取組みとしては、上記以外にも前述の「学生による授業評価アンケート」(詳細は基準項目2-6参照)結果に基づく「授業改善報告書」の提出、「演習報告書」の提出、「FD実践状況調査」「授業改善中間フィードバック」等を実施している。「演習報告書」は、平成26(2014)年度春学期には経済学部及び法学部とも90%以上の教員から提出されている。

「FD実践状況調査」は、毎学期、授業改善を目的とした教育の質的向上の一環として、授業における学生の状況を把握するために実施しており、授業形態、学生の座席の着席状況、私語の様子等について教室ごとに調査を行っている。

このほか、「外国語での教授法に関するFD検討会」(外国語での専門教育科目担当者対象)、「英語科目担当者FD検討会」(共通教育科目における英語科目担当者対象)、「花岡アクティブラーニングスタジオ(HALS)活用研修会」(全教員対象)、「授業振り返り検討会」(新任FD研修を受けた教員対象)を実施した。

また、平成27(2015)年度着任の教員10人を対象に、新任教員研修を実施し、「能

動的学修を取入れた教育の実践について」に関する討論、「大学演習」を中心とした初年次教育に関する研修を行った。

FDに関連する広報活動としては、FDポータルサイトを開設し、各種の調査結果のまとめや報告を掲載するとともに、「大学教育開発支援センターニュース」を年1回発行し、FD活動への参加意識の向上を図っている。

さらに、大学教育開発支援センターでは、各種のFD活動の成果を踏まえて、毎年度「シラバス作成のためのガイドライン」を作成し、各学部及び教養部と連携して、個々の授業のシラバス改善を進めている。個々の授業のシラバスに関しては、各教授会構成員による相互点検と修正を経て公開されており、この結果、シラバスの形式・内容面の充実が図られるなど成果があった。

教員の研修・FD活動は授業改善に貢献しており、シラバスの改善などにおいてその成果が現れている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学では、学士課程における教養教育の重要性を踏まえ、共通教育科目等による教養教育を一括して運営するため、教養部を置いている（「学則」第2条の2）。

教養部教授会は、教養部長の責任の下で運営する。教養部長は、各学部長とともに、大学協議会、学部長会議、教務委員会等、教学に関わる会議や委員会の構成員である。教養部教授会は、各学部教授会との連携を図りつつ、大学全体の教育課程編成方針の下で、共通教育の運営を行っている。

教養部では、全学共通の教育プログラムとして「経法スタンダード」を整備し、初年次教育、英語教育、情報教育等の共通教育の充実に向けて取組を行っている。また、就業力の育成に資する汎用的基礎力養成、幅広い教養や異文化・多文化理解等を通じた「豊かな人間性と国際感覚」を育む教養教育の充実を図っている。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

今後も本学の使命、各学部・大学院の教育目的を達成するために必要な教員を確保し、更なる教育力の向上を図っていく。採用にあたっては、建学の理念に基づき実学を重視した教育実践を行うため、大学院博士課程修了者に加え、法曹を始めとする高度専門職、産業界などから幅広く人材を確保し、活力ある教員陣容を整備する。また、教員選考にあたっては、研究実績とともに、教育歴・教育実績や教育に関する抱負などを重視し、教育力の高い優秀な教員の採用に努める。昇任においては、研究業績とともに、教育歴・教育実績を重視した選考を行う。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1) 2つのキャンパス体制

本学は、大阪府八尾市にある花岡キャンパスと八尾駅前キャンパスの2つのキャンパスに教育研究の拠点を置いている。

花岡キャンパスは、大阪平野を見下ろせる信貴山・生駒山の麓にあり、緑豊かな自然に恵まれており、各種教育施設とともに、多彩な文化・スポーツ活動の場を提供する都市近郊型キャンパスとして、学生が豊かな人間性を育成できる環境となっている。この花岡キャンパスでは、1・2年次の「共通教育科目」及び2年次の「専門教育科目」を中心とした正課授業や課外活動を展開している。

一方、八尾駅前キャンパスは、八尾市街の中心に位置し、近鉄八尾駅から徒歩5分の好立地で22時まで開校しており、少人数教育に適し、充実したICT施設を備えた都市型キャンパスとして、学生が存分に学修や研究に打ち込める環境となっている。この八尾駅前キャンパスでは、2年次の一部「専門教育科目」と、3・4年次の「専門教育科目」を中心とした正課授業や各種資格講座のほか、大学院経済学研究科経済学専攻（修士課程）の授業も開講している。

両キャンパス間は、無料のスクールバスにより約20分で移動できる近距離にあり、スクールバスは、8時台から22時台まで、1日90便程度運行され、両キャンパスを一体として活用することによって、それぞれの特性を活かした教育研究活動を展開している。また、スクールバスとは別に、教職員専用シャトルバスが、1日8便運行しており、教職員も両キャンパス間を不便なく移動することができる。

本学の校地・校舎面積は、大学設置基準上必要な面積を十分に確保している。

2) 教育・学生サービス環境

本学では、経済学部経済学科・経営学科、法学部法律学科ともに、CPにおいて、「学生が主体的な学修を進めていくことができるように、能動的学修、双方向型教育、実践型・体験型学修等を積極的に取り入れる」ことを掲げており、こうした実践に適した教育環境の整備を行っている。

花岡キャンパスには、講義室18室（収容人数99人以下5室、収容人数100人～150人以下10室、収容人数200人以上3室）、演習室17室（すべて収容人数30人以下）、実験・実習室2室、情報処理学修施設3室、語学教室20室（すべて収容人数30人以上）を設置しており、十分な教室を整備している。能動的学修・双方向対話型教育の展開に対応して、演習室・語学教室の設備整備とともに、E号館における「花岡アクティブラーニングスタジオ」の設置をはじめとして、講義室においても可動機・イスの設置や視聴覚設備の標準化を順次進めており、教育環境の充実を図っている。また、研究室87室、学長室、会議室、各課事務室、図書館、医務室、非専任講師室、学生相談室、学生自習室、学生控室、体育館、クラブハウス、文化会館、講堂、食堂、書店、売店、銀行

ATM 等を整備しており、教育研究や学生生活に必要なことはキャンパス内でまかなえるようになっている。

八尾駅前キャンパスには、講義室 11 室、演習室 18 室（うち 1 室は大学院専用）、実習室 1 室、情報処理学修施設 1 室、専任教員室、学長室、会議室、各課事務室、図書館、医務室、非専任講師室、学生相談室、学生自習室、院生研究室、学生プラザ、学生ラウンジ、多目的室、カフェ、教員と学生の相談スペースなどを整備している。八尾駅前キャンパスは、全館無線 LAN 設備の整備やすべての演習室への電子黒板機能付きプロジェクター、一人掛可動機・イスの設置、学生証での入退室管理システムの導入など、充実した設備を備えた演習室となっている。また、「アクティブラーニング教室」や「プレゼンテーション教室」などの各種教室の設置とともに、講義室について最大収容人数を 99 人以下に設定し、プロジェクター・スクリーンを備えることで、少人数・双方向対話型の教育が徹底できる教室環境になっている。

3) 図書館

本学の図書館は、花岡キャンパスに、4 階建て延べ 2,895.4 m²の図書館と 668.4 m²（書庫として使用している 2・3 階部分の面積）の図書館別館があり、八尾駅前キャンパスには、建物内に 846.3 m²（図書館として使用している 11・12 階部分の面積）の図書館があり、両キャンパス合わせて 4,410.0 m²の施設を有している。

両キャンパス合わせて、図書館の収容可能冊数は 42 万 8,000 冊であり、現有の蔵書は、約 33 万冊（うち外国書約 7 万 5,000 冊）を所蔵している【表 2-9-4】。学術雑誌は、約 110 種を所蔵している。電子ジャーナルについては、経済学や経営学、ビジネス等に関連する文献を多数収録した全文データベースである「ビジネス・ソース・プレミア」（2,200 タイトル以上をフルテキストにて提供）等を導入している。また、デジタルデータベースについては、新聞・雑誌に関する「日経テレコン」「聞蔵Ⅱ」「MAGAZINPLUS」や法律分野の「LEX/DB インターネット」等、9 つのデータベースを導入している。

図書館の開館時間は、授業期間中は花岡キャンパスが平日 8:30～19:00、八尾駅前キャンパスが平日 9:00～22:00 である。特に八尾駅前キャンパスは土日も開館し、学生の利用の便を図っている。図書館の閲覧席は、両キャンパスの図書館を合わせて 473 席あり、本学の学生・教職員数からみて十分に確保している【表 2-9-5】。また、文献検索用のパソコンによりすべての閲覧者が自由に閲覧できるシステムを整え、書籍や文献の検索や貸出を効率的に進めており、教育研究の活性化に必要な機能を備えている。また、花岡キャンパス図書館に「HANAOKA Commons」を設け、グループワークエリアやプレゼンテーションルーム、PC コーナー等を備え、様々な学修活動で利用できるようにしている。

他大学との協力等については、国立国会図書館や他大学の図書館と図書相互貸借、文献相互利用（複写）のサービス（インターネットによる申込み等）を行っており、その他、八尾市立図書館とも相互協力に関する協定を締結し、相互利用サービスを行っている。

4) 体育施設及びその他の施設

体育施設としては、花岡キャンパスに総合体育館、グラウンド、テニスコートや弓道場、アーチェリー場を整備している。グラウンドは、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、陸上競技の練習等が行える多目的仕様になっている。総合体育館は、バスケットコートが3面取れる2階アリーナや3階観覧席、1階には卓球・剣道・空手等の各種体育室、トレーニングルーム等を備えている。これらの体育施設は、共通教育科目としての健康分野の授業や課外活動で使用している。また、花岡キャンパスからスクールバスで約40分の距離にある富田林グラウンドには、野球場・サッカーグラウンドを整備しており、学生のような競技へのニーズに対応している。

平成26(2014)年度に、居心地の良い環境整備のため、花岡キャンパスにおいて、開放された芝生エリアが広がる「セントラルガーデン」を整備した。また、花岡キャンパスでは、自然環境を活かし、緑の中のパーゴラで休憩できる「ふれあい池」などを整備している。この「ふれあい池」は、地域住民にも日常的な憩いの場として開放しており、絶滅危惧種であるニッポンバラタナゴの保全活動等も行っている。八尾駅前キャンパスには、ウッドデッキのほか、建物内に学生プラザや学生ラウンジ等を設置している。更に、花岡・八尾駅前キャンパス、富田林グラウンド以外に、セミナーハウス(琵琶湖・阪南)、グラウンド、留学生寮等を配置している。

5) ICT環境

本学では、「情報化」を全学的な重点課題の一つに位置づけており、カリキュラムポリシーの中でも、学生が主体的な学修を進めていくことができるよう、能動的学修、双方向型教育、実践型・体験型学修等を積極的に取入れるための手段として、ICT(情報通信技術)等の教育支援ツールを使用した学修空間を形成する事を掲げ、教育や学生サービスでの活用を積極的に推進している。

「大阪経済法科大学総合情報ネットワークシステム(NICEシステム)」を情報基盤とし、花岡キャンパスと八尾駅前キャンパスを専用回線で接続しており、キャンパスのどこからでもスムーズにアクセスできる環境を構築している。

教育用のICT環境としては、両キャンパスでPC教室を5室(PC全219台)、学生自習用PCを95台設置しており、授業や自学自習等で活用している。このほか、授業貸出用ノートパソコン全280台(花岡151台・八尾129台)を導入しており、演習等における能動的学修に活用している。また、花岡キャンパス主要教室と八尾駅前キャンパスの全教室にはノートパソコンやプロジェクターを常設しており、授業での視聴覚教材等の活用を円滑に行うことができる。加えて、アクティブラーニングやグループ学修等に適した、両キャンパスにおける各種教室・自学自習スペースには、様々なICT設備を揃えており、幅広く活用している。

教育用システムとして、「IT's class(Learning Management System)」「出席・成績管理」「電子シラバス」「Internet Navigware(eラーニング)」「キャリアポートフォリオ」などを導入し、学生の自学自習や学修支援、修学指導に活用している。学生サービスの面においては、「Nice Portal」「Web履修登録」などのシステムを導入しており、学生は学内・学外からオンラインを通じて、大学からの各種連絡事項の参照や、履修科目

の登録、自己の成績・出席状況の確認などを行うことができる。また、学生用 Web メールやストレージ（データ保存領域）などを学外クラウドサービスで提供している。さらに、平成 23（2011）年度から科目別の出席登録や八尾駅前キャンパスの入退室、図書貸出や各種証明書の発行手続、電子マネー機能を備えた IC カード学生証を導入し、サービス向上を図っている。

このような情報基盤の構築・管理や、各種システムの運用、教育における活用支援などを情報科学センターが担当している。また、学生アルバイトによるヘルプデスクを配置し、「HANAOKA Commons」での ICT 活用支援や PC のメンテナンス、情報系授業や各種授業での活用補助等の役割を担っている。

6) 安全性（耐震等）

平成 23（2011）年 12 月に建設された八尾駅前キャンパスは、十分な耐震性能を備え、地域防災の課題において、地元の八尾市に対し、災害時の公共交通機関の運行停止等による帰宅困難者のための一時滞在施設として建物及び敷地内の一部使用を行うようにしている。

また、平成 18（2006）年に実施した耐震診断の結果課題があるとされた花岡キャンパス等の建物について、安全・安心なキャンパスに向け、計画的に耐震改修等の対応を行ってきた。平成 21（2009）年度の図書館耐震補強工事の実施に始まり、平成 22（2010）年度 B 号館（旧 3 号館）、平成 23（2011）年度 A 号館（旧 5 号館）、平成 25（2013）年度図書館別館（旧学生会館）及び留学生寮 I.S.D.花園、平成 26（2014）年度 C 号館（旧 2 号館）の耐震改修工事を順次実施してきた。平成 25（2013）年度には、耐震性に課題のあった 1 号館の解体撤去を実施した。さらに、花岡キャンパスのルーズベルト大学記念館に対して耐震補強を含む施設計画の立案を方針化し、現在、平成 28（2016）年度の工事実施に向けて具体的な計画の検討を行っている。本学における施設の耐震化は、同工事の終了によって完了することになる。

その他施設設備等の安全管理に関しては、財務部管財課が各部署と連携して、法令に基づく点検等を行い、学生や教職員、来訪者の施設利用における安全性を確保している。また、自衛消防訓練として、通報訓練、避難・誘導訓練、消火訓練を実施した（平成 26（2014）年 3 月 29 日：八尾駅前キャンパス、平成 25（2013）年 3 月 16 日：八尾駅前キャンパス）。

7) 利便性（バリアフリー等）

利便性（バリアフリー等）への配慮については、本学は、バリアフリー委員会を設置し、車いすの学生等、身体に障がいのある学生を受入れる中で、授業支援、キャンパス内移動時の支援のために人員を確保するなど、支援体制を整備してきた。それとともに、施設設備面のバリアフリー化に向けて、点字ブロック盤、スロープ、手摺り、多目的トイレ、エレベータ内音声案内装置の設置、建物の出入口扉の自動化等の対応を継続して逐次実施している。

8) 適切な運営・管理

施設設備等の維持・運用は、所管部署である財務部管財課が担当している。物件の管理単位及び管理担当者は、「固定資産及び物品調達管理規程」に定めており、組織的に日常的な維持・運用を行っている。教室設備は管財課、教務課及び情報科学センター等が、課外活動施設は管財課と学生課等が連携して維持・運用する。学内清掃業務及び維持保全業務、電気・ガス、庭園・樹木、浄化槽・貯水槽設備等に関しては、専門業者へ委託し、関連法令に則って行っている。

また、大学協議会の特別委員会である施設環境整備委員会において、施設設備等に関する整備計画及び利用計画等の検討を行っている。

学生からの施設・設備に対する意見・要望等については、「学生生活実態・満足度調査」を実施するとともに、花岡・八尾駅前キャンパスに設置している「意見箱」、クラブ・サークル生等からの意見・要望の受付により、学生課を窓口にして汲上げている。それらの内容については、関連部署に適宜報告を行い、教育環境の整備に努めている。平成 26 (2014) 年 12 月に実施した学生生活実態・満足度調査では、学習施設・設備（教室・図書館・自習室等）について、8割近い学生が「満足」（「かなり満足」30%・「どちらか」といって満足）47%）と回答している。

大学設置基準を上回る校地、校舎を整備し、その施設設備は質及び量の両面において教育課程の運営に十分なものであるだけでなく、安全管理の面を含めて、施設設備を整備し、有効に活用していると判断している。

八尾駅前キャンパスの建設など、教育効果向上のため、最新の教育設備・機器の導入や継続的な更新・改善により、ICT を活用した能動的学修・双方向対話型教育の展開に十分対応した教育環境を整備している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学の教育特色の一つは、少人数・双方向型教育であり、このような双方向型教育を徹底するために、専門科目の多くが開講される八尾駅前キャンパスの講義室の最大収容人数を 99 人以下にし、充実した ICT 環境を整備している。平成 26 (2014) 年度における講義科目の受講者数は、八尾駅前キャンパスで平均 54.8 人、花岡キャンパスで平均 67.7 人である。

演習は 20 人程度を基本として授業運営を行っており、少人数クラスでの対話を重視し、グループワークやプレゼンテーションを行うことができる教室設備・備品を整えている。各年次の演習の平均クラス学生数は、1 年次の「大学演習 A」「大学演習 B」が 20.8 人、2 年次の「演習 I A」「演習 I B」が 18.6 人、3 年次の「演習 II A」「演習 II B」が 17.3 人、4 年次の「演習 III A」「演習 III B」が 17.3 人となっている。

外国語科目は、1 年次に必修としており、少人数教育を徹底している。1 年次必修外国語の平均クラス学生数は 18.1 人である。

PC 教室を利用して実施する情報系の科目のうち、1 年次の「情報リテラシー A」「情報リテラシー B」ではクラスを指定して開講しており、その平均クラス学生数は 44.4 人である。

以上のように、受講生数については、教育効果を十分に上げられる人数になっている。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

この間進めてきたキャンパス環境の整備に満足することなく、学生の要望や社会的要請を見据えつつ、教育環境の充実を一層図っていききたい。

教育目的を達成するため、2 キャンパスのより一層の活用に向けて、学生本位の施設の整備・運用を進めていく。学生・教員のニーズを把握し、能動的学修や双方向型の授業形態・方法に柔軟に対応できるように、学内 ICT 設備の安定稼働を維持するなど、教育施設・設備等を整備していく。

また、平成 28 (2016) 年 4 月の国際学部開設に向けて、国際学部専用教室の整備等、十分な施設設備の準備を行う。

[基準 2 の自己評価]

本学における AP は、本学の建学の理念に基づく教育目的に沿って、学部別に明文化している。大学院経済学研究科においても、本学の建学の理念に基づく教育目的に沿って、AP を明文化している。

各学部学科の学生受入れ数について、全体として過去 5 年間は概ね入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。開設初年度である大学院経済学研究科についても、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の管理ができています。

本学は学則に大学の使命、各学部学科の目的を明記し、それに基づいて各学部学科の DP 及び CP を明確に定めている。各学部学科では CP に基づいて、教育課程は順次性・体系性をもって包括的に編成・実施している。

大学院経済学研究科においては、DP 及び CP に基づき、教育課程を体系的に編成している。また教育をより効果的に実施するため、大学教育開発支援センターと研究科委員会、研究科 FD 委員会との連携の下で教授方法の工夫・開発を行っている。

本学では、初年次演習である「大学演習 A・B」を教職員協働で運営し、1 年生の授業支援に関して教職員協働を図っている。教員によるオフィスアワーは、平成 27 (2015) 年度春学期は全教員が実施しており、授業科目の質問に加え、基礎学力向上のサポートなどを行っている。

初年次教育運営会議の下で、学習支援センター長を中心として教務課、学生相談室とともに学業継続支援チームを編成し、低単位・多欠席の学生や留年生に対する日常的な支援や相談の体制をとっている。

授業における学生の意見等を汲上げる仕組みとしては、授業運営の改善を目的とした「授業評価アンケート」「授業改善中間フィードバック」、授業に関する項目を含めた「学生生活実態・満足度調査」を毎年度実施しているほか、「意見箱」を設け、授業に関する学生の意見を汲上げるように努めている。

インターンシップ及び海外インターンシップは様々な事業所での就業体験を通じて、学生の職業観の涵養と就業力育成に大きな教育効果をもたらしている。朝日新聞出版「大学ランキング 2015 年版」では、インターンシップへの参加率の高い大学として、大阪府内の大学で第 3 位に入るなど、高い評価を得ている。

本学では、教育目的の達成状況を点検・評価するための方法として、「キャリアポート

フォルリオ」において初年次より学生の学修・資格取得・課外活動の履歴をはじめ、履修及び出席の状況、希望進路など学生生活に関する様々な情報を蓄積している。また、1年生に対しては入学直後にプレイスメントテスト、2年生以上に対してはSPI模擬試験を、全学生対象に実施している。

本学独自の奨学金制度の運営、学外機関（独立行政法人日本学生支援機構、民間育英団体、地方公共団体等）による奨学金制度を活用し、経済的支援に取り組んでいる。

本学では、課外活動を人格形成と人間的成長を促す場として位置づけ、学生のクラブ・サークルへの所属を奨励している。

留学生への支援については、学生部と国際部と連携して、新入留学生生活応援キャンプや異文化交流行事、留学生寮における避難訓練の実施、入国管理局への在留資格更新手続申請等、留学生の学生生活に関する支援を行っている。

授業改善のためのFD活動を推進する組織として、大学教育開発支援センターを設置し、大学院及び各学部、教養部と連携して、教育の可視化、教育活動の支援、広報活動を展開している。

八尾駅前キャンパスの建設など、教育効果向上のため、最新の教育設備・機器の導入や継続的な更新・改善により、ICTを活用した能動的学修・双方向対話型教育の展開に十分対応した教育環境を整備している。平成23（2011）年12月に建設された八尾駅前キャンパスは、学生・教職員の安全を守るべき高い耐震性能を備えている。

また、平成18（2006）年に実施した耐震診断の結果課題があるとされた花岡キャンパス等の建物について、安全・安心なキャンパスに向け、計画的に耐震改修等の対応を行ってきた。

また、専門科目の多くが開講される八尾駅前キャンパスの講義室の最大収容人数を99人以下にするなど、授業を行う学生数については、教育効果を十分に上げられる人数になっている。

以上のことから、基準2を満たしている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学園は、寄附行為第3条において、「この法人は、唯一の寄附行為者である創立者金澤尚淑博士の建学の理念に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、教育研究を行うことを目的とする。」と定めている。そして、大阪経済法科大学学則第1条において、「本大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念に基づいて、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性と国際感覚にあふれた独創的で実践力に富む人材を育成し、もって社会の発展と平和に貢献することを使命とする。」と定めている。また、大阪経済法科大学大学院学則第1条において、「大阪経済法科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、知識基盤社会において高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことをもって、社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。これらに基づき本学園は、法令を遵守しながら、私立学校としての自主性を確立し、公共性の高い高等教育機関として社会の要請に応える経営を誠実にやっている。

組織の倫理・規律については、就業規則において、第4条「教職員は、本規則及び他の諸規則を遵守し、上司の職務上の指示に従ってその職責を遂行し、互いに協力して事業計画の達成に努めなければならない。」をはじめ、各条項に服務規律として明確に定めている。さらに、「大学職制及び人事規則」「大学事務分掌規程」「個人情報保護規程」「公益通報等に関するガイドライン」「懲戒委員会規程」等の規程を整備しており、経営の規律と誠実性を維持し、適切な運営を行っている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的は、大阪経済法科大学学則第1条と大阪経済法科大学大学院学則第1条において、上記のとおり定めている。これに基づき、各学部及び大学院研究科において、養成する人材像をはじめ教育研究上の目的を定めている。これらは、ホームページ、履修要項などを通じて、学生、教職員に周知し共有を図っている。そして、こうした使命・目的の実現に向けた諸課題について、全学的議論を経た上、毎年度の事業計画

として策定し、その遂行を通じて、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学園は、寄附行為第3条及び学則第1条に「教育基本法及び学校教育法に従い」と定め、関係諸法令に基づいて諸規程の整備を行い、これに則った適切な運営を行っている。諸規程については、学内ネットワークを通じて、教職員が常時閲覧できる体制を整備している。そして、学校教育法など関係諸法令の遵守については、監事及び経理規程に基づく内部監査の担当者が、コンプライアンスの精神に基づいた監査を行っている。さらに、公益通報等に関するガイドラインを制定し、法令違反行為等に関する通報及び相談の仕組みを定め、違法行為等の予防、早期発見と是正を図るための体制を整備している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は、花岡キャンパスにおいて環境保全に努めており、絶滅危惧種であるニッポンバラタナゴの保全活動など本学の取組みが、公益財団法人日本生態系協会主催の「全国学校・園庭ビオトープコンクール 2013」において環境大臣賞を受賞した。また、花岡キャンパスのふれあい池で進めている「伝統的な溜池浄化法『ドビ流し』の継承」は、日本ユネスコ協会連盟第3回「プロジェクト未来遺産」に登録されている。さらに、こうした事業の中から学生環境保全活動グループ「ECO～る∞KEIHO」が生まれるなど、教職員と学生が協力して環境問題に取り組んでいる。

人権への配慮において、本学は、すべての学生、教職員が個人として尊重され、その権利利益が保護されることなどを目的に、個人情報保護規程、大阪経済法科大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドライン、公益通報等に関するガイドライン等を定め、学内での周知を図っている。

また本学は、学内外で発生する事件・事故災害等に備え、「危機管理マニュアル」を定めている。危機の発生に際しては、学長を本部長として、副本部長、委員、事務局によって構成される対策本部を設置し、情報を一元的に集約して、対応方針を迅速に決定、実行できる体制を整備しており、危機管理の体制が適切に機能している。また、防火防災管理の徹底を期するため、学生・教職員が参加して、定期的な避難訓練や自衛消防訓練（避難誘導、初期消火訓練）を行っている。（基準項目 2-9 に前述）

なお本学は、八尾市との間に包括連携協定を締結し、八尾駅前キャンパスにおいて大規模災害時の帰宅困難者の受入を行うことを合意しており、災害時における地域防災機能の一翼を担っている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

本学園では、平成 26（2014）年 4 月に学校法人大阪経済法律学園情報公開規程を定め、法人の基本情報、事業の概要、財務に関する情報、監査に関する情報、教育研究活動等の状況、自己点検及び評価の結果などをホームページに掲載して、広く社会に公開している。教育情報については、学校教育法施行規則で定められた公表事項に加えて、

「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に関すること」「大学におけるファカルティ・ディベロップメントの状況に関すること」「教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関すること」等を公表し、積極的に情報発信している。また、財務情報については、事業計画及び事業報告書とともに、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録及び監事による監査報告書を公表している。以上により、法人の管理運営や教育研究等の諸事業について説明責任を果たし、社会からの信頼を得るように努めている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30（2018）年度以降の 18 歳人口の再減少期を見据え、建学の理念及び大学の使命・目的の実現に向けて、教育研究の充実と適切な管理運営に努め、全学一致協力体制のもとで事業計画を推進する。また、引き続き、関係諸法令の改正に対応して諸規程の整備を行い、これに基づく適正な業務執行に努める。

3-2 理事会の機能

＜3-2 の視点＞

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

建学の理念及び大学の使命・目的を実現するため、寄附行為に基づいて、理事会の運営を行っている。

理事会は、8 人の理事をもって構成される学校法人の業務に関する意思決定機関であり、理事の職務の執行を監督する（寄附行為第 15 条 2 項）。理事会は、原則として毎月定例開催し、必要に応じて臨時に開催しており、学校法人における意思決定が適時・適切に行われるように運営されている。

理事長は、「法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人の業務を総理し、この法人を代表する」（同第 11 条）。そして、理事長の職務を補佐して、この法人の平常の業務に当たる常務理事 1 人が置かれている（同施行細則第 1 条 2 項）。また、第 1 号理事である学長の他、学長補佐 1 人と事務局長が理事となっており、大学の意向を十分に反映した機動的・戦略的な意思決定が行える体制となっている。なお、学長の職務及びその選任については、「大学職制及び人事規則」第 2 条及び第 3 条において規定している。さらに、学校法人の業務の執行を組織的かつ機能的に行うために各理事に対して担当職務（財務、施設、教学、国際交流、法規、労務、事務局、高等教育調査研究）を設け、理事会においては、議案ごとに担当理事から報告・提案を受けて審議・決議を行っている。ただし、代表権は理事長のみが有し、理事長以外の理事は、この法人を代表しない（同第 12 条）。

また、理事会機能を補佐するために、法人本部を中心として、高等教育行政の動向や経済環境の変化等、高等教育機関を取り巻く情勢の日常的把握・分析や諸施策の検討・立案を行い、理事の職務遂行を補佐している。

理事長の選任については寄附行為第 5 条に、理事の選任については同第 6 条及び第 8 条に、それぞれ規定し、適切に選任している。また、役員解任については、同第 10 条に規定している。

平成 26 (2014) 年度中には理事会を 16 回開催しており、理事の実出席率は 98.1% と高く、監事も毎回出席し、学校法人の業務に関する意思決定機関として実効性をもって機能している。また、理事会の委任状については、議題毎に賛否及び意見を記載する形式であり、会議欠席に際して書面をもって意思表示を行うものとなっている。

以上のとおり、理事会は、建学の理念及び大学の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制となっており、適切に機能している。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も、本学園を取り巻く社会状況の急速な変化に対応し、建学の理念及び大学の使命・目的の達成に向けて機動的・戦略的に意思決定を行えるよう、理事会機能の一層の向上を図る。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学の校務における意思決定は、学校教育法第 92 条第 3 項「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」に基づき、学長が行なっている。本学は、学校教育法等の改正を踏まえ、学則及び諸規程の総点検・見直しを行なった。学長の意思決定の権限と責任は、学則第 43 条の 2 及び大学職制及び人事規則第 2 条において明確になっている。

本学では、学則第 53 条に基づき、大学の運営に関する重要事項について審議するために、大学協議会を設置している。大学協議会は、学則第 54 条及び大学協議会規程第 2 条の定めるところにより、学長が議長となり、原則毎月 1 回開催している。その運営は、学則及び大学協議会規程に則り行われ、学則第 55 条及び大学協議会規程第 3 条に基づき、大学の制規に関する事項、大学の予算及び大学の事業計画、その他重要な学務に関し学長から諮問された事項、理事長から諮問された事項を審議している。また大学協議会には、大学協議会規程第 11 条に基づき、予算委員会の他、バリアフリー委員会、情報化委員会、施設環境整備委員会、公務員志望学生のための支援対策委員会等計 9 の

特別委員会を設置している。

教授会は、経済学部、法学部、教養部にそれぞれ設置されており、各学部長及び教養部長が議長となり、各学部及び教養部に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教で構成し、原則毎月1回開催している。各学部及び教養部教授会は、学則並びに各学部及び教養部教授会の規程に則って運営しており、各学部及び教養部の教育研究に関する重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

大学院には、研究科委員会が設置されている。研究科委員会は、研究科長が議長となり、研究科の授業科目を担当する専任の教授、准教授、講師及び助教で構成し、原則毎月1回開催している。研究科委員会は、大学院学則及び研究科委員会規程の定めにより行っており、大学院研究科の教育研究に関する重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

このように、本学においては、教育に関する意思決定組織を整備し、それぞれの権限と責任は明確になっている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、大学職制及び人事規則第2条において、「大学を代表し、建学の理念に基づき、学則その他制規の定めるところにより学務を統轄運営する」と定めている。

学長は、大学協議会、大学評価委員会、予算委員会、入学試験委員会等の大学事業計画を遂行する上で重要な会議の議長を務めている。また、教務委員会、学生生活委員会等の主要な会議については、あらかじめ委員長に対して方向性や目標について指示を行い、大学の意思決定と業務執行において、リーダーシップを適切に発揮し、教育研究上の重要事項を決定している。

さらに本学では、学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長及び学長補佐を置き、学長を補佐する体制を整備している。

副学長及び学長補佐は、大学職制及び人事規則第12条において、「大学は必要があるときは、副学長又は学長補佐を置くことができる。」「副学長及び学長補佐は、学長の職務について学長を補佐する」と定めている。副学長2人は、それぞれキャリア支援部長、入試広報部長を兼務しており、学長補佐2人注1人は、図書館長と出版部長を兼務している。また、副学長は経済学部教授1人、法学部教授1人であり、学長補佐は教養部教授、経済学部教授となっており、各学部・教養部教授から構成されている。加えて、副学長及び学長補佐は、大学協議会の特別委員会の委員長職を担っている。このように、副学長や学長補佐が、大学の校務について学長を補佐する体制を整備している。

また本学では、研究成果の社会への発信に向けて、科研費をはじめとする各種外部資金への申請を奨励しているが、これは学長の強いリーダーシップにより推進している。

学長がリーダーシップを発揮し、大学の教育研究機能を最大限に高めていくためには、教職員に学長のビジョンを的確に伝え、その意欲と能力を引き出していくことが重要である。そのため、毎年度4月には、学長が全教職員に対して、本学の中期目標と大学事業計画の趣旨説明を行う機会を設け、認識の共有に努めている。また、辞令交付式や仕事始めの会、各種会議等において、事業計画に基づき、本学の進むべき方向性を提示している。

このように、学長は学校教育法の趣旨に則って、事業計画の遂行に向けて、リーダーシップを発揮している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定組織は、学長のリーダーシップのもと適切に機能している。今後も大学事業計画の実現に向けて、学長のリーダーシップが発揮できるよう学長補佐体制を維持していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

理事会は、学長が第 1 号理事として参画しているだけでなく、学長補佐 1 人、事務局長を理事とするなど、意思決定において教学組織の意向を十分に尊重しうる構成としている。理事会審議の内容については、学長懇談会、大学協議会において報告しており、大学協議会の報告を通じて教授会及び課長会議にも伝達し、全教職員への周知を図っている。学長懇談会は、理事長、学長、常務理事、副学長、事務局長、学長補佐、各学部長及び教養部長等で構成され、原則として毎週 1 回開催し、日常的に法人と大学の意思疎通を図り、全学的な教育改革の推進を迅速に行うために重要な機能を果たしている。また、毎月 1 回開催される学部長会議には、理事長、学長、常務理事、副学長、学長補佐、事務局長、各学部長、教養部長、教務部及び大学教育開発支援センター所長が出席し、各教授会の審議状況が報告され、相互の意思疎通のもとに、各学部及び教養部の運営並びに全学の教学事項に関する審議を行っている。

大学協議会は、学則第 55 条所定の事項を審議するが、その中には理事長からの諮問事項も含めている（同第 5 号）。さらに、理事会の議決が必要な事項については、学長を通じて速やかに理事会に報告・提案し、その承認を受けるといった意思決定の基本的なプロセスを構築している。

こうした中で、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間の緊密な連携協力が図られ、コミュニケーションによる意思決定の円滑化がなされている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

学校法人の意思決定機関である理事会の構成員として、大学から、学長（寄附行為第6条第1項第1号理事）、学長補佐1人及び事務局長の3人が理事に選任されている。また、大学の運営に関する重要事項を審議する大学協議会においては、常務理事である法人本部長をはじめ理事4人が構成員となっている。このように法人及び大学の各管理運営機関において、複数の者が相互の構成員を兼ねる体制をとっている。

本学園に、私立学校法の定めにより、監事及び評議員会を置いている。

監事は、寄附行為第14条に規定する職務を担当する。監事は、毎回の理事会及び評議員会に出席し、それぞれの経験と専門知識を活かして、学校法人の業務及び財産状況の監査を実施している。その上で、監事は、監査結果を理事会・評議員会において報告している。また、監事による監査のほか、経理規程に基づき、毎年度、内部監査を実施しているが、この結果は、理事長へ報告するとともに、監事及び監査法人へ報告し、監査の充実に取り組んでいる。

監事の選任については、寄附行為第7条の規定により適切に行っている。監事2人のうち1人は弁護士（元検事・外部監事）、他の1人は日本船舶海洋工学会会長など多くの学会役員を経験した大阪大学名誉教授（工学博士・外部監事）であり、いずれも監事としての見識と専門性を有している。

評議員会は、17人の評議員をもって構成する学校法人の諮問機関である。予算、事業計画をはじめとする重要事項については、理事長が、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととし、その詳細は同第20条に定めている。また、評議員会は、法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる（寄附行為第21条）。

評議員の選任については、寄附行為第22条の規定により適切に行っている。評議員17人については、市長（弁護士・元検事）や他の学校法人役員、他大学教員等の外部有識者、並びに本学の副学長、学部長等の教員、卒業生及び職員で構成しており、学校法人の公共性を高め、学校法人の運営に多様な意見を反映させていくようにしている。

平成26(2014)年度中に評議員会を5回開催し、評議員の実出席率は85.3%であり、寄附行為の定めに従い諮問機関として適切に機能している。また、評議員会の委任状は、議題毎に賛否及び意見を記載する形式であり、会議欠席に際して書面をもって意思表示を行うものとなっている。

以上のように、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは有効に機能している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、「(略) この法人の業務を総理し、この法人を代表する」（寄附行為第11条）立場から、毎年度の事業計画において、また辞令交付式の挨拶等を通じて、本学の将来構想や重要指針を示すなど、経営者として、法人全体の運営に適切なリーダーシップを発揮している。学長は、「(略) 大学を代表し、建学の理念に基づき、学則その他制規の定めるところにより学務を統轄運営する」（大学職制及び人事規則第2条）立場か

ら、学長懇談会、大学協議会、学部長会議などを主宰し、教学の責任者として、事業計画の遂行に向けて強力なイニシアチブをとっている。前述のとおり、法人及び大学の緊密な意思疎通のもとに、こうした理事長、学長によるリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。

ボトムアップの仕組みとしては、教員については、各教授会の審議状況が学部長会議で報告されることにより、職員については、課長会議の討議内容が事務局長を通じて報告されることにより、いずれも理事長、学長に伝えられている。このように、各種会議の系統的な連携などを通じて、教職員の提案などを汲み上げることが可能となっている。それ以外にも、理事長、学長は、日常的に多くの教職員とのコミュニケーションを図っており、事業計画遂行と迅速な意思決定を支える、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営がなされている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

今後も管理部門と教学部門が緊密な意思疎通の下で一層の連携を図り、大学改革に迅速に取り組むことができるように、改善に努める。そして、その中で、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を持続していく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学事務組織は、学校法人大阪経済法律学園組織図のとおりとなっている。事務分掌は、大学事務分掌規程に定めている。

学校法人の業務を総括するため、法人本部長を置いている。そして、理事長及び学長の指示に従い庶務及び人事に関する事務を統轄し、職員の身分を監督するため、事務局長を置いている。各部門には、部長、センター所長、センター長、室長を配置している。このうち、教務部長、学生部長、キャリア支援部長、図書館長は、教授のうちから、学長の意見を聴いて、理事長が選考する。教務部長、学生部長、キャリア支援部長、入試広報部長、図書館長、出版部長、各研究所長及び大学教育開発支援センター所長は、大学の運営に関する重要事項について審議する大学協議会の構成員としている。

このように、本学においては、大学の使命・目的、各学部の教育研究目的、本学の将

来構想、各年度の事業計画の達成に向けて必要な組織を編成している。

職員は、大学の使命・目的の達成のための事業計画遂行に必要な配置を行っている。職員は、毎年度、人事考課を行っている。職員の昇任・昇格は、人事考課と自己申告書を参考にし、担当業務における実績と求める職務特性に対する本人の適性、意欲、能力等について事務局長と関係部館所長とが協議を行い、学長の意見を聴いて、理事長が選考する。

各部の下に各課を設置しており、各部には、教員を主に部長や部長補佐として配置している。各部業務の遂行に当たっては、各部の下にある各課とともに、各部会議を適宜開催しており、教職協働で、各部・各課の業務を遂行している。このように、各部門の業務の目的、内容に応じて求められる職務特性を考慮し、大学事業計画に即し、教育研究の充実と適正な管理運営を図ることができるよう、教職員を配置している。

以上のとおり、本学においては、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置を行っており、業務の効果的な執行体制を確保している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

理事会の決議と審議内容は、毎週1回開催される学長懇談会において報告されており、大学協議会の報告を通じて、教授会及び課長会議にも伝達指示され、全学の共通認識のもとに円滑な業務執行がなされている。

学長懇談会においては、事業計画の主要課題の進捗や、懸案事項に関する協議を行い、迅速な意思決定と対応が図られている。

大学事務局においては、毎月2回定例開催する事務局会議において、事務局長のもと、大学事業計画の業務点検を行っている。毎月1回定例で開催する課長会議においては、事務局各課の課長・事務長が全員出席し、理事会をはじめ、大学協議会、各種委員会の審議内容を報告の上、認識共有を図る。課長会議においては、当該部課の業務の進捗状況とともに、常に全学の課題を踏まえた課題の共有と対応を審議している。各部課においては、他の部課との連携を念頭に置いて事業計画を遂行している。

このようにして、本学では大学事業計画に基づく業務執行の管理体制を構築しており、それは適切に機能している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本学は、毎年度SD計画を立案し、職員の資質・能力の向上のための研修を組織的に取り組んでいる。

本学においては、情勢の変化に適応し、職員の業務遂行能力と専門性を実践的に育成するために、年間を通じて、各部門の職員に求められる業務特性に応じた研修テーマを定め、① レポート作成・提案型のSD、② 課題解決型SD、③ 知識修得型SD、④ 業務の連続性の確保・継承型SD、⑤ スキル向上型SD、⑥ 自己分析に基づく自己研鑽型SDーを実施している。また、日本私立大学協会をはじめ学外で開催される各種研修会に職員を出席させ、専門知識の修得と校務展開能力の向上に努めている。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学は業務執行の管理体制を構築しており、機能的に運営されている。今後、大学事業計画の完遂に向け、職員の業務遂行能力と専門性を育成し、大学改革を担う職員の校務展開力を高めるための SD を計画的に実施する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園は、平成 25（2013）年度に収容定員増、平成 26（2014）年度に経営学科設置、平成 27（2015）年度に大学院設置を行い、在学生数の増加と教育研究領域の拡大・高度化を進めており、その学年進行と入学者の確保によって学生生徒等納付金収入が増加し、支出超過を段階的に縮小させつつある。

そして、平成 27（2015）年 3 月、平成 28（2016）年度国際学部設置に向けた認可申請を行うにあたり、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 年間にわたる財務計画を策定している。同計画は、既設の経済学部及び法学部とともに、新設する国際学部の入学定員を毎年度充足させることによって学納金収入をさらに増加させ、国際学部完成年度である平成 31（2019）年度において収支均衡の回復を実現する内容となっている。現在、この計画を踏まえて毎年度の予算編成を行い、収支の改善に取り組んでいる。

なお経済学部の入学定員充足率は、過去 5 年間の平均が 1.19 倍、同じく法学部は、1.13 倍であり、いずれも入学定員に沿った適切な学生受入数を継続的に維持している。

以上のように本学園は、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を行っている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園は、平成 8（1996）年度から予算単位制を設けており、本学においては大学予算制度を導入して学生生徒等納付金等の大学の収入について、その全額を大学の教職員人件費及び教育研究活動などの諸活動に充当している。この制度の下、長期にわたる大学の活動継続を図るため、各種の特定資産（建物等減価償却引当特定資産、建物等修繕引当特定資産、退職給与引当特定資産、大学将来対策引当特定資産など）を設定しており、平成 26（2014）年度末現在で合計約 60.6 億円が積み立てられている。

財務状況について、貸借対照表関係比率においては、借入金がないことなどから自己資金構成比率は 95%を超えている（平成 25（2013）年度、医歯系法人を除く大学法人平均 87.4%）。一方、消費収支計算書関係比率においては、消費収支比率 122.7%という

支出超過の状態となっている。これは、教育研究経費比率が全国平均の 31.5%（平成 25（2013）年度、医歯系法人を除く大学法人）を大きく上回る 40%台になっていることが主な要因である。本学園は、教育の質向上を図るため、学部ごとの特性に応じた高付加価値教育の実施、学生の社会的・職業的自立に関する指導・支援等を重視しており、これらの推進に予算を重点配分していることから教育研究経費比率が高水準となっている。人件費比率は 50%台で推移しており、全国平均 52.4%（平成 25（2013）年度、医歯系法人を除く大学法人）と概ね同程度である。

支出超過を解消し、安定した財務基盤を確立するためには、収入の拡大が不可欠であり、本学園では、学生生徒等納付金と補助金収入の拡大に努めている。平成 31（2019）年度に収支均衡を回復させるため、高付加価値教育の展開と就業力の育成・キャリア支援を一層充実させ、入学者の確保に努める。また、支出については、費用対効果の検証を進め、業務の見直しや効率的な予算執行に継続して取り組む。

補助金等の外部資金獲得については、私立大学等経常費補助金の増額を重点的な課題とし、また私立大学等改革総合支援事業の支援対象校に継続選定され交付額が増加するよう取組を強めている。さらに、私立大学等教育研究活性化設備整備補助金及び私立学校施設整備費補助金の獲得による教育環境整備、校舎耐震改修工事等を進めている。このほか、科学研究費補助金等の申請を積極的に行うなど、外部資金の獲得に努めている。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

18歳人口が再減少期に入る 2020 年代に向けて、財務基盤を強化するためには、志願者・入学者の確保が最重要課題である。そのため、適正な管理運営と教育研究の充実に努め、毎年の収支バランスを確保できるよう、収入増を図り、効率的な予算執行等に継続して取り組む。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準及び学校法人大阪経済法律学園経理規程（以下、「経理規程」という。）に沿って適正に実施している。すべての計算書類は、経理規程第 3 条「学園の経理は、学校法人会計基準に基づき、真実かつ明瞭に財政状態及び経営の実績を示すものとする。」に従って作成している。

予算は、毎年 10 月に理事会が決定した方針に従って予算単位（大学、法人部）ごとに予算原案を作成し、これらを理事長が教育研究活動と経営の総合的見地から調整して、

学校法人の予算原案を編成し、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、3月末までに理事会において審議決定している。

予算の執行は、稟議規程、経理規程、固定資産及び物品調達管理規程等に則り、業務別目的別に計上された予算に基づいて適正に実施している。そして、費用対効果の観点に堅持し、予算の効率的な執行と節約に努めている。

会計処理に関する業務は財務部が担当し、会計処理を行う上で、法令等の解釈が不明確な場合は、その都度、日本私立学校振興・共済事業団、監査法人等に確認するなどして、随時適切に対応している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

公認会計士による会計監査は、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査を清稜監査法人に委託し、毎年10月から翌年5月下旬までの間に、延べ50日の監査が実施されている。平成26(2014)年度決算においては、同監査法人から「計算書類が、学校法人会計基準に準拠して、... (中略) ...経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める」との監査報告書が提出されている。

また、監事による監査は、2人の監事が毎回の理事会及び評議員会に出席し、法人の業務及び財産の状況について監査を行っている。平成26(2014)年度決算においては、監事から「学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、... (中略) ...学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はない」旨の監査報告書が提出され、理事会及び評議員会において報告されている。また監事は、毎年、監査法人から監査状況の報告を受けて意見交換を行い、連携を図っている。さらに、内部監査については、経理規程第61条「内部監査は、経理事務執行の適正を期し、かつ、経営の合理化をはかるためにこれを行う。」に基づいて毎年度実施している。その結果は、理事長の他、監事及び監査法人にも報告し、監査の充実に取り組んでいる。

(3) 3-7の改善・向上方策(将来計画)

平成27(2015)年4月より施行される学校法人会計基準の一部改正に対応し、正確かつ適正な会計処理に努める。また、引き続き監事への情報提供やサポートの充実に、内部監査の充実に努める。

[基準3の自己評価]

本学園は、教育基本法及び学校教育法に従い寄附行為を定め、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準に則り、公共性の高い高等教育機関として適正な運営を行っている。

また学内外に、教育情報、財務情報、環境保全、人権・安全への取組状況等を積極的に公表している。

本学園理事会は、建学の理念及び大学の使命・目的を実現するため、寄附行為に基づいて運営されており、適切に機能している。

大学においては、学長を議長とする大学協議会をはじめ、教授会や各種委員会が組織

編成され、諸規程も整備されており、教育に関する権限、責任は、学校教育法の趣旨に則って、学長のリーダーシップのもと適切な運営を行っている。そして、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間の緊密な連携協力が図られ、円滑な意思決定がなされている。業務執行体制は、諸規程によって明確に定められており、業務の効果的な執行体制が確保されている。

財務面においては、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を行っている。

以上のことから、基準 3 を満たしている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学は、平成 7（1995）年に学長を委員長とする自己点検評価委員会を設置し、平成 20（2008）年に名称を大学評価委員会に改めた。大学評価委員会は、本学学則第 1 条に掲げる「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念に基づいて、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性と国際感覚にあふれた独創的で実践力に富む人材を育成し、もって社会の発展と平和に貢献する」という使命の達成を目的とし、大学評価委員会規程第 6 条に、大学が自主的・自律的に自己点検・評価を行う事項を定めている。

本学は、自己点検・評価活動を行い、平成 14（2002）年、平成 19（2007）年、平成 21（2009）年、平成 22（2010）年に「自己評価報告書」を取りまとめた。

その後、日本高等教育評価機構が、第 2 サイクルの大学評価基準を定めたことに伴い、平成 23（2011）年度から、新たな大学評価基準に基づく自己点検・評価を進めてきた。そして、平成 27（2015）年度自己点検評価書の取りまとめを進めている。

大学評価委員会は、学長を委員長、理事の中から理事長が指名する者を副委員長とし、常務理事、副学長、学長補佐、経済学部長、法学部長、教養部長、経済学研究科長、事務局長及び委員長の指名する者（教務部長、大学教育開発支援センター所長、経済学部教授）によって構成されている。このように、本学の大学評価委員会は、大学の使命・目的、各学部の教育目標の実現に向けた教育活動を自主的・自律的に点検を行うことができる体制となっている。

以上のように、本学は、大学の使命・目的に即し、適切な実施体制の下で、自己点検・評価活動を自主的・自律的に行っている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引続き、自己点検・評価活動を適切に実施する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

各部門は、前年度までの大学事業計画の数値目標の達成状況、学部別・学年別の学業継続率、出席状況・単位取得状況、特修講座・資格講座出席状況、資格取得状況、就職率・就職先のデータ、学生による授業評価アンケート結果などのデータをエビデンスとして活用し、部門別に客観的な自己点検・評価を行っている。そして、その結果は、大学評価委員会及び予算委員会（大学協議会の下に設置された特別委員会）において、報告され、全学的な観点からの検討が行われる。予算委員会における検討は、夏休み期間及び12月～1月にかけて、ヒアリングとして、集中的に行われる。この検討を経て、各部門は翌年度の事業計画の立案を行っている。

自己点検・評価及び認証評価の結果については、本学ホームページにおいて公表している。また、自己評価報告書は花岡キャンパス図書館に配架している。学内においては、自己点検評価書が公表されていることを周知するとともに、大学協議会及び課長会議を通じて、全教職員がその内容を共有している。

このようにして、本学では、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を組織的に実施しており、それらのエビデンスに基づく、客観的な自己点検・評価を実施している。その結果は、学内で共有し、社会へ公表している。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も引続き、学生数や教職員数などの基礎データに加え、教育活動や研究活動等のデータを的確に収集・整理していくとともに、社会の変化に対応するための情報収集に努め、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

大学の使命・目的、各学部及び研究科の教育研究目的の実現に向け、本学は、毎年度大学事業計画を立案し、各部門は、大学事業計画に基づき、業務を遂行する。各部門は、業務を遂行しながら、適宜、自己点検・評価を実施し、成果と課題を確認している。また、問題点を総括し、計画の修正や再実践を行っている。このような自己点検・評価の実施状況は、大学評価委員会に報告される。大学評価委員会は、各部門の自己点検・評価の実施状況を、自己点検評価書として取りまとめるとともに、その過程で明らかになった全学的な課題を踏まえ、次年度以降の業務改革課題を設定する。各部門の自己点検・評価結果は、一方で、毎年度、予算委員会におけるヒアリングで、全学的な視点から分析・評価され、その評価を踏まえて翌年度の大学事業計画及び大学予算の策定に活用される。

このようにして、本学は、自己点検・評価の結果の活用のための全学的な PDCA サイクルの仕組みを確立している。そして、自己点検・評価の結果を、教育研究を始めとした大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、適切に機能させている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

予算委員会における、ヒアリングを通じて、各部門の自己点検・評価結果の全学的観点からの分析及び大学事業計画立案に向けた活用については、今後も引き続き実施していく。今後、大学評価委員会は、各部門の改革課題について、毎年度取りまとめ、予算委員会における報告・審議によって自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルをより効果的に機能させる。

[基準 4 の自己評価]

本学は、大学の使命・目的に即し、自己点検・評価を自主的・自律的に行っている。そして、大学の使命・目的及び教育研究目的の達成に向け、管理運営と教育研究活動の改善・向上を図るための適切な実施体制の下で、実効性のある自己点検・評価を実施している。

また、本学では、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を各部門において組織的に行っており、それらエビデンスに基づく、客観的な自己点検・評価を実施している。その結果は、学内で共有し、社会へ公表している。

さらに、本学では、自己点検・評価の結果を、教育研究を始めとした大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、適切に機能させている。

以上のことから、基準 4 を満たしている。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 国際交流事業と国際教育

A-1 目的、使命及び歴史

《A-1 の視点》

A-1-① 大学の使命・目的に即した事業

A-1-② 全学的に推進する組織及び体制

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の使命・目的に即した事業

A-1-② 全学的に推進する組織及び体制

本学は、昭和 46（1971）年の開学時から、「教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献」を建学の理念の三大要件の一つに据え、長年にわたって国際交流・国際教育を自らの使命として教育研究活動を行ってきた。本学における国際交流事業と国際教育の最優先課題は、現代社会の諸課題に対応できる資質と教養を身につけ、積極的に対応できる有為な人材を育成することをもって、社会に貢献することである。

現在、世界 21 ヶ国・地域の 55 大学・研究機関との間で学術交流等の協定を締結し、この下で、学生の相互派遣、国際共同研究、シンポジウムの開催等の取組を行っている（平成 27（2015）年 5 月 1 日現在）。

本学は、昭和 54（1979）年のルーズベルト大学（アメリカ）との協定締結を皮切りに、海外の大学・教育研究機関との国際交流を活発に行ってきた。以来、昭和 61（1986）年に北京大学（中国）、昭和 62（1987）年にハワイ大学（アメリカ）、昭和 63（1988）年に国立台湾大学（台湾）、高麗大学校（韓国）、ロシア科学アカデミー東洋学研究所（ロシア）、平成 5（1993）年に国立フィリピン大学（フィリピン）、崇実大学校（韓国）、平成 8（1996）年にロシア極東国立総合大学（ロシア）、平成 9（1997）年に復旦大学（中国）、平成 10（1998）年にモンゴル国立大学（モンゴル）、平成 11（1999）年にロンドン大学アジア・アフリカ学院（イギリス）、平成 13（2001）年にベトナム国立人文社会科学大学（ベトナム）、チュラロンコン大学（タイ）など、各国の著名大学との間で協定を締結し、学生並びに研究者の交流を推進してきた。その後も海外の大学・研究機関との交流と協定締結に取り組み、近年では、平成 22（2010）年 10 月にキエフ国立大学（ウクライナ）、平成 23（2011）年 2 月に共和国大学（ウルグアイ）、平成 26（2014）年 2 月にマレーシア国立大学（マレーシア）、国立経営大学（カンボジア）などと協定を締結し、活発な交流を行っている。

これら海外協定校との間では学生の相互派遣などの学生交流、国際学術シンポジウムの共催などの学術交流を活発に展開している。

海外協定校との間では様々な留学や海外体験プログラム等の国際教育プログラムを実施しており、平成 9（1997）年度から平成 26（2014）年度までの間に、計 1,200 人以上の学生が留学や海外体験に参加した。一方、グローバル人材育成のもう一つの柱である外国人留学生の受入れと教育には、「留学生 10 万人計画」が発表された直後の昭和 60

(1985)年から本格的に取り組み、これまでに世界19か国・地域から1,600人を超える留学生を受入れてきた。平成20(2008)年に政府が発表した「留学生30万人計画」を受けて、留学受入国の多様化を進めた結果、平成26(2014)年5月1日現在では、6か国346人の私費留学生、6か国・地域16人の交換留学生、合わせて11か国・地域362人の留学生が、本学で学んでいる。日本研究のために滞在する交換留学生はもとより、留学生の存在は本学の学生に大きな刺激を与え、大学の活性化につながっている。

本学の国際化に関するこれらの事項は、国際部と国際交流委員会が担当している。国際部は、①外国の大学、研究機関等との協定に関する事、②学生の留学に関する事、③外国人留学生に関する事—などの事務をつかさどる事務組織である。

国際交流委員会は、①外国の大学・研究機関等との交流推進に関する事項、②留学生の受入に関する事項、③本学学生の外国留学に関する事項、④本学の国際交流プログラムに関する事項—の検討、提案、審議を行う委員会であり、副学長又は学長補佐から1人、国際部長、事務局長、各学部及び教養部から選出された専任教員各1人、国際部事務長、その他学長から指名された者で構成している。

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

長年にわたり展開してきた国際交流、国際教育、国際的学術活動を、全学的な取組として一層強化し、特に、平成28(2016)年度の国際学部開設を見据え、大学の国際化事業を教育課程により明確に位置づけることが課題である。そのために、国際交流委員会及び国際部の役割を強化しつつ、教職員のFD・SDを通し、国際化事業に係る教職員の職能開発・力量向上を図る。

A-2 学術交流

《A-2の視点》

A-2-① 取組みの計画性及び継続性

A-2-② 国際的な学術交流ネットワークの形成

(1) A-2の自己判定

基準項目A-2を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-① 取組みの計画性及び継続性

A-2-② 国際的な学術交流ネットワークの形成

海外協定校との学術交流は、国際共同研究や国際シンポジウムをはじめ活発に展開している。海外協定校の拡大に合わせて、本学は昭和62(1987)年にアジア研究所を設置し、本学教員のほか、国内外の経済、法律、政治、社会、文化等各分野の研究者を客員教授、客員研究員として招聘し、国際共同研究を組織してきた。また、平成15(2003)年には、アジア太平洋地域の平和・人権・人間の安全保障そして多文化共生を基本的な研究テーマに据え、それ以降、多分野にわたる学際的研究・交流を目指して活動している。

北京大学との共同事業として、平成 12 (2000) 年より開始した「東アジア学国際学術シンポジウム」は、政治、経済、文化等東アジアに係わる学術研究の発展と国際的な研究ネットワークの形成を目指す主要な取組であり、平成 26 (2014) 年までにアジアとロシア極東の 5 カ国 7 都市で 8 回にわたって開催してきた。このシンポジウムには、これまでに、本学の海外協定校を中心に、世界 20 カ国・地域から延べ 1,500 人以上の研究者が参加し、研究成果の発表と議論を行ってきた。

表 A-2-1 本学が主催、共催した主な国際学術会議 (昭和 63 (1988) 年～平成 25 (2013) 年)

開催日	開催都市	会議名	共催など
昭和 63 (1988) 年 8 月	北京	第 1 回日中唯物弁証法シンポジウム	北京大学
昭和 63 (1988) 年 8 月	北京	第 2 回ロシア学国際学術討論会	北京大学
平成元 (1989) 年 11 月	大阪	第 1 回国際学術シンポジウム「東アジアの社会と経済」	
平成 2 (1990) 年 8 月	大阪	第 3 回ロシア学国際学術討論会	北京大学
平成 3 (1991) 年 8 月	北京	第 2 回日中唯物弁証法シンポジウム	北京大学
平成 3 (1991) 年 11 月	大阪	第 2 回国際学術シンポジウム「東アジアの社会と経済」	
平成 4 (1992) 年 8 月	北京	第 4 回ロシア学国際学術討論会	北京大学
平成 5 (1993) 年 11 月	大阪	第 3 回国際学術シンポジウム「東アジアの社会と経済」	
平成 6 (1994) 年 6 月	大阪	国際シンポジウム「コンピュータ時代の識字教育」	ユネスコ
平成 7 (1995) 年 8 月・10 月	大阪 北京	第 4 回国際学術シンポジウム「東アジアの社会と経済」 歴史部会、経済部会、環境部会 (大阪)、 政治部会 (北京)	
平成 9 (1997) 年 8 月	大阪	第 5 回ロシア学国際学術討論会	北京大学
平成 10 (1998) 年 8 月 ～ 平成 11 (1999) 年 2 月	4 都市	第 5 回国際学術シンポジウム「東アジアにおける社会と経済」—歴史部会、哲学部会 (北京)、法律部会 (延吉)、経済部会 (上海)、政治部会 (ホノルル)	北京大学、 延辺大学、 復旦大学、 ハワイ大学
平成 11 (1999) 年 3 月	ソウル	韓国延世大学校統一研究院との共同セミナー	延世大学校
平成 11 (1999) 年 9 月	瀋陽	国際学術シンポジウム	遼寧大学
平成 12 (2000) 年 2 月	ホノルル	第 6 回ロシア学国際学術討論会	北京大学、 ハワイ大学
平成 12 (2000) 年 9 月	北京	第 1 回東アジア学国際学術シンポジウム「東アジア学研究の現状と課題」	北京大学
平成 12 (2000) 年 11 月	大阪	東アジア国際学術討論会「2000 年前の東アジア」	
平成 14 (2002) 年 8 月	北京	アルタイ学国際学術討論会	中国中央民族大学
平成 14 (2002) 年 8 月	北京	第 2 回東アジア学国際学術シンポジウム	北京大学
平成 16 (2004) 年 2 月	東京	アジア太平洋研究センター設立記念シンポジウム 「アジア・太平洋の平和と人権—ディアスポラを中心に」	
平成 16 (2004) 年 12 月	バンコク	第 3 回 東アジア学国際学術シンポジウム	北京大学、 チュラロンコン大学
平成 17 (2005) 年 2 月	東京	国際シンポジウム「移住者の人権と移住者コミュニティの安全—国際社会から見た日本の現状」	国際労働機関、 国際移住機関
平成 17 (2005) 年 12 月	東京	第二次世界大戦終結 60 周年記念シンポジウム 「21 世紀の世界秩序とアジア太平洋の和解と共存」	北京大学、 ハワイ大学

平成 18 (2006) 年 9 月	ハノイ	第 4 回 東アジア学国際学術シンポジウム	北京大学、 ベトナム社会科学 学院、
平成 20 (2008) 年 9 月	大阪	第 5 回 東アジア学国際学術シンポジウム	北京大学
平成 22 (2010) 年 9 月	ウラジス トック	第 6 回東アジア学国際学術シンポジウム「多極化 する世界の中の東アジア」開催	北京大学、 ロシア極東連 邦大学、 ロシア科学ア カデミー
平成 23 (2011) 年 9 月	北京	日中哲学シンポジウム開催	北京大学
平成 24 (2012) 年 9 月	広州	第 7 回東アジア学国際学術シンポジウム 「新し い世界秩序と東アジア」開催	北京大学 中山大學
平成 25 (2013) 年 8 月	大阪	第 5 回スラブ・ユーラシア研究東アジア大会開催	
平成 26 (2014) 年 9 月	瀋陽	第 8 回東アジア学国際学術シンポジウム「再構築 される東アジア」開催	北京大学 遼寧大學
	大阪	NEAS-Net (北東アジア研究交流ネットワーク) 第 9 回 フォーラム&シンポジウムの開催 (北東アジア研 究交流 ネットワークと共催)	

(3) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、これまでも海外協定校を着実に増やし、国際的な学術交流を行ってきた。これまで積み上げてきた国際的な学術交流を、今後も引き続き積極的に展開し、より高い到達点を目指して努力を重ねる。そのためにも、国際的な学術交流事業を大学のグローバル化に資する事業と位置づけ、全学的に進めるため、取組み体制をさらに強化する。

A-3 国際教育

《A-3 の視点》

A-3-① 全学的推進

A-3-② 取組みの組織性及び体系性

A-3-③ 取組みの多様性

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

A-3-① 全学的推進

A-3-② 取組みの組織性及び体系性

A-3-③ 取組みの多様性

本学における国際教育の特色は、学生が共通教育科目で修得する外国語能力や異文化理解の知識を海外派遣プログラムと関連付けていることにある。それは、新入生に国際的視野と国際教養の有用性を明示し、国際社会と異文化理解に対する関心と学修意欲を喚起することから始まる。そして、外国語教育をはじめとする共通教育科目で意欲とコミュニケーションスキルを培い、2 年次以降の海外留学と専門教育を通じて強化・育成

し、国際性と専門性を具備した人材養成へとつなげていくことによって達成されている。

1) 外国語教育・国際教養教育・専門教育

本学は、国際教育を、3段階に分けている。第1段階は第1～3セメスターの外国語科目、第2段階は第4セメスターの留学を軸にした教育、そして第3段階として第5～8セメスターの専門教育科目と希望進路を軸にしたキャリア支援教育で構成している。

英語、中国語及び韓国語については、留学コースを開設しており、そのプログラムは第4セメスターを海外協定校で学修するLSP (Language Study Program) 留学に備えるための内容となっている。

各留学コースの外国語科目は、1クラス20人以下の習熟度別編成とし、コース内容を熟知したコースアドバイザーを配置している。そこでは、外国語学修や文化・社会紹介だけではなく、派遣プログラムの紹介、コース生の交流会、社会見学、留学激励壮行会など、様々な課外活動を組織し、学生の異文化及び他言語圏への関心を刺激する試みを行っている。英語圏への留学を目指す学生に対しては年2回のTOEIC IP試験を、中国留学を目指す学生には年1回の中国語検定試験の受験を促し、大学が受験料を一部補助している。

海外留学を終えた学生の多くは、語学力の向上とより深い専門知識の修得を目指して、後述する次の「STAGE」へと学修を進める。共通教育科目において、上級者用の外国語科目を開講し、経済学部においては、英語、韓国語、中国語で行われる専門教育科目を、法学部においては英語で行われる専門教育科目を開講している。

2) 海外派遣プログラム

本学の国際教育の中で重要な役割を果たしているのが、海外協定校及び卒業生の協力を得て実施している、海外派遣プログラムである。平成22(2010)年度から平成26(2014)年度までの過去5年間の年平均の海外派遣者数は88.5人で、平成26(2014)年度には110人(本学在学生数比率4.8%)となっている。

海外派遣プログラムは、全学生を対象に実施しており、STAGE1(参加資格不問の短期体験型)、STAGE2(緩やかな選抜を経る中期留学型)、STAGE3(厳正な選抜を経る専門・キャリア型)の3ステージで構成している。学生は、自らの関心・レベル等に応じて、どのステージからでもプログラムに参加することができる。

それぞれのステージは、正課教育と連動しており、個々の学生の学修状況に合致したプログラムとなっている。また、海外派遣プログラムにSTAGE制を導入したことにより、参加学生数のみならず、次のSTAGEへのレベルアップを求める学生も増加するなど、教育的効果が見られる。

なかでも特徴的なのが、STAGE1に配置している「海外フィールドスタディ」と「国際学生交流セミナー」という2つの短期プログラムである。「海外フィールドスタディ」は、派遣国でのボランティア活動や学生・市民との交流を通じて、その国の文化と社会について学ぶことを目的に実施しているもので、「国際学生交流セミナー」は6～8か国の大学生が日本、中国、韓国を共に旅しながら行う合宿型セミナーである。いずれのプログラムも語学力の向上という意義に加えて、学生たちが異文化に出会い、異なる国の

人々と交流することの楽しさを早期に体験することを通じて、異文化に対する適応力や好奇心・積極性を高め、学修のモチベーションを高めることを目的に実施している。平成 26（2014）年度には、61 人の学生が参加した。

本学の海外派遣プログラムを支えるのが、独自の奨学金制度である。現在、STAGE2 の参加者のうち、成績（TOEIC と GPA）上位者約 20 人に対し、派遣先授業料の全額又は半額を支給している。また、STAGE 3 の海外協定校との交換留学制度 ESP（Exchange Student Program）は、授業料と寮費が原則免除され、一部学生には奨学金も給付している。ロンドン大学東洋アフリカ学学院への派遣留学制度 ASP（Academic Study Program）では、学生に対し授業料と渡航費全額を給付している。海外インターンシップ採用者には、渡航費を給付している。

表 A-3-1 派遣プログラムの配置表

主な内容	派遣プログラム（派遣国）	STAGE	開始年度
語学研修 体験学修	海外語学研修（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国、ドイツ、フランス、ロシア）	1	昭和 54（1979）年度
	国際学生交流セミナー（中国、韓国）	1	平成 7（1995）年度
	海外フィールドスタディ （中国、韓国、ベトナム、ネパール、ミャンマー、マレーシア）	1	平成 16（2004）年度
外国語学修	LSP（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国）	2	平成 11（1999）年度
専門学修 就業体験	ASP（Academic Study Program）（英）	3	平成 19（2007）年度
	ESP（Exchange Student Program）海外協定校	3	平成 6（1994）年度
	海外インターンシップ （香港、中国、韓国、アメリカ、タイ、ベトナム）	3	平成 17（2005）年度

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

国際教育と交流の発展に向けて、海外協定校ネットワークの更なる充実を課題とする。グローバル人材養成への経済的・社会的ニーズが高まる中、プログラムの効果の向上、安全な実施を担保することができる海外協定校との関係強化、協定締結が課題となる。

学生の関心を早い段階で発掘し、意欲を持続的に維持・向上させ、グローバル人材として育成することが課題である。具体的には、国際教育を更に発展させるためには、入学後の早い時期に学生の意欲を引き上げるプログラムを充実させる。

教育に係る種々のプログラムに、意欲を持って参加する学生の裾野を広げると同時に、効果の質を向上させることが緊要である。将来的には、政府のグローバル人材育成に関する政策に即して、海外体験者数と外国語検定試験の設定スコアをクリアした学生数の総数を、在学学生数の 10%以上にまで引き上げる。同時に、多様な留学生を受入れ、相互理解と尊重を育み、共に成長できる大学文化の創出及び発展に取り組む。

教育の効果検証は、今後の国際教育の在り方と関連する重要な課題である。国際教育の効果＝受ける前と受けた後の客観的な効果検証の方法を確立する。

A-4 留学生の受入れと教育

《A-4の視点》

A-4-① 留学生の受入れ

A-4-② 留学生への支援

(1) A-4の自己判定

基準項目 A-4 を満たしている。

(2) A-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-4-① 留学生の受入れ

A-4-② 留学生への支援

1) 私費留学生の受入れ

本学は、これまで中国・台湾、韓国、モンゴル、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、マレーシア、カンボジア、インドネシア、インド、アメリカ、カナダ、ロシア、ウクライナ、ケニアなどから数多くの留学生を積極的に受け入れてきた。本学では、国内日本語学校などからの留学生志願者に対しては「日本留学試験（日本学生支援機構主催）」、「日本語能力試験（国際交流基金、日本国際教育支援協会主催）」の得点を活用した入学者選抜試験で選考を行っており、また、海外現地では、本学独自の入学試験を実施している。平成 26（2014）年度入試では、中国、韓国、モンゴル、ベトナム、ミャンマーの 9 会場で留学生海外現地募集を実施した。

2) 交換留学生の受入れ

交換留学生の受入は、海外協定校との関係強化と在学生との交流を通じた本学国際教育への貢献、また海外協定校と共同しての人材育成・知的国際貢献に寄与している。

海外協定校からの推薦により受入れる交換留学生は、日本での勉強・研究はもちろん、学内外の交流事業に積極的に参加し、本学の国際交流において重要な役割を果たしている。日本人学生に対する外国語講座、八尾市及び東大阪市の小中高校での国際教育への貢献など、学内外における国際交流事業に果たす役割は大きい。

すべての交換留学生は授業料が免除され、一部の交換留学生については相互主義の原則に基づき、寮費を免除している。更に、大学独自に奨学金（交換留学生学習奨励費）を設け、交換留学生に対して奨学金を支給している。

平成 6（1994）年以来、毎年、海外協定校からの交換留学生を受入れており、平成 26（2014）年度に受入れた交換留学生数は 8 か国・地域の 17 人である。

3) 留学生への支援

① 経済的支援

本学では、留学生への学修・生活支援として、授業料の 30%減免を実施している。また、留学生の積極的な受入を進めるべく、本学独自の留学生宿舎（2 棟）を管理・運営している。留学生宿舎の収容定員は 130 人であり、低廉な家賃設定で留学生たちの生活を支えている。

② 学修支援

留学生の授業出席状況、学修状況をきめ細かくチェックし、問題があれば、早期に解決するシステムを構築している。留学生との間に信頼関係を形成するために入学直後に新入留学生全員を対象に「生活応援キャンプ」を実施し、教職員、上級生、日本人ボランティア学生などと交流することで、大学での学修と生活への不安を払拭し、留学生たちの悩みや相談、意見を聞いている。

留学生への個人面談は、年2回から3回実施し、状況を国際部内で共有している。また、留学生が多欠席、低単位に陥らないよう、演習担当教員と連携して連絡や下宿訪問、面談を行うなど問題の早期解決に取り組んでいる。

③ その他

国際部では、留学生を対象とした「異文化交流行事」を年6回以上実施している。各取組は、大学からの支援により、留学生の経済的負担軽減を図っている。異文化交流行事には、毎回、多くの日本人学生（参加学生の20～30%程度）も参加している。異文化交流行事の主な取組内容は、下記一覧表のとおりである。更に、女子留学生と日本人女子学生の交流と協働を促すJAZZダンスサークル（週1回実施）、留学生が講師を務める「英語基礎講座」など、留学生の特性を活かした交流の組織・運営に努めている。

近年は東南アジア、イスラム教徒の留学生が増加しており、花岡キャンパスE号館の国際部と八尾駅前キャンパスに「Prayer Space」を設け、イスラム教徒の学生の便宜を図っている。

表 A-4-1 平成 26（2014）年度主な異文化交流行事

実施時期	内容
4月	生活応援キャンプ
5月	スポーツ交流（ソフトボール、サッカー等）
6月	異文化交流（日本の伝統）
10月	日本文化体験（和歌山県御坊市）
11月	学園祭での留学生模擬店支援
12月	スポーツ交流（スキー体験）
1月	新年交流会
3月	卒業祝賀会
その他	交換留学生歓送迎会など

(3) A-4 の改善・向上方策（将来計画）

グローバル化が急速に進む中において、より多様な国から留学生を受入れ、有為な人材を養成し、社会に送り出すことは、本学の課題である。そのために、留学生の募集活動をより積極的に進めると共に、文化的背景を異にする留学生の快適で安全な大学生活を保障する制度、施策を実行する必要がある。

また、異文化理解と多文化共生が大学の文化として根付いたキャンパス整備を更に推進することが課題である。

【基準 A の自己評価】

本学の国際交流事業と国際教育は、「教育研究を通じて人権の伸長と国際平和に貢献することを使命とする。」とした建学の理念に基づき、大学、学部の教育目的の中に明確に位置づけられており、大学事業計画に基づいて実行されている。

国際的な教育と研究をより強固なものとして確立すべく、計画的に海外協定校ネットワークを拡充し、それを活用した具体的な教育内容、学術交流活動を策定・実行し、所期の目標達成に向けて取組み、成果を得ている。